

**平成23年度**  
**南丹市総合振興計画実施計画**  
**(平成24年度～平成26年度)**

**平成23年9月**  
**南 丹 市**



# 目 次

## 1. 実施計画の構成について

- 計画策定の趣旨..... 1
- 計画の期間..... 1
- 計画策定の考え方..... 1

## 2. 実施事業一覧表

- 施策の体系と実施事業一覧..... 2

## 3. 個別事業計画書

- 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る..... 34
- 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る..... 118
- 第3章 人・物・情報を高度につなげる..... 199
- 第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く..... 220

# 1. 実施計画の構成について

## ■ 計画策定の趣旨

南丹市総合振興計画『実施計画』は、基本構想に示した本市の将来イメージ「森・里・街がきらめく ふるさと南丹市」を実現するため、将来にわたる財政の見通しや行政改革推進の視点に立ち、基本計画で定めた施策の方針に基づいて実施する事業について、その具体的な内容や事業費等の計画をお示しするものです。

## ■ 計画の期間

実施計画の期間は、平成24年度から平成26年度までの3年間とします。

なお、計画は社会情勢の変化や行財政状況等の動向に迅速に対応し、現実と調和したものとするため、毎年度の改定を行うローリング方式を採用した短期計画としています。

## ■ 計画策定の考え方

- ▶ 実施計画は、総合振興計画「基本計画」の4つの「章」と「節」、「施策の方針」に位置づけて重点的に行う事業として取りまとめて掲載しています。なお、今計画期間内に優先かつ重点的に実施すべき分野の主要事業の計画が明らかでない場合は、施策の方針の位置づけに事業を示していない場合もあります。
- ▶ 事業実施期間については、実施期間が明確な事業についてはその期間を記入していますが、継続的な事業に関しては実施計画の計画期間である平成26年度までを事業実施期間として記入しています。
- ▶ 事業費については、「おおむねどれくらいの規模の事業であるのか」「1年で終わる事業なのか、数年間かかる事業なのか」「事業費は増えていくものか、減っていくものか、年次的にどのような推移が見込まれるのか」といった事業の性格をお示しするものであり、各事業の毎年度の実施は経済状況、財政状況などを考慮して、予算作成時に改めて検討がされるものです。

# 2. 実施事業一覧表

■施策の体系と実施事業一覧■

# 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る

## 1. 安心して子育てができるまちをめざす

(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり

実施事業名	事業概要	実施期間
■ にこにこ育児推進事業	子育てに対する不安を解消するため、課題設定型講座を開設する。	24～26
■ ファミリー・サポート事業	子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と援助を行う人（提供会員）を募集・登録し、アドバイザーが仲介し、有償で会員相互の援助活動を行う。（社会福祉協議会に運営委託）	24～26
■ 家庭教育支援事業	親が参加する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供や父親の家庭教育への参画を促進する。市内の各幼・小・中学校において家庭教育学級を実施する。	24～26
■ 子育てすこやかセンター事業	在宅の親子支援の場として子育てすこやかセンターを開設。施設開放、各種講座、相談、情報提供を実施。地域巡回事業も実施。	24～26
■ 子育て応援ボランティアバンク事業	子育て支援関係団体の把握、ネットワークの構築、協働による活動支援、活動と利用のコーディネート。	24～26
■ 就学前幼児読書環境充実事業	早い段階から読書に対する関心を喚起し、情緒や言葉の発達を促すため、保育所等における読み聞かせを行う。	24～26
■ 青少年活動事業	心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むことを目的として地域の指導者（学習アドバイザー等）と連携して実施している。事業内容は、ものづくり、環境活動、共同作業、三世代交流等である。	24～26
■ 母子生活支援事業	ひとり親家庭の情報交換、生活支援講習会の開催。DV被害者の避難等、母子の安全確保と自立支援のため、母子生活支援施設への入所を措置する。母子家庭の自立を促進するため、資格取得に対して給付金を支給。	24～26

(2) 子育て世帯への経済的支援の推進

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 子育て支援医療費助成事業	乳幼児と児童・生徒等の医療機関でかかった医療費の一部を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減する。	24～26
■ 子育て手当等支給事業	子育て世帯への支援として、「子宝祝金支給事業」「入学祝い金支給事業」「子育て手当支給事業」を実施する。	24～26
■ 不妊治療費給付事業	不妊治療のうち、保険適用のある治療及び人工授精に要する本人負担額の2分の1以内の額を助成する。	24～26
■ 母子医療費支給事業	母子等が医療機関でかかった医療費の一部を助成することにより、母子世帯の経済的負担を軽減する。	24～26

## 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る

(3) 多様な保育の推進	<b>実施事業名</b>	<b>事業概要</b>	<b>実施期間</b>
	■ 病児・病後児保育事業	病児・病後児保育ができる施設・体制を整備する。	24～26
	■ 保育所運営事業	概ね平日 8:30～16:30 の平常保育をはじめ、近年保護者要望が多い早朝保育、延長保育、土曜集合保育、障がい児保育等の安定的な保育所運営を行い、児童の健全な育成と保護者の就労支援を行う。	24～26
	■ 保育所耐震化改修事業	平成 21 年度に実施した保育所施設の耐震診断により、強度不足と判定された八木東幼児学園、城南保育所の耐震補強工事を実施する。	24
(4) 就学前教育の充実化	<b>実施事業名</b>	<b>事業概要</b>	<b>実施期間</b>
	■ すこやか学園管理運営事業	就園前の幼児に遊びの場と遊びの友達を提供する。懇談会・講習会等、保護者同士の学び合い・育ち合う場を提供する。親の子育ての悩みについて相談に応じる。	24～26
	■ 幼稚園教育の推進	園部幼稚園と八木中央幼稚園が持っている特性を活かし、より緊密に連携をとり幼児教育を推進する。また、保護者はもちろん地域の教育力を高める取り組みを進め、市内保育所や小学校など関係機関と連携を深め、幼児のすこやかな成長を促す。	24～26
(5) 放課後の子どもの育成の場づくり	<b>実施事業名</b>	<b>事業概要</b>	<b>実施期間</b>
	■ 安心・安全の居場所づくり事業	保護者の就労等により放課後の家庭保育が欠ける児童に対し適切な遊び及び生活の場を与えることによりその健全育成を図る。 開設時間 平日：授業終了時から午後 6 時まで 土曜日・学校の長期休業期間・学校振替休業日：午前 8 時から午後 6 時まで	24～26
(6) 多様な支援の一体的な推進	<b>実施事業名</b>	<b>事業概要</b>	<b>実施期間</b>
	■ 育児支援事業	子育て中の親子支援のため、保健師・栄養士等による子育て相談、離乳食教室、1 歳すくすく教室を実施する。子育てに悩む親子や発達発育が気になる乳幼児に対して、にこにこ親子教室や小集団での遊びの教室を行う。	24～26
	■ 地域子育て支援事業	子育てサポート派遣事業：育児疲れ等の養育困難家庭にサポーターを派遣し家事や育児支援を行う。 子育て短期支援事業：児童養護施設への入所または通所により子どもの養育、生活の安定を図る。(ショートステイ、トワイライトステイ)	24～26

2. 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる

(1) 学校規模の適正化

実施事業名	事業概要	実施期間
<p>■生きる力を育む学校教育環境整備検討事業</p> <p>・学校教育環境等整備検討事業</p>	<p>子どもたちの学びと育ちをより確かなものにするため、物的、人的な学校教育環境を整備する。</p>	24～25

(2) 学校教育の充実

実施事業名	事業概要	実施期間
<p>■ことばの力育成指導員設置事業</p>	<p>各中学校を拠点校として「ことばの力支援員」を配置し、各小学校を巡回し、学校の言語環境の改善整備を図る。</p>	24
<p>■もうすぐ1年生体験入学推進事業</p>	<p>就学前の保育と教育の取り組みを小学校教育に接続する事業として実施</p>	24～26
<p>■教育研究委託事業</p>	<p>幼・小・中学校の創意工夫により、以下の事業を対象とした研究事業を実施する。</p> <p>①卓越性を目指す「特色ある学校づくりに関するもの」                  ②学力向上を図る「基礎学力向上に関するもの」                  ③人権教育の推進を図る「人権教育に関するもの」                  ④学びに向かわせる就学前教育の在り方</p>	24～26
<p>■教育創造事業（小学校）</p>	<p>各学校の実情に応じた効果的な取り組みを、学校提案型の研究事業として児童生徒へ還元していくとともに、充実した教育実践を図るうえで、市内各小学校への波及効果を目指す。</p>	24～26
<p>■教育創造事業（中学校）</p>	<p>各学校の実情に応じた効果的な取り組みを、学校提案型の研究事業として児童生徒へ還元していくとともに、充実した教育実践を図るうえで、市内各中学校への波及効果を目指す。</p>	24～26

## 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る

■小・中学校英会話事業	市の直接雇用により配置された外国語指導助手（ALT）が、日本人教員とともに児童生徒に対して英語を指導する。	24～26
■小・中学校教育振興事業	児童生徒の実態や地域社会の実情を活かして、心の教育、人権教育、環境教育、情報教育、体力、競技力の向上、芸術・文化の振興等特色ある学校づくり条件整備の推進を積極的に図る。併せて、各種調査により向上度の検証を図る。	24～26
■小・中学校通級指導教室事業	小・中学校において通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童・生徒に対し、その障がいに応じ、週に数回の特別指導を実施。また、特別支援教育を必要とする児童・園児・生徒にかかる教育相談・発達検査を実施。本教室のコーディネーターは、本市学校・園・所のリーダー的コーディネーターとして、特別支援教育の先導的役割を担っている。	24～26
■特別支援教育支援員配置事業	学校教育法施行令第5条に定める認定就学者をはじめ、様々な障がいのある児童生徒が在学しており、特に通常の学級においては、発達障がいを含む障がいのある児童生徒が在籍している現状がある。このような状況を踏まえ、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う特別支援教育支援員の配置を行う。	24～26

### (3) 学習施設と設備の整備

実施事業名	事業概要	実施期間
■教育施設整備事業	安心・安全の学校づくりのため必要な修繕や改修、耐震補強、改築等の工事を行い、教育施設における良好な教育環境整備を図るため、教育施設整備事業を実施する。	24～26

### (4) 通学支援

実施事業名	事業概要	実施期間
■通学対策事業	遠距離通学のため、バス・JR電車等を利用する児童生徒の定期券代について、一定額を超えた分を補助する。	24～26

3. 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる

(1) 生涯学習拠点施設の充実	<b>実施事業名</b>	<b>事業概要</b>	<b>実施期間</b>
	■ いきいき講座開設事業	各種講座・講演会・研修会等の企画・運営。	24～26
(2) 生涯学習推進組織の育成強化	<b>実施事業名</b>	<b>事業概要</b>	<b>実施期間</b>
	■ 社会教育関係団体支援・育成事業	南丹市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。	24～26
(3) スポーツ・レクリエーション施設の充実	<b>実施事業名</b>	<b>事業概要</b>	<b>実施期間</b>
	■ 社会体育施設整備事業	社会体育施設の大規模改修工事の実施	25～26
(4) スポーツ・レクリエーション活動の振興	<b>実施事業名</b>	<b>事業概要</b>	<b>実施期間</b>
	■ 体育施設利用促進事業	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため市立社会体育施設を設置・管理する。	24～26
(5) 文化芸術の振興	<b>実施事業名</b>	<b>事業概要</b>	<b>実施期間</b>
	■ いきいき健康事業 ・生涯スポーツ振興事業 ・青少年スポーツ育成事業	スポーツに親しむことによって市民の健全な心身を育成し、スポーツ振興を通じた子どもの体力向上は必要不可欠であり、そのための各種事業を実施する。	24～26
(5) 文化芸術の振興	<b>実施事業名</b>	<b>事業概要</b>	<b>実施期間</b>
	■ 青少年自然文化体験活動	市内在住の児童(障がいのある児童を含む) に対し、休日や長期休暇中に、広く地域の人たちや他の子どもたちと交流する中で、様々な体験ができる機会を提供する。	24～26
(5) 文化芸術の振興	<b>実施事業名</b>	<b>事業概要</b>	<b>実施期間</b>
	■ 青少年活動事業 (ビートフェスティバル)	市内の小学校で学習している和太鼓サークル等が一堂に会し、日頃の練習の成果発表することにより、学校同士の連携や子どもたち等の交流を図る。 ・和太鼓の発表会	24～26
(5) 文化芸術の振興	<b>実施事業名</b>	<b>事業概要</b>	<b>実施期間</b>
	■ 文化祭事業	文化活動の振興と各種文化団体の育成並びに郷土文化の向上を目指し、文化協会とともに文化祭を実施する。	24～26

4. 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する

(1) 市民の健康づくりへの支援

実施事業名	事業概要	実施期間
■健康づくり推進事業	命に係る心疾患・脳血管疾患等の生活習慣病の早期発見・予防のために、また、要介護の原因ともなるので、受診勧奨、悪化予防のためにも、メタボリックシンドロームに着目した検査・問診等を実施している。 重い肝臓病の原因となるB・C型ウイルス感染の早期発見のため検査を実施している。 健診の結果から個別・集団で健康教室・健康相談を開催し健康づくりの実施。 食改協等地区組織への支援。	24～26
■母子保健事業	妊娠時に、母子健康手帳を発行し妊婦健康診査の公費負担受診券を配付、牛乳を支給する。(牛乳の支給は所得制限がある) 母親教室を開催する。 出生後は、こんにちは赤ちゃん訪問を全出生児を対象に行い、必要に応じて保健師・栄養士等が経過訪問を実施する。乳幼児の健康診査を実施する。	24～26
■老人医療費支給事業	南丹市老人医療費の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満の高齢者のうち、所得税非課税世等の低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。	24～26

(2) 地域医療の充実

実施事業名	事業概要	実施期間
■地域医療・保健体制確保事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的医療機関の施設管理及び地域医療活動に対する支援</li> <li>・市直営診療所(美山林健センター診療所)の運営</li> <li>・医師等確保のための奨学金貸付け</li> <li>・公立南丹病院組合への負担金拠出</li> </ul>	24～26

(3) 食育及び食の安全確保

実施事業名	事業概要	実施期間
■各小中学校の給食	南丹市内の小中学校、美山中学校で週5日の完全給食及び八木中学校でミルク給食を実施。完全給食は米飯を軸に行っており、地元産野菜の活用を高めつつ実施。	24～26
■学校給食共同調理場配送車購入事業	安心・安全の学校給食を継続するため、共同調理場配送車を計画的に更新する。	24～26
■学校教育における食育の推進	各学校での安心で安全な学校給食の提供。児童生徒(保護者)への「食」に関する指導。給食関係者の衛生管理及び食育の推進。	24～26

## 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る

(4) 若者定住へ向けた住環境の整備	実施事業名	事業概要	実施期間
	<b>■若者出会い応援事業</b>	少子化対策の一環として、未婚・晩婚が進む中で結婚や子育てへの意欲の向上を図り、婚姻による市内への定住を促進するため、若者の出会いの場づくりを推進する。	24～26

  

(5) 高齢者が安心して暮らせる自立支援	実施事業名	事業概要	実施期間
	<b>■家族介護者等支援事業</b> ・家族介護教室事業 ・家族介護者交流事業 ・介護用品支給事業 ・在宅介護支援事業	在宅で高齢者等を介護している方や介護に関心のある方を対象に、様々なテーマに基づいた介護教室や講演会等を開催するとともに参加者同士の交流を図る。また、在宅において要介護4・5の高齢者の介護者で住民税非課税世帯を対象に、介護用品の購入費助成や寝たきり高齢者等の介護慰労金を支給する等の支援を行い、介護者の負担軽減を図る。	24～26
	<b>■介護相談員派遣事業</b>	介護相談員養成研修を受講した相談員を施設サービス事業所に派遣し、利用者の要望や苦情等の聞き取りを行う。	24～26
	<b>■介護予防活動支援事業</b>	各公民館及び隣保館において、手芸・陶芸・園芸・音楽・健康づくり体操等、介護予防として生きがいに繋がる場の提供と支援を実施する。	24～26
	<b>■緊急通報体制等整備事業</b>	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置付電話機等を設置し、緊急時の連絡体制をつくる。	24～26
	<b>■高齢者等生活支援事業</b> ・外出支援サービス事業 ・軽度生活援助サービス事業 ・食の自立支援事業 ・訪問理美容サービス事業	在宅の高齢者が住み慣れた地域での自立した生活を送れるよう、日常生活上の支援等を行う。	24～26
	<b>■地域包括支援センター事業</b>	包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等）を一体的に実施する。	24～26

## 第 1 章 生涯充実して暮らせる都市を創る

(6) 障がいのある人が安心して暮らせる自立支援

実施事業名	事業概要	実施期間
<b>■ 子育て発達支援センター事業</b>	障がいを早期に発見し適切な指導、助言を行うための相談支援事業、人のかかわりに不安のある子どもや心身の発達に遅れのある子どもとその保護者に対し、一人ひとりに適した療育並びに放課後活動の居場所の指導・援助を行う日中一時預かり事業の3事業を取り組み地域で安心して生活が送れるよう支援する。	24～26
<b>■ 障がい者グループホーム等整備支援事業</b>	障がいのある人が住み慣れた地域での暮らしの支援、また、障がい者の親が亡き後の生活の場への支援について、障がいのある人が将来において安心して生活を営める環境づくりをするため、法人等において実施されるグループホーム等の施設整備に対する助成を行う。	24～26
<b>■ 障がい者医療助成事業</b> ・ 自立支援医療給付事業 ・ 重度心身障害老人健康管理事業 ・ 福祉医療費支給事業	障がいのある人に必要な医療を提供するとともに、医療費の助成を行い、経済的負担の軽減を図る。	24～26
<b>■ 障がい者等生活支援事業</b> ・ 介護給付事業 ・ 難病患者等居宅生活支援事業 ・ 日中一時支援事業・生活サポート事業	障がいのある人が、地域で安心して暮らせるよう、介護や訓練・補装具・日常生活支援等に必要なサービスを提供する。	24～26
<b>■ 地域活動支援センター事業</b> ・ 相談支援事業 ・ 地域活動支援センター事業	障がいのある人等が地域の身近なところでいつでも通える場所を提供し、作業や社会交流等、障がいのある人の相談支援を行ない、自立と社会参加を支援する。	24～26

## 第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る

(7) 高齢者・障がいのある人の社会参加の促進

実施事業名	事業概要	実施期間
■ シルバー人材センター活動支援事業	高齢者の活動支援のために、高齢者に適した仕事を受注し、生きがい対策のもとに就業の機会を提供している（財）南丹市福祉シルバー人材センターに対して活動運営費を助成する。	24～26
■ 社会参加推進事業 ・ガイドヘルパー派遣事業 ・コミュニケーション支援事業 ・社会活動参加支援事業	屋外で移動が困難な障がいのある人の活動支援や、聴覚言語に障がいのある人のコミュニケーション支援を行ない、在宅で障がいのある人の社会参加を支援する。	24～26
■ 老人クラブ活動支援事業	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、対象者団体の活動に対して助成する。	24～26

(8) 安心と支え合いの仕組みづくり

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 高齢者等除雪対策事業	自力での除雪作業が困難な高齢者世帯等に対して、除雪に対する支援を行う。必須条件となる作業員確保のため、除雪事業者等を公募型で募集し、作業委託することで、高齢者世帯等への除雪支援を行う。	24～26
■ 心配ごと相談事業	各町ごとに隔月で相談窓口を設け、相談員による心配事相談を開催。ただし、相談日以外にも社協窓口で、常時、相談を受け付ける。同日に、弁護士による無料法律相談を行う。	24～26
■ 成年後見人制度利用支援事業	高齢者本人の判断能力が不十分で、経済的・身体的に支援が必要な場合、成年後見人により擁護する「成年後見人制度」について、必要に応じ法的支援を図る。	24～26
■ 地域福祉事業	社会福祉協議会が実施する小地域での見守りを中心としたネットワーク活動やふれあいサロン活動の支援、各種団体・サークルへの支援、ボランティア活動の振興等の事業に対して支援する。また、民生委員が必要と認めるひとり暮らし高齢者世帯へ、民生委員が月に一度「ふれあい弁当」を届ける。	24～26

5. 5.ふるさとで働ける場をふやす

(1) 京都新光悦村の波及効果の拡大	実施事業名	事業概要	実施期間
	■京都新光悦村推進事業	京都府及び立地企業等の交流組織「京都新光悦村の会」と連携し、意見等を集約する中で、京都新光悦村のコンセプト実現に向けた仕組みづくりを進める。 京都府と連携し、京都新光悦村のPR活動を積極的に行い、ものづくり関連企業、伝統工芸関連企業の誘致に繋げる。村の景観に配慮した管理を行う。	24～26
(2) 工業用地の整備と企業誘致の推進	実施事業名	事業概要	実施期間
	■企業支援事業	地域の活性化を図るため、企業が進出しやすい環境を整備するとともに雇用に関しても市内からの雇用を奨励支援する。	24～26
(3) 起業支援の推進	実施事業名	事業概要	実施期間
	■小規模企業支援事業	小規模企業者が経営安定のため資金融資を受けた場合の利子の補給及び信用保証料の助成を行う。	24～26

## --第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る--

### 1. 豊かな緑と清流を守る

#### (1) 森林と河川

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 河川維持事業	市管理河川の浚渫や河川施設の維持管理を行う。また、河川環境の美化に伴う除草作業等を地域の協力を得て推進する。	24～26
■ 森林整備事業	緑の公共事業、南丹市良い森づくり事業、市行分取造林事業、間伐財出材奨励事業により、間伐・間伐材搬出・枝打・クマ剥ぎ被害防止等の助成を行い、森林の持つ多面的機能を十分に発揮させる森林整備を推進し、木材自給率の向上に寄与する。	24～26
■ 森林整備地域活動支援交付金事業	施業集約化の促進。作業路網の改良活動。	24～26
■ 森林病虫害等駆除事業	森林病虫害等駆除事業（松くい虫防除事業）により、伐倒駆除、樹幹注入、被害木、伐倒処理を実施。とり戻そう京の里山復活事業により、人家裏、市道沿線のナラ枯れ被害木の除去。	24～26
■ 水産環境整備事業	漁業協同組合が実施する清流を守る取り組みに対し支援を行う。	24～26

#### (2) 農地

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 農業関連計画事業	南丹市農業振興地域整備計画等の策定、見直し。農業振興推進協議会の開催。	24～26
■ 農業情報提供事業	農林水産省が公表する生鮮食料品流通情報等をインターネットを介してオンラインにより提供する。	24～26
■ 農地・水・環境保全向上対策事業	農業者だけでなく非農業者を含めた幅広い活動組織を作り、農業施設の維持管理から自然や環境を守る地域活動を支援する。また環境にやさしい営農活動にも併せて支援する。また、水路、農道等の土地改良施設の長寿命化に向け、修繕・改修の支援を行う。	24～26
■ 農地制度実施円滑化事業	農地の確保および有効活用を推進するため、農地法等の改正がされ農地の賃貸規則見直しおよび利用集積事業の創設が行われ、新たな事務が創設されました。農地制度において重要な役割を果たしている農業委員会が従来事務に加え新たに担うこととなった事務を円滑に執行できるよう、必要な支援を行う。	24～26
■ 農地整備促進事業	面的整備を含めた、土地改良施設の総合的な整備を行う。	24～26
■ 農地保有合理化事業	農地保有合理化法人が規模を縮小する農家や離農する農家などから農地を買い入れ、もしくは借り入れて、一時保有した後、一定要件を満たした担い手農家に売り渡し、もしくは貸し付けを行う。	24～26

## 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(3) 身近な緑や 環境美化	実施事業名	事業概要	実施期間
	■環境保全事業	監視パトロールの実施、水質検査等による環境監視を行う。	24～26
(4) 環境保全の 行動支援	実施事業名	事業概要	実施期間
	■環境衛生事業	地域や市民との連携を図り、地域の環境美化及び衛生意識高揚のため指導・啓発を行う。環境団体活動への支援を通して、地域の住み良い環境づくりや美しいまちづくりを推進する。	24～26
	■環境基本計画等策定事業	南丹市環境基本計画、地球温暖化対策推進計画等の策定に伴う環境関係諸計画の実施、及び進捗状況を評価し提言を行う。	24～26
	■環境基本計画重点プロジェクト推進事業	南丹市環境基本計画に基づく重点プロジェクトの検討及び推進	24～26
	■環境保全型農業直接支払事業	農業者が、化学肥料・農薬の使用の5割低減と併せて、緑肥栽培や冬季湛水等の地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果のある農業技術の導入に対し、割り増し経費に当たる部分について補てんを行う。	24～26
	■京都モデルフォレスト運動推進事業	農山村の過疎化・高齢化等による管理不十分な放置森林を解消するため、森づくり活動への参加等を希望する企業・大学・団体等にフィールドを斡旋し、企業等から人や資金の支援を受けて、植林や下刈、間伐など新たな森林整備の方向を見い出していく。	24～26
	■不法投棄監視・処理事業	監視パトロールを実施する。 地域や市民との連携を図り、不法投棄物の処理を行う。	24～26
(5) 景観保全の ルールづくり	実施事業名	事業概要	実施期間
	■景観形成推進事業	多くの市民が誇りと感じている市域の優れた景観資産について、良好な形成と保全のための方針を具体化する市独自の景観条例や景観計画等を整備するとともに、市民とともにを行う取り組みを検討する。	24～26
(6) 森・里・街 の景観保全	実施事業名	事業概要	実施期間
	■かやぶき屋根保存修理事業	美しい町並みと集落景観を守るため、南丹市美山町内に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する。	24～26
	■絆の森整備事業	市有林内の森林整備（環境整備）下刈・除伐等の実施。	24～26

2. 資源が循環するまちをつくる

(1) 省資源・リサイクルと衛生環境	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 3R推進事業	環境美化推進委員会をはじめ、地域・市民との連携や、各種補助金の交付を通して、ごみのリサイクルや減量化、地域の住み良い環境づくりを行う。	24～26
	■ 一般廃棄物清掃事業	一般廃棄物の適正処理を進めるため、収集日程や分別収集、ごみ減量化等の啓発を行う。	24～26
(2) 環境にやさしい暮らし	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 市役所資源節減事業	電気、水道、ガスなど資源の使用を削減するとともに、リサイクルの推進など資源の有効活用を推進する。	24～26
(3) エネルギーの有効活用	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 地球温暖化対策事業	地球温暖化の防止、環境・資源問題に対応するため、電気自動車の普及やバイオマスの利活用などを進める。	24～26
	■ 八木農業関連施設管理事業	南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理を委託により行う。施設管理に伴い必要な改修等を行う。	24～26

## 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(4) 上水道	実施事業名	事業概要	実施期間
	■施設等修繕事業	浄水場並びに配水設備等の修理修繕により、上水道並びに簡易水道施設の機能維持による効率的な水運用と、安定給水の実現を図る。	24～26
	■水質検査事業	水道水に係る水質検査計画に基づき、上水道及び簡易水道の水質確認を日常的に実施する。	24～26
	■水道施設改良事業	配水管の改良を目的とする布設替を的確に実施し、良好な配水管網を維持すると共に、水道施設が他の公共事業の支障となる場合の移設を実施する必要がある。この布設替時に、耐震性を向上させた配水管等を整備することで、水道水の安定供給の実現を図る。	24～26
(5) 下水道	実施事業名	事業概要	実施期間
	■下水道施設管理事業	下水道施設の適正な維持管理により、現有施設を良好な状態に保ち、長期間にわたる有効活用を図る。	24～26
	■公共下水道建設事業	市民の衛生的で快適な暮らしを確保し、また環境を保全するため、下水道工事を実施する。	24～26
■合併処理浄化槽整備推進事業 ・合併処理浄化槽維持管理事業 ・合併処理浄化槽等設置事業	市民の衛生的で快適な暮らしを確保するとともに、市域の良好な環境を保全するため、合併処理浄化槽の設置や適正管理等を推進する。	24～26	

3. 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる

(1) 南丹ブランド生産者等への支援

実施事業名	事業概要	実施期間
■ものづくりのまち推進事業	国民文化祭の取り組み効果を市民生活に根ざしたものにするため、ものづくりキャンペーンの実施や工芸に関する体験教室の実施などを推進し、「ほんまもん」をつくり活かす市民意識の醸成を行う。さらに、それらの指導者として職人等の活躍の場や仕組みを作り、「ものづくりのまち南丹市」の実質の地域定着を図る。	24～26
■京の水田農業総合対策事業	米作においては、環境や食味に配慮した水稻生産の推進と低コスト生産技術の普及を目的とした共同機械導入・実証事業に対し支援する。水田を利用した小豆・黒大豆・地域対応作物においては、生産の推進と普及を目的とした共同機械導入・実証事業に対し支援する。	24～26
■京野菜等価格補填事業	京のふるさと産品協会に加盟し、指定野菜等の価格下落時には補填を行い農業者を支援する。	24～26
■京野菜等産地育成事業	京野菜（みず菜・壬生菜・春菊・九条ネギ等）の栽培のためのパイプハウス・生産機材導入等に対し支援する。	24～26
■南丹地域資源循環型農畜産物生産モデル実証事業	京都府の委託を受け、循環型農畜産物生産のモデルとして実証を実施する。	24～26

(2) 南丹ブランドの販路拡大

実施事業名	事業概要	実施期間
■特産物販売促進事業	こだわりの地域農産物・加工品の有利販売できる施設、交流の拠点に道の駅「京都新光悦村」等を位置づけ、効果的な管理運営を行う。	24～26
■特別栽培認証制度推進事業	消費者ニーズに合わせた安全・安心な野菜づくりのための独自栽培基準によるブランド化によって、特色のある産地の形成を行う。その制度の普及活動、販売促進業務等を行う。	24～26

## 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(3) 農業	実施事業名	事業概要	実施期間
	■水田農業推進事業	積極的に米の生産調整を推進するため、米の需要情報を地域水田農業推進協議会に提供し、配分単収を設定し認定方針作成者に通知する等を実施する。	24～26
	■畜産振興事業	府の補助を活用した畜産経営基盤及び施設整備支援。市単独の畜産伝染病予防支援及び市内畜産経営地域間格差是正支援。	24～26
	■土づくり事業	南丹市内で生産される堆肥等を南丹市内で有効に利用した、安心・安全な農産物の生産を振興する。	24～26
	■農業委員会運営事業	農地の売買、貸借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地行政を行うとともに農家の生活や農地管理、農業経営などに関する日常の農家相談、地域、集落での問題、課題の解決、農政に対する意見、要望などの実現に努める農政活動を行う。	24～26
	■農業担い手支援事業 ・農業関係団体支援事業 ・農業制度資金利子助成事業	農業の担い手不足、農地の不耕作地等の課題を解消するため、認定農業者、農業法人、農業関連団体等を支援する。	24～26
(4) 林業	実施事業名	事業概要	実施期間
	■共済・担い手育成事業	林業労働者の福祉向上のため、次の事業により安定した社会保障を支援する。 ・林業労働者新共済事業（林業退職金掛金の助成を行う） ・緑の担い手育成対策事業（森林組合の作業班が加入する社会保険掛金の助成を行う）	24～26
	■林道・作業道事業	流域単位での森林整備を促進するため、府営林道事業に対する負担金を支出する。 林道・作業道の維持修繕事業助成（事業主体：地元関係者）を行う。 林業作業道の新設事業助成（事業主体：地元関係者）、市直轄林道の維持修繕工事を行う。	24～26

## 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

### (5) 野生鳥獣被害等への対策

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 捕獲獣利活用事業	有害鳥獣として捕獲されたシカを有効活用し、地域特産品としての普及・啓発活動に努める。	24～26
■ 有害鳥獣捕獲対策事業	有害鳥獣直接捕獲対策として、市猟友会に捕獲を委託する。捕獲班員の確保のため、狩猟免許資格取得に係る経費の一部を助成する。	24～26
■ 有害鳥獣防除施設設置事業	農家組合等が事業主体となり実施する、有害鳥獣防除施設（電気柵・金網フェンス等）の設置に係る資材費の一部を助成する。国の鳥獣害防止総合対策事業を活用し、市が事業主体となって防除施設の設置を実施する。	24～26

## 4. ひとを温かく迎える

### (1) 観光ネットワーク

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 観光協会事業	観光地としての南丹市のレベルアップと知名度の向上を図り、観光ネットワーク体制を確立するため、市内の観光協会の運営及び事業実施を支援する。4つの観光協会が実施している観光宣伝事業を南丹市全域として集約していくための南丹市観光協会ネットワーク（仮称）を設置する。	24～26

### (2) 観光施設及び周辺整備

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 美山かやぶき美術館管理運営事業	美山地域における文化・美術情報の発信拠点施設であるかやぶき美術館の管理運営を、指定管理委託で実施する。美山地域の特長であるかやぶき屋根の施設であり、周辺の景観環境整備と、魅力の向上のため、必要な修繕を行う。	24～26
■ 美山町自然文化村推進事業	施設管理に係る委託金。	24～26

### (3) イベント運営

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 観光イベント振興事業	市民の地域への誇りや一体感を高め、観光客の集客による地域の活性化につながるため、商工会や実行委員会が主催する観光イベントに対し支援を行う。	24～26
■ 地域振興イベント開催支援事業	市民の参加・交流を促進するため、地域振興イベントを開催する実行委員会に補助金を交付し、市民の取り組みを支援する。市民交流による一体感醸成と都市との交流による南丹市の魅力発信に繋がるイベントの企画・開催を支援。	24～26

## 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(4) 情報発信とPR	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 観光宣伝事業	全国的に知名度があり、旧町の中でも先進的な観光地として事業を行ってきた美山のネットワークを活かしながら、「かやぶきの里・美山」のある南丹市として、美山を軸とした市域全体の観光資源のPRを行い、誘客を図る。	24～26
(5) 温泉の活用	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ スプリングスひよし管理運営推進事業	指定管理者の運営により、温泉・温水プール・体育館・レストラン・物販施設などを開設し、市民の健康増進と福祉の向上を図っている。また、日吉温泉として市外からも多くの観光客の来場があり、南丹市の観光拠点の一つとして観光振興を図っていく。	24～26
	■ 観光施設管理事業	温泉スタンドの維持管理等を行う。	24～26
(6) 観光漁業	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 内水面漁業振興対策事業	清流での釣りの観光入込客を増加させるとともに食材等の提供により観光振興を図るため、漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図る事業に対し支援する。	24～26
(7) 交流事業	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 山村留学事業	南丹市美山山村留学センター（四季の里）を核とし、都市の児童を対象として、異なる環境で育ち教育を受けた児童がともに共同生活を送ることにより、視野を広げ刺激しあい、切磋琢磨しながら自然環境の知識を深め、新しい感覚や考え方をお互いに学びあい、友情を育むことによって青少年の健全な育成を図る。	24～26
	■ 都市と農村との交流事業	全国の旅行会社と提携し、修学旅行と農村交流を組み合わせた独特のプランを提供して、修学旅行生を受け入れ、観光客の増加を図る。	24～26

5. 伝統文化を継承する

(1) 歴史文化遺産の調査と保全

実施事業名	事業概要	実施期間
<b>■ 伝統文化継承事業</b> ・文化資料保全補助事業 ・埋蔵文化財調査事業	南丹市内の道路・ほ場整備等の工事に係る埋蔵文化財の発掘調査を行い、その保護を図る。 国・府指定文化財関係者及び未指定文化財関係者に対して文化資料の保全にかかる費用の一部を補助する。	24～26

(2) 歴史文化遺産の周知と活用

実施事業名	事業概要	実施期間
<b>■ 伝統文化活用事業</b> ・資料館展示事業 ・重伝建地区保存修理補助事業 ・重要文化財管理公開事業	南丹市美山の重伝建地区の保全支援のため、修理等の一部を補助する。 文化遺産の保全活用に資するため、「石田家住宅」の委託管理と公開を行う。 市内の民俗等に関する資料を収集し、保管・展示する。	24～26

6. 暮らしの安全と安心を守る

(1) 治山・治水

実施事業名	事業概要	実施期間
<b>■ 河川改修事業</b>	準用河川板野川 工事延長：L = 1,800m、築堤護岸：A = 12,900 m <sup>2</sup> 、橋梁工：5基（道路橋4基、JR橋1基）、全体事業費：1,900,000千円	24～26

(2) 防災体制

実施事業名	事業概要	実施期間
<b>■ 災害時要援護者台帳整備事業</b>	災害時要援護者対策として、「南丹市たすけあいネットワーク制度」を創設し、具体的な取り組みとして台帳・マップを作成し、南丹市内の消防署、消防団、警察署、社会福祉協議会、民生児童委員、地域自治区へ配備する。 要援護者の支援体制の整備を図る。	24～26
<b>■ 住宅耐震化事業</b>	旧耐震基準の一般木造住宅に関し、耐震診断に係る経費の大部分を市が負担する制度を設けることにより、自宅の耐震強度に関する住民の不安を軽減するとともに、その結果を踏まえ対策を講じてもらうことにより、地域全体の震災時の被害軽減につなげる。	24～26
<b>■ 防災訓練事業</b>	大規模災害発生時における防災活動の円滑な実施を期するため、市民の自主防災体制の確立に重点を置き、市民の主体的な参加により、応急対策活動の充実強化及び自主防災意識の徹底が図られる訓練を実施する。	25
<b>■ 防災推進事業</b>	災害時防災用備蓄品の購入と防災パトロールの実施。	24～26

## 第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る

(3) 防災情報システムと防災設備	<b>実施事業名</b>	<b>事業概要</b>	<b>実施期間</b>
	■ 消防施設等整備補助事業	自主防災の推進を図るため、各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を南丹市消防施設等整備補助金交付要綱に基づき補助する。	24～26
	■ 消防資機材・消防水利整備事業	地域防災体制を強化し、消防力の向上を目的に、小型動力消防ポンプ、ポンプ自動車、ポンプ積載車等の消防資機材について、活動期間が一定経過したものから更新する。	24～26
	■ 防災ハザードマップ作成事業	南丹市内の地震災害、水害、土砂災害などを対象とした区域を地図上に明記し、避難行動時の活用、災害学習、防災情報の整理などの活用目的に応じて利用できるようマップを作成する。	25
	■ 防災行政無線整備事業	防災情報、災害時の情報及び一般行政情報等の伝達を迅速に行うため、デジタル防災行政無線施設を整備する。また、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を防災行政無線に接続し、緊急地震速報や弾道ミサイル情報等の時間的余裕のない緊急情報を市民に瞬時に伝達する。	24
(5) 防犯対策	<b>実施事業名</b>	<b>事業概要</b>	<b>実施期間</b>
	■ 防犯・暴力追放等取組支援事業	公衆防犯灯の新設や、防犯・暴力の追放における各団体の取り組みを支援する。	24～26
(6) 消費者保護	<b>実施事業名</b>	<b>事業概要</b>	<b>実施期間</b>
	■ 消費生活啓発事業	消費者被害に対応するため、専門相談員を配置し消費者相談を実施する。身近な相談場所とするため、本庁だけでなく、各支所に相談窓口を置き対応する。職員の対応能力向上のため研修に参加する。消費者被害を未然に防止するため、チラシ等による啓発を行う。	24～26
(7) 交通安全	<b>実施事業名</b>	<b>事業概要</b>	<b>実施期間</b>
	■ 管理台帳整備事業（道路台帳）	道路台帳の統一化に向けたシステム構築を行い、現況道路台帳図面並びに調書等をシステムに反映させる。	24～26
	■ 交通安全推進事業	小・中学生等の通学時における交通指導（毎月1日・15日）を行う。	24～26
	■ 除雪機械購入事業	積雪観測員（6箇所）の配置により、積雪深が概ね10cm以上の場合に、除雪計画で定められた路線について作業を実施する。雪寒地域における道路の通行確保のため、除雪ドーザ車両を計画的に購入する。	24～26

## 第3章 人・物・情報を高度につなげる

### 1. 高速移動の網を広げる

(1) 広域アクセスの強化

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 広域アクセス道推進事業	鉄道及び道路の利便性向上、アクセス強化に向け、近隣及び関係市町村との広域連携により、国・府に対して要望活動等を実施する。	24～26

### 2. 鉄道をさらに便利にする

(1) JR山陰本線の複線化

実施事業名	事業概要	実施期間
■ JR山陰本線利用促進事業	J Rの広報媒体を活用して、南丹市の観光PRを継続的に行う。	24～26

(2) 鉄道を活かしたまちづくり

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 駅周辺整備・管理維持事業	園部駅周辺の都市施設等（西口広場・西口公衆便所・西口及び東口エレベーター・自由通路）の維持管理を行うとともに、駐輪場施設（園部駅西口自転車等駐輪場・八木駅前駐輪場）の維持管理及び施設利用者の受付精算業務を行う。	24～26

3. 安全で快適な主要道路でつなぐ

(1) 広域幹線道路	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 広域幹線道路整備促進事業	国道の危険箇所等未整備区間について早期整備による機能強化を図るため、関係市町で組織する整備促進協議会等により結束して整備促進を国・府に対し要請していく。	24～26
(2) 地域幹線道路	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 都市計画街路事業	市街地の活性化や利便性の機能向上を図るとともに、公共機関への接続道路として整備促進する。 ・ 上本町佛大線外1線 ・ 内環状線 ・ 八木環状線 ・ 美園栄町線	24～26
■ 道路新設改良事業	府道及び幹線市道については市域の一体性を確保するため、利便性の向上と災害に強い道づくりを進める。また、その他の市道については生活道路としての利便性、安全性の確保に向けて、地域の実情に応じた整備を進める。 ・ 道路改良 16 路線 ・ 舗装改良 6 路線 ・ 橋梁改良 5 橋梁 ・ 自然災害防止 1 路線	24～26	
(3) 安全で快適な道づくり	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 道路・橋梁維持管理事業	市管理道路の維持管理は、道路付属施設も含め緊急度・通行量等を考慮して、優先順位を検討し計画的に実施する。また、除雪については道路除雪計画に基づき、管内の幹線道路の除雪及び融雪剤散布を行う。	24～26

4. 誰もが安心な  
地域交通システムをつくる

(1) バス交通	実施事業名	事業概要	実施期間
	<b>■ バス運行事業</b> ・スクールバス運行事業 ・市営バス運行事業 ・生活路線バス運行事業	生活交通確保のためバス運行及び委託を行う。また、民間事業者のバス運行継続のため補助を行う。 小中学生の通学のためのスクールバスを運行する。	24～26

5. 双方向の情報通信基盤をつくる

(1) 情報基盤	実施事業名	事業概要	実施期間
	<b>■ 地域情報通信基盤整備事業</b>	全域の光ファイバーケーブル網の完成を基礎に、市民の豊かな暮らしを支える充実した公共情報サービスを実現していく。	24～26
(2) 情報提供	実施事業名	事業概要	実施期間
	<b>■ 情報提供推進事業</b>	CATV 自主制作番組及びホームページによる番組の動画配信を充実させる。その他CATVネットワークを活用した情報提供サービスを行う。地域情報化計画の策定及び見直しを行う。	24～26
(3) 情報環境	実施事業名	事業概要	実施期間
	<b>■ 情報リテラシー推進事業</b>	パソコン講習会の実施等を行い、情報通信ネットワークの利活用を推進する。	24～26

6. にぎわいの市街地をつくる

(1) 都市計画	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 都市計画策定事業	生産緑地地区の変更等、都市計画決定の変更に係る業務を進める。	24～26
(2) 商業	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 経営改善普及事業	商工会員である、地元小規模商工業者の経営の安定化と振興を図るため、商工会の行う経営改善普及活動に対して支援する。	24～26
	■ 商工振興助成事業	商店街の現状を詳細に分析し、今後の商店街の振興策を計画立案するため、商工会が行う研究事業に対し支援する。	24～26
	■ 商店街活性化研究等事業	地域の魅力を発信する「商店街ならではの」の取り組みを支援する。	24～26
	■ 中心市街地活性化事業	都市計画のまちづくり事業と連携し中心市街地の再生に取り組む事で、都市機能と経済の拡大再生産し、にぎわいの市街地を実現する。	24～26
(3) 地域の核となる市街地整備と定住促進	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 浸水対策施設管理事業	調整池の治水機能維持のために、長年堆積した土砂の浚渫を実施する。	24～26
(4) 身近な公園緑地	■ 土地区画整理事業	<p>中心市街地の再整備を街路事業と一体的に進め、公益機能整備、既存商店街の集約等により中心市街地の再生に努める。また、JR駅周辺の新たな市街地整備推進により、雇用の創出、定住人口の増加を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本町土地区画整理事業 A=2.5ha</li> <li>・ 内林町土地区画整理事業 A=23.0ha</li> <li>・ 吉富駅西土地区画整理事業 A=22.8ha</li> <li>・ 八木駅西土地区画整理事業 A=10.5ha</li> </ul>	24～26
	実施事業名	事業概要	実施期間
■ 都市計画公園事業	都市計画における公園は、住民の屋外における休息や観賞、遊戯、運動その他レクリエーション用に供する住民の憩いの場である。施設管理、樹木管理、雑木草等の維持管理を行い都市環境の保全を総合的に進める。	24～26	

## 第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く

### 1. 共に生きるまちづくりを進める

#### (1) 人権啓発の推進

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 児童老人会館管理運営事業	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	24～26
■ 障害者講座	視覚・聴覚障がいのある方々の豊かな生活向上と社会参加の促進を図るため、様々な体験活動をととして学習意欲の向上につなげる。	24～26
■ 人権教育・啓発事業	同和問題をはじめあらゆる人権問題の理解と認識を高めるため、講演会の開催や街頭啓発などを実施する。	24～26
■ 地域センター推進事業	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	24～26

#### (2) 男女共同参画社会の推進

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 男女共同参画推進事業	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、「男女共同参画行動計画」の策定や女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図る。また、新規事業として女性相談事業を行い、多様な女性の悩みや相談に対応することとした。	24～26

#### (3) 虐待事象への対応

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 高齢者虐待防止事業	高齢者虐待防止ネットワーク委員を委嘱し、ネットワークを構築する。高齢者の支援策の協議等の実施で支援体制の強化を図る。 高齢者の虐待が深刻な状況下であり、支援体制の強化を進める。	24～26
■ 児童家庭相談事業	児童家庭相談員の配置 親子が気軽につどい、相談できる居場所「広場」の開設。来場者の相談に応じ、内容によっては適切な機関につなげる。育児講座などを企画。民間委託として実施。	24～26
■ 要保護児童対策事業	児童虐待をはじめ要保護児童への支援を図るため関係機関で組織する要保護児童対策地域連絡協議会を運営（代表者会議、実務者会議、個別支援会議の開催。情報の共有、援助方針の決定）	24～26

2. 住民自治の地域づくりを進める

(1) 地域との協働の推進

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 自治振興組織推進事業	南丹市の自治振興組織が行う活動への支援	24～26

(2) 地域づくり

実施事業名	事業概要	実施期間
■ 自治振興会館整備事業	老朽化した自治振興会館の整備を行う。	25～26
■ 自治振興補助事業	行政区が主体となって行う事業（集会所の新築や改築、公園等の新設や改良等）に対し、事業費の2分の1を限度として補助金を交付することで、集落の活性化と自主的な活動を支援する。	24～26
■ 集落活性化支援事業	少子高齢化が著しく進み集落の維持・再生が困難な集落を支援するため、集落支援員を設置し集落維持・再生に繋がる活動を展開する。 国や府の支援策も活用しながら、市として一体感のある施策で地域実態に即した集落維持活動を支援。	24～26
■ 総合振興計画策定事業	南丹市の10年後を展望した南丹市総合振興計画基本構想の達成のため、前期基本計画の中間見直しのうえに立ち、審議会の協議やより多くの市民意見を取り入れながら、後期基本計画を策定する。	24

3. 多様な担い手のパートナーシップを育てる

(1) 協働と市民参画の仕組みづくり	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ パートナーシップ推進事業	南丹市市民参加と協働の推進に関する条例に基づき、参加や協働の方針を明記する実施計画の策定を行い、市民に情報提供する。 また、市民参加や協働の適切な推進のため、条例に基づく第三者機関を設置し、市民とともにつくるまちの仕組みを定着させて自立した活力ある地域づくりを推進する。	24～26
(2) 政策決定や計画段階での協働	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 審議会等市民参画推進事業	行政の各種計画の樹立や管理運営に関し、市民が参画する仕組みづくりを検討する。	24～26
(3) 実施段階での協働	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ まちづくり活動支援事業	「南丹市市民提案型まちづくり活動支援交付金」により、主体的な市民活動への支援を行い、地域課題の解消や魅力あるまちづくりの推進など、市民が持つ様々な能力を発揮し、積極的に公共の担い手として活動できる仕組みをつくる。	24～26
(4) より多くの市民参画	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 広聴活動事業	市政懇談会の開催。出前講座の開催。南丹市政へのご意見箱の設置。	24～26
(5) 南丹市達人バンク（仮称）の設置	実施事業名	事業概要	実施期間
	■ 達人バンク推進事業	市域に存在する多様な人材を掘り起こし、求める市民に情報を提供できる仕組みづくりを行うとともに、優れた技能等を持った市民が活躍できる場をつくる。	24～26

## 第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く

### 4. 大学等と連携し、 ともにまちをつくる

(1) 連携のための 仕組みづくり	実施事業名	事業概要	実施期間
	■産官学公連携協議会 推進事業	産官学公連携協議会及び4プロジェクトが行う事業への補助。	24～26

(2) とともに育む 「教育のまち 南丹市」	実施事業名	事業概要	実施期間
	■佛教大学連携事業	南丹市と協定している佛教大学との連携により、まちづくりを考えるフォーラムの開催や、大学生の受け入れを行う。	24～26

### 5. 未来を担う人づくりを進める

(2) 産業を担う 人材育成の ための支援	実施事業名	事業概要	実施期間
	■新規就農支援事業	研修を必要とする新規就農志望者に対し、その研修に要する経費の一部を支援する。また、研修後引き続き5年以上市内において営農する者に研修資金償還がある場合、償還金の一部を助成する。	24～26

(2) 産業を担う 人材育成の ための支援	■担い手養成実践農場 整備事業	新規就農希望者を対し、ソフト面とハード面との両方の観点から、技術取得から就農までを一貫して支援する実践的な研修の場として「実践農場」の整備を支援することにより、現在の懸案事項である担い手不足、耕作放棄地の解消を図る。	24～25
-----------------------------	--------------------	--	-------

(2) 産業を担う 人材育成の ための支援	■農業生産法人育成 事業	新たな担い手となり得る集落営農組織や農業法人が地域の農地を集積し、機械化等により生産の効率化を図ることにより、将来にわたって安心して生産を継続できる体制を確立するため、集落営農組織の法人化に向けた研修会への参加費用、生産性の向上のための新技術等の導入に係る費用に対し支援を行う。	24～26
-----------------------------	-----------------	---	-------

(3) 地域とまち を担う人材 育成のため の支援	実施事業名	事業概要	実施期間
	■まちづくり活性化支 援事業	地域が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす組織の活動を支援する。	24～26

(3) 地域とまち を担う人材 育成のため の支援	■国際交流事業	適切な国際感覚を養うため、市民等を対象とした各種交流事業を実施する。また、市民により組織された国際交流組織の活動を支援する。	24～26
------------------------------------	---------	--	-------

6. 行財政改革を推進する

	(1) 情報公開と電子自治体の構築	実施事業名	事業概要	実施期間
		<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 広報広聴推進事業                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページ運営事業</li> <li>・広報充実事業</li> </ul> </li> <li>■ 電子自治体構築事業</li> </ul>	<p>広報誌やお知らせ、ホームページ、CATVなどを活用して、市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供を実施する。</p> <p>経年劣化による故障リスクの増大や技術革新の早い情報システムの更新に対応するため、ソフト及びハードについて適切な時期に更新を行う。</p>	<p>24～26</p> <p>24～25</p>
(2) 効率的な行財政運営	実施事業名	事業概要	実施期間	
	■ 活性化推進基金積立金	新市建設計画の財政計画で位置づけられた「合併市振興基金」を上限額 24 億円まで積み立てる。平成 22 年度から平成 27 年度の 6 年度間で 4 億円ずつ積み立てる。(4 億円×6 年度)	24～26	
	■ 行政改革推進事業	公益法人等改革の方向性を導く。	24～26	
	■ 行政評価推進事業	事業評価、施策評価の過程において、施策目標の達成に向けた議論ができ、効率的で効果的な事業展開を進める。	24～26	
	■ 諸証明発行サービス事業	住民票の写し等の証明書交付事務を市内 6 ヶ所の郵便局において取り扱う。	24～26	
	■ 平成台販売促進事業	平成台の分譲地の早期販売完了を目指し、不動産業者やハウスメーカー等との販売協力を得て販売促進を図る。	24～26	
	■ 未利用財産の適正管理及び処分	未利用土地の適正な管理を行うとともに、管理にかかる費用の削減と税外収入を確保するため、早期にこれらの処分ができる体制づくりを行い、順次財産処分を実施する。	24～26	
(3) 行政サービスと職員の資質向上	実施事業名	事業概要	実施期間	
	■ 職員研修事業	様々なテーマ設定による、独自の庁内研修（全体及び階層別）の企画、実践。職場外研修への職員の積極的な派遣。	24～26	
(4) 施設配置の見直しと庁舎の整備	実施事業名	事業概要	実施期間	
	■ 庁舎整備検討事業	庁舎の耐震診断を実施するとともに、（仮）市役所本庁舎整備検討委員会を設置し、庁舎の整備方針・整備方法等を検討する。	24	

# 3. 個別事業計画書



# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	にこにこ育児推進事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度					
現状の課題	社会的課題と親の要求を見極め、親支援を図り、心の持ち方のきっかけづくりに努める必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
			平成23年度 予算現額			1,261
			平成24年度	ほめる育児の推奨、救急医療受診啓発、子育て応援講演会等を開催	育児不安が軽減する。	1,261
			平成25年度	ほめる育児の推奨、救急医療受診啓発、子育て応援講演会等を開催	育児不安が軽減する。	1,261
具体的な実施内容	子育てに対する不安を解消するため、課題設定型講座を開設する					
事業の目的	安心して子どもを育てるための環境づくりとして、講座等を通じ、育児不安などの解消を図る。					
事業の効果	子育て不安を解消し、気持ちにゆとりのある子育てを支援することにより、子の健やかな成長につながる。		平成26年度	ほめる育児の推奨、救急医療受診啓発、子育て応援講演会等を開催	育児不安が軽減する。	1,261

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	ファミリー・サポート事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市次世代育成支援行動計画				
	1 安心して子育てできるまちをめざす						
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり						
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	両親ともに就労する家庭の増加等、保育ニーズが多様化し、通常保育ではまかなえない一時的、短期的なニーズに対応した保育支援が求められている。		平成23年度	予算現額			8,332
			平成24年度	会員獲得(広報活動) 登録・マッチングの実施 相互援助活動の実施及び管理	会員の拡大 会員ニーズにそった援助活動の実施		8,332
			平成25年度	会員獲得(広報活動) 登録・マッチングの実施 相互援助活動の実施及び管理	会員の拡大 会員ニーズにそった援助活動の実施		8,332
			平成26年度	会員獲得(広報活動) 登録・マッチングの実施 相互援助活動の実施及び管理	会員の拡大 会員ニーズにそった援助活動の実施		8,332
具体的な実施内容	子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行う人(提供会員)を募集・登録し、アドバイザーが仲介し、有償で会員相互の援助活動を行う。(社会福祉協議会に運営委託)						
事業の目的	市民参加で子育て家庭の多様な保育ニーズに対応し、地域での子育て支援の充実を図る。						
事業の効果	地域で子育てを支援できる仕組みを確立し、安心して子育てできる環境を整える。						

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	家庭教育支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	社会教育法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		「家庭教育支援総合推進事業」実施委託要綱			
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	都市化、核家族化および地域における地縁的なつながりの希薄化等による家庭の教育力の低下が指摘される現状では、更なる家庭教育支援の必要性が高まっている。		平成23年度 予算現額			200
			平成24年度	市内の各幼・小・中学校においての家庭教育学級の実施	市内の全ての幼・小・中学校において実施	200
			平成25年度	市内の各幼・小・中学校においての家庭教育学級の実施	市内の全ての幼・小・中学校において実施	200
			平成26年度	市内の各幼・小・中学校においての家庭教育学級の実施	市内の全ての幼・小・中学校において実施	200
具体的な実施内容	親が参加する様々な機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供や父親の家庭教育への参画を促進する。市内の各幼・小・中学校において家庭教育学級を実施する。					
事業の目的	こどもの成長段階に応じた家庭教育の重要性について、親が認識しあえるように促し、今後の子育てに役立てる。					
事業の効果	家庭が子どもにとって安らぐ場所になっているか見つけなおす。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	子育てすこやかセンター事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市子育てすこやかセンター条例			
	1 安心して子育てのできるまちをめざす		南丹市子育てすこやかセンター運営規則			
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	少子化、核家族化の進展により、家庭内で子育てに関する知識が希薄になり、親の子育てに対する不安や負担感が増加、今の社会環境の中で子育て家庭への支援が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		3,174	
			平成24年度	子育てすこやかセンターの地域での拠点的な活動の展開及び低年齢児童の在宅児とその保護者に対する子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成。	相談所等の関係機関と連携し、子育て家庭にとって身近な支援を質的にも量的にも拡大、充実させる。	3,174
			平成25年度	子育てすこやかセンターの地域での拠点的な活動の展開及び低年齢児童の在宅児とその保護者に対する子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成。	相談所等の関係機関と連携し、子育て家庭にとって身近な支援を質的にも量的にも拡大、充実させる。	3,174
			平成26年度	子育てすこやかセンターの地域での拠点的な活動の展開及び低年齢児童の在宅児とその保護者に対する子育て相談や情報の提供、子育てサークルへの支援、子育てボランティアの育成。	相談所等の関係機関と連携し、子育て家庭にとって身近な支援を質的にも量的にも拡大、充実させる。	3,174
具体的な実施内容	在宅の親子支援の場として子育てすこやかセンターを開設。施設開放、各種講座、相談、情報提供を実施。地域巡回事業も実施。					
事業の目的	居場所の提供(子育て相談、情報提供、交流や学習の場)により、子育て家庭を支援する。各種団体、機関との連携により地域での子育て力向上に努める。					
事業の効果	児童のすこやかな成長、地域子育て力の向上、育成に寄与					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	子育て応援ボランティアバンク事業	細事業名		新継区分	新規事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	子育てに関するボランティアや団体の活動が活発化するなかで、相乗的効果を生み出すための連携、ネットワークが求められている。		平成23年度 予算現額			0
			平成24年度	ネットワークの構築	民間子育て支援の活性化	1,000
			平成25年度	ネットワークの構築、活動支援とコーディネート	民間子育て支援の活性化	1,000
			平成26年度	ネットワークの維持拡充、活動支援とコーディネート	民間子育て支援の活性化	1,000
具体的な実施内容	子育て支援関係団体の把握、ネットワークの構築、協働による活動支援、活動と利用のコーディネート					
事業の目的	団体のネットワークの構築。活動と利用のコーディネート					
事業の効果	民間による子育て支援の活性化による子育て不安、孤立化の解消					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	就学前幼児読書環境充実事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	保育所運営費の中で、図書の整備に努めているが、十分ではない。		平成23年度 予算現額			0
			平成24年度	読み聞かせの実施	情緒や言葉の発達とともに、家庭内のコミュニケーションが図れる。	330
			平成25年度	読み聞かせの実施	情緒や言葉の発達とともに、家庭内のコミュニケーションが図れる。	330
			平成26年度	読み聞かせの実施	情緒や言葉の発達とともに、家庭内のコミュニケーションが図れる。	330
具体的な実施内容	早い段階から読書に対する関心を喚起し、情緒や言葉の発達を促すため、保育所等における読み聞かせを行う。					
事業の目的	保育所、子育てすこやかセンター等に各種図書等を整備し、就学前幼児に読み聞かせ等を実施することで、早い段階から読書に対する関心を喚起し、就学前教育の推進を図る。					
事業の効果	読書への関心が高まり、情緒の発達や言葉の発達が期待されるとともに、家庭内においても親子のコミュニケーションが深まる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	青少年活動事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	社会教育法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		京のまなび教室推進事業補助金交付要綱			
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	未来の日本を創る子どもを社会全体で育むことを目的として平成16年度から委託事業として実施してきた「放課後子ども教室推進事業」が3年間の事業年度を終え、19年度からは補助事業として実施している。	平成23年度 予算現額			421	
		平成24年度	ものづくり 環境活動 共同作業 三世代交流	子どもたちの活動拠点を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動の支援を行う。	421	
			平成25年度	ものづくり 環境活動 共同作業 三世代交流	子どもたちの活動拠点を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動の支援を行う。	421
				平成26年度	ものづくり 環境活動 共同作業 三世代交流	子どもたちの活動拠点を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動の支援を行う。
具体的な実施内容	心豊かでたくましい子どもを社会全体で育むことを目的として地域の指導者(学習アドバイザー等)と連携して実施している。 事業内容は、ものづくり、環境活動、共同作業、三世代交流等である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				
事業の目的	こどもの居場所づくり					
事業の効果	子どもたちの活動拠点を確保し、放課後や週末等における様々な体験活動や地域住民との交流活動の支援が行える。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	母子生活支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	児童福祉法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		南丹市母子生活支援施設入所に要する費用の徴収に関する規則			
	(1) 地域全体で子育てを支援する仕組みづくり					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	就労の課題やDV被害等、母子家庭等の自立を多面的に支援する必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		8,571	
			平成24年度	情報交換会、生活支援講習会の委託開催 必要により、母子生活支援施設への入所措置 資格取得に係る給付金の支給	母子家庭等の自立と福祉の増進	16,629
			平成25年度	情報交換会、生活支援講習会の委託開催 必要により、母子生活支援施設への入所措置 資格取得に係る給付金の支給	母子家庭等の自立と福祉の増進	16,654
			平成26年度	情報交換会、生活支援講習会の委託開催 必要により、母子生活支援施設への入所措置 資格取得に係る給付金の支給	母子家庭等の自立と福祉の増進	14,962
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭の情報交換、生活支援講習会の開催。</li> <li>・DV被害者の避難等、母子の安全確保と自立支援のため、母子生活支援施設への入所を措置する。</li> <li>・母子家庭の自立を促進するため、資格取得に対して給付金を支給。</li> </ul>					
事業の目的	母子家庭等の自立支援を図る					
事業の効果	母子家庭等の自立と福祉の増進に寄与する。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	子育て支援医療費助成事業		細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	京都子育て医療費助成条例		
	1 安心して子育てできるまちをめざす			南丹市すこやか子育て医療費助成条例		
	(2)子育て世帯への経済的支援の推進					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	保護者にとって、乳幼児や児童・生徒の発病や怪我などに対する不安は大きく、安心して医療を受けられる体制が強く望まれている。		平成23年度 予算現額			63,030
			平成24年度	乳幼児及び児童生徒が医療機関でかかった医療費のうちの一部を助成することにより、子育て世帯の経済負担を軽減する。	医療費に係る保護者の負担を軽減する	63,030
			平成25年度	乳幼児及び児童生徒が医療機関でかかった医療費のうちの一部を助成することにより、子育て世帯の経済負担を軽減する。	医療費に係る保護者の負担を軽減する	63,030
			平成26年度	乳幼児及び児童生徒が医療機関でかかった医療費のうちの一部を助成することにより、子育て世帯の経済負担を軽減する。	医療費に係る保護者の負担を軽減する	63,030
具体的な実施内容	乳幼児と児童・生徒等の医療機関でかかった医療費の一部を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減する。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	乳幼児、児童・生徒の医療費を助成することにより、保護者等が安心して子どもを育てることができる社会を築く。					
事業の効果	医療費に係る保護者の自己負担額が小額で済むため、児童の健康の保持及び増進が図れる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	子育て手当等支給事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市子育て支援条例				
	1 安心して子育てできるまちをめざす		南丹市子育て支援条例施行規則				
	(2)子育て世帯への経済的支援の推進						
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	急激な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境が大きく変化している状況で子育て支援を推進するための施策が重要である。		平成23年度	予算現額			75,358
			平成24年度	子宝祝金の支給 入学祝金の支給 子育て手当の支給	次世代育成支援施策の充実		75,358
			平成25年度	子宝祝金の支給 入学祝金の支給 子育て手当の支給	次世代育成支援施策の充実		75,358
			平成26年度	子宝祝金の支給 入学祝金の支給 子育て手当の支給	次世代育成支援施策の充実		75,358
具体的な実施内容	子育て世帯への支援として、「子宝祝金支給事業」「入学祝い金支給事業」「子育て手当支給事業」を実施する。						
事業の目的	父母その他保護者は子育てについて最も重要な責任を有するとの認識の下に、子どもを生み、育てることのできる環境を整備し、家庭生活を支援する。						
事業の効果	子育て世代を経済的に支援し、子育ての環境づくり、定住化に寄与している。						

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 保健医療課

(単位:千円)

事業名	不妊治療費給付事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市不妊治療給付事業実施要綱				
	1 安心して子育てできるまちをめざす						
	(2)子育て世帯への経済的支援の推進						
事業計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	少子化が進むひとつの原因に不妊の増加が挙げられる。不妊に悩む夫婦は増加しているが、不妊治療に係る費用負担は大きい。		平成23年度	予算現額			1,040
			平成24年度	不妊治療のうち、保険適用のある治療及び人工授精が対象で、本人負担額の2分の1以内の額を助成。助成の限度額は、保険適用の治療のみの場合、1年度の診療につき6万円。それ以外の場合1年につき10万円。	不妊治療により妊娠する夫婦が増える。出生数が増える。	1,400	
具体的な実施内容	不妊治療のうち、保険適用のある治療及び人工授精に要する本人負担額の2分の1以内の額を助成する。		平成25年度	不妊治療のうち、保険適用のある治療及び人工授精が対象で、本人負担額の2分の1以内の額を助成。助成の限度額は、保険適用の治療のみの場合、1年度の診療につき6万円。それ以外の場合1年につき10万円。	不妊治療により妊娠する夫婦が増える。出生数が増える。	1,400	
事業の目的	不妊で悩む夫婦の経済負担の軽減を図る。		平成26年度	不妊治療のうち、保険適用のある治療及び人工授精が対象で、本人負担額の2分の1以内の額を助成。助成の限度額は、保険適用の治療のみの場合、1年度の診療につき6万円。それ以外の場合1年につき10万円。	不妊治療により妊娠する夫婦が増える。出生数が増える。	1,400	
事業の効果	不妊治療により妊娠する夫婦が増える。						

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	母子医療費支給事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市福祉医療費の支給に関する条例			
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(2)子育て世帯への経済的支援の推進					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	母子等に対し医療費を支給することによって、福祉の増進を図る。合併により制度を拡大して運用しているが、受給者数及び給付費が増加しており、今後も増加することが予想される。		平成23年度 予算現額			19,098
			平成24年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、母子等に対し医療費を支給する。	安心して医療が受けられ、生活の安定とあわせて福祉の増進を図ることが出来る。	20,304
			平成25年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、母子等に対し医療費を支給する。	安心して医療が受けられ、生活の安定とあわせて福祉の増進を図ることが出来る。	20,911
			平成26年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、母子等に対し医療費を支給する。	安心して医療が受けられ、生活の安定とあわせて福祉の増進を図ることが出来る。	21,535
具体的な実施内容	母子等が医療機関でかかった医療費の一部を助成することにより、母子世帯の経済的負担を軽減する。					
事業の目的	母子家庭に対し医療費を支給することにより、生活の安定と福祉の増進を図る。					
事業の効果	安心して医療を受けることができる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	病児・病後児保育事業	細事業名		新継区分	新規事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(3)多様な保育の推進					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	保育所入所児童の発病時等に保育ができる施設・体制がなく、保護者が仕事を休まざるを得ない状況がある。		平成23年度 予算現額			0
			平成24年度	南丹病院、医師会等との協議 必要な体制の検討 施設の実施設計	実施に向けた体制を定める。	4,500
			平成25年度	施設の建築	必要な施設・体制を確立する。	30,000
			平成26年度	病児・病後児保育の実施	必要な体制を確保し、病児・病後児保育を実施する。	10,000
具体的な実施内容	病児・病後児保育ができる施設・体制を整備する。					
事業の目的	保護者の就労を保障する。					
事業の効果	病児・病後児保育の実施により、安心して育児と就労の両立ができる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	保育所運営事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	児童福祉法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		南丹市立保育所条例			
	(3)多様な保育の推進		保育所保育指針			
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	児童福祉法に基づき、保護者の委託を受けて昼間保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とした児童福祉施設の運営を行うことが必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		114,233	
			平成24年度	保育所保育指針に基づき、就学前児童の健全な発育を実現し次代を担う児童を育成する。そして安定的で充実して保育所の運営を実現する。	保育所定数の変更や保育所の適正規模の確保、幼保一元化等の検討も行き、今日的な保護者ニーズにも充分応えながらより効果的で効率的な保育所運営を行う。	113,433
			平成25年度	保育所保育指針に基づき、就学前児童の健全な発育を実現し次代を担う児童を育成する。そして安定的で充実して保育所の運営を実現する。	保育所定数の変更や保育所の適正規模の確保、幼保一元化等の検討も行き、今日的な保護者ニーズにも充分応えながらより効果的で効率的な保育所運営を行う。	113,433
			平成26年度	保育所保育指針に基づき、就学前児童の健全な発育を実現し次代を担う児童を育成する。そして安定的で充実して保育所の運営を実現する。	保育所定数の変更や保育所の適正規模の確保、幼保一元化等の検討も行き、今日的な保護者ニーズにも充分応えながらより効果的で効率的な保育所運営を行う。	113,433
具体的な実施内容	概ね平日8:30～16:30の平常保育をはじめ、近年保護者要望が多い早朝保育、延長保育、土曜集合保育、障がい児保育等の安定的な保育所運営を行い、児童の健全な育成と保護者の就労支援を行う。					
事業の目的	保育所の運営方針及び児童に対する処遇等のガイドラインは児童福祉法及び児童福祉施設最低基準に基づいて運営され児童の健全な成長、発達に寄与する。					
事業の効果	保育所保育指針に基づき、就学前児童の健全な発育を実現し次代を担う児童育成する。その実現に向けて保育所の役割は更に重要となっている。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	保育所耐震化改修事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(3)多様な保育の推進					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 24 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	市内保育所のうち、耐震基準に適合しない保育所がある。		平成23年度 予算現額			61,500
			平成24年度	城南保育所耐震補強工事の施工	城南保育所耐震補強の完了	44,500
具体的な実施内容	平成21年度に実施した保育所施設の耐震診断により、強度不足と判定された八木東幼児学園及び城南保育所の耐震補強工事を実施する。		平成25年度			0
事業の目的	安心・安全な保育環境を整備する。		平成26年度			0
事業の効果	事業の実施により、大規模地震にも耐える安全な保育所になる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	すこやか学園管理運営事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市立幼児の館「すこやか」条例			
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(4)就学前教育の充実化					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	少子化・核家族化の進む中、育児不安や子育ての悩みを抱えている親の姿があり、親自身が相談の場や友達を求めている状況である。懇談会・講演会・講習会等の学び合い・育ち合う場を提供し、親子の絆・親同士のつながりを深めることが必要。	平成23年度 予算現額			1,320	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成24年度	親子のふれあいの大切さや保護者同士の仲間づくりの場を提供する。	子どもの成長を喜び合える「親育て・親育ちの支援」の充実。親子のふれあいの大切さとともに、豊かな心を育む。	1,340
			平成25年度	親子のふれあいの大切さや保護者同士の仲間づくりの場を提供する。	子どもの成長を喜び合える「親育て・親育ちの支援」の充実。親子のふれあいの大切さとともに、豊かな心を育む。	1,335
			平成26年度	親子のふれあいの大切さや保護者同士の仲間づくりの場を提供する。	子どもの成長を喜び合える「親育て・親育ちの支援」の充実。親子のふれあいの大切さとともに、豊かな心を育む。	1,335
具体的な実施内容	就園前の幼児に遊びの場と遊びの友達を提供する。懇談会・講習会等、保護者同士の学び合い・育ち合う場を提供する。親の子育ての悩みについて相談に応じる。					
事業の目的	就園前の幼児に遊びの場と遊びの友達を提供し、人間形成の望ましい成長発達を促す。親の子育ての悩みや育児不安について相談に応じ、子育ての楽しさ・大変さが実感でき、子どもの成長を喜び合える「親育て・親育ちの支援」を充実する。					
事業の効果	親の子育ての悩みや育児不安について相談に応じることで、子育ての楽しさや大切さ・大変さが実感でき子どもの成長を喜び合える「親育て・親育ちの支援」の充実が図れる。親子の触れ合いの大切さを知らせるとともに、豊かな心を育むことができる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	幼稚園教育の推進	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	学校教育法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		学校教育法施行令			
	(4)就学前教育の充実化					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	幼児教育の充実を図り、その後の「学び」に結び付ける取り組みを進める必要がある。また、安全で快適な教育環境を整えなければならない。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		41,140	
			平成24年度	園部幼稚園と八木中央幼稚園が持っている特性を活かし、より緊密に連携をとり幼児教育を推進する。また、保護者はもちろん地域の教育力を高める取り組みを進め、市内の保育所や小学校など関係機関と連携を深め、幼児のすこやかな成長を促す。	人間形成の基礎を育成し、その後の教育の基礎も培う活動が進められる。家庭教育支援の推進が図られる。	41,140
			平成25年度	園部幼稚園と八木中央幼稚園が持っている特性を活かし、より緊密に連携をとり幼児教育を推進する。また、保護者はもちろん地域の教育力を高める取り組みを進め、市内の保育所や小学校など関係機関と連携を深め、幼児のすこやかな成長を促す。	人間形成の基礎を育成し、その後の教育の基礎も培う活動が進められる。家庭教育支援の推進が図られる。	41,140
			平成26年度	園部幼稚園と八木中央幼稚園が持っている特性を活かし、より緊密に連携をとり幼児教育を推進する。また、保護者はもちろん地域の教育力を高める取り組みを進め、市内の保育所や小学校など関係機関と連携を深め、幼児のすこやかな成長を促す。	人間形成の基礎を育成し、その後の教育の基礎も培う活動が進められる。家庭教育支援の推進が図られる。	41,140
具体的な実施内容	園部幼稚園と八木中央幼稚園が持っている特性を活かし、より緊密に連携をとり幼児教育を推進する。また、保護者はもちろん地域の教育力を高める取り組みを進め、市内保育所や小学校など関係機関と連携を深め、幼児のすこやかな成長を促す。					
事業の目的	あそびを中心とした生活を通して心豊かにたくましく「生きる力」を育成する。					
事業の効果	人間形成の基礎を育成し、その後の教育の基礎も培う活動が進められる。家庭教育支援の推進が図られる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	安心・安全の居場所づくり事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	児童福祉法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		南丹市放課後児童健全育成事業に関する条例			
	(5)放課後の子どもの育成の場づくり					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	放課後の家庭保育が欠ける児童に対し適切な遊び及び生活の場を与えることにより、健全育成を図る必要がある。		平成23年度 予算現額			50,346
			平成24年度	放課後児童クラブの開設 放課後及び土曜日、長期休暇等	放課後等の生活の場の確保を通じた、子どもの健全育成を図る	50,116
			平成25年度	放課後児童クラブの開設 放課後及び土曜日、長期休暇等	放課後等の生活の場の確保を通じた、子どもの健全育成を図る	50,116
			平成26年度	放課後児童クラブの開設 放課後及び土曜日、長期休暇等	放課後等の生活の場の確保を通じた、子どもの健全育成を図る	50,116
具体的な実施内容	保護者の就労等により放課後の家庭保育が欠ける児童に対し適切な遊び及び生活の場を与えることによりその健全育成を図る。 開設時間 平日：授業終了時から午後6時まで 土曜日・学校の長期休業期間・学校振替休業日：午前8時から午後6時まで					
事業の目的	未来の日本を創る子どもを社会全体で育むことを目的とし、保護者の就労等により放課後の家庭保育に欠ける児童に対し、適切な遊びや生活の場を与えることによりその健全な育成を支援する。					
事業の効果	放課後児童クラブ開設により当該児童の全育成を図る。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 保健医療課

(単位:千円)

事業名	育児支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	次世代育成支援対策推進法			
	1 安心して子育てできるまちをめざす		南丹市次世代育成支援行動計画			
	(6)多様な支援の一体的な推進					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	出生数が減少する中、子育てに悩みながら孤立する母子、発達障がいなどの課題を抱える子ども、虐待など、子育ての課題が大きく複雑化する中、より専門的な支援が求められている。		平成23年度 予算現額			4,988
			平成24年度	子育て相談の実施 離乳食教室の実施 一歳すくすく教室 にこにこ親子教室 専門的育児支援事業(小集団遊びの教室)の実施	家庭・地域の子育てする力が向上する 正しい生活習慣が身につく 児童虐待の予防	4,988
			平成25年度	子育て相談の実施 離乳食教室の実施 一歳すくすく教室 にこにこ親子教室 専門的育児支援事業(小集団遊びの教室)の実施	家庭・地域の子育てする力が向上する 正しい生活習慣が身につく 児童虐待の予防	4,988
			平成26年度	子育て相談の実施 離乳食教室の実施 一歳すくすく教室 にこにこ親子教室 専門的育児支援事業(小集団遊びの教室)の実施	家庭・地域の子育てする力が向上する 正しい生活習慣が身につく 児童虐待の予防	4,988
具体的な実施内容	子育て中の親子支援のため、保健師・栄養士等による子育て相談、離乳食教室、一歳すくすく教室を実施する。 子育てに悩む親子や発達発育が気になる乳幼児に対して、にこにこ親子教室や小集団での遊びの教室を行う。					
事業の目的	子どものすこやかな成長、発達を促し、子育てを支援する。虐待の未然防止。					
事業の効果	家庭・地域の子育てする力をはぐくむ。 高度発達障がいなど従来支援から外れてきた対象を支援する。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	地域子育て支援事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市子育てサポート派遣事業実施要綱			
	1 安心して子育てできるまちをめざす					
	(6)多様な支援の一体的な推進					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	子育ての孤立化、親の養育力の低下等、児童虐待の未然防止の観点からも支援を要する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		2,024	
			平成24年度	子育てサポート派遣事業 児童養護施設での子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	子の養育保障	2,024
			平成25年度	子育てサポート派遣事業 児童養護施設での子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	子の養育保障	2,024
			平成26年度	子育てサポート派遣事業 児童養護施設での子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	子の養育保障	2,024
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てサポート派遣事業／育児疲れ等の養育困難家庭にサポーターを派遣し家事や育児支援を行う。</li> <li>・子育て短期支援事業／児童養護施設への入所または通所により子どもの養育、生活の安定を図る。(ショートステイ、トワイライトステイ)</li> </ul>					
事業の目的	児童虐待の未然防止、子の養育の確保、子の成長の保障					
事業の効果	児童の養育の確保と健やかな成長					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 教育総務課

(単位:千円)

事業名	生きる力を育む学校教育環境整備検討事業	細事業名	学校教育環境等整備検討事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市立小学校及び中学校設置条例			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(1)学校規模の適性化					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	児童生徒数の減少により、複式学級が増加するなど学校の小規模化が進行してきている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		500	
			平成24年度	学校教育環境整備推進計画の策定と整備にかかる具体案の検討	学校教育環境整備具体案の策定	500
			平成25年度	学校教育環境整備実施計画の策定	整備実施計画の策定	500
			平成26年度			0
具体的な実施内容	子どもたちの学びと育ちをより確かなものにするため、物的、人的な学校教育環境を整備する。					
事業の目的	より良い教育環境の整備を図るとともに、安心安全の学校づくりを図る。					
事業の効果	次代を担う子どもたちを、より良い環境のもとで学ばせることができる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	ことばの力育成指導員設置事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(2)学校教育の充実					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 24 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	「確かな学力」につながる「ことばの力」に育成が必要		平成23年度 予算現額			5,000
			平成24年度	学校図書館に係る言語環境の改善整備 校内掲示に係る言語環境の改善整備 市立図書館・他の巡回校との連携	児童生徒の読解力及び国語力の向上及び言語環境の改善。	5,000
具体的な実施内容	各中学校を拠点校として「ことばの力支援員」を配置し、各小学校を巡回し学校の言語環境の改善整備を図る		平成25年度			0
事業の目的	「確かな学力」の基礎的要素である「ことばの力」を育成すること		平成26年度			0
事業の効果	言語能力、コミュニケーション能力の向上					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	もうすぐ1年生体験入学推進事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(2) 学校教育の充実					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	年長幼児が小学校入学後の学習習慣の変化に対応できず「小1プロブレム」の現状が見られることを踏まえ、体験交流を推進することにより保育所、幼稚園から小学校への円滑な接続を図る必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		204	
			平成24年度	就学前の保育と教育の取り組みを小学校教育に接続する事業として実施。	年長幼児が小学校入学後の学校生活や学習環境の変化に対応できるようになる	204
			平成25年度	就学前の保育と教育の取り組みを小学校教育に接続する事業として実施。	年長幼児が小学校入学後の学校生活や学習環境の変化に対応できるようになる	204
			平成26年度	就学前の保育と教育の取り組みを小学校教育に接続する事業として実施。	年長幼児が小学校入学後の学校生活や学習環境の変化に対応できるようになる	204
具体的な実施内容	就学前の保育と教育の取り組みを小学校教育に接続する事業として実施。					
事業の目的	年長幼児が小学校入学後の学校生活や学習環境の変化に対応できるようになることを目的とする。					
事業の効果	小学校入学後の学校生活や学習環境の変化に対応できるようになり、保育所、幼稚園から小学校への円滑な接続を図ることが期待できる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	教育研究委託事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市教育研究費委託金交付要綱			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(2)学校教育の充実					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	学校教育の創造と魅力ある学校・園づくりや、学力の向上と人権教育を基礎とする学校生活の営みが行われるよう、小・中学校を通じた系統的・計画的かつ連続性を持った学習内容が望まれる。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		910	
			平成24年度	卓越性を目指した学校作りに向け、創意工夫により児童生徒の豊かな力を育むことを長期目標とした「研究事業」を実施に関し、長期目標との比較評価により、次期の方向性を検討結果により事業内容を精査。	各校の地域性・児童生徒の状況に応じた創意工夫ある企画がなされ、所期目的の達成を目指す。併せて、評価修正を検討し、内容精査を行う。	910
			平成25年度	卓越性を目指した学校作りに向け、創意工夫により児童生徒の豊かな力を育むことを長期目標とした「研究事業」を実施に関し、長期目標との比較評価により、次期の方向性を検討結果により事業内容を精査。	各校の地域性・児童生徒の状況に応じた創意工夫ある企画がなされ、所期目的の達成を目指す。併せて、評価修正を検討し、内容精査を行う。	910
			平成26年度	卓越性を目指した学校作りに向け、創意工夫により児童生徒の豊かな力を育むことを長期目標とした「研究事業」を実施に関し、長期目標との比較評価により、次期の方向性を検討結果により事業内容を精査。	各校の地域性・児童生徒の状況に応じた創意工夫ある企画がなされ、所期目的の達成を目指す。併せて、評価修正を検討し、内容精査を行う。	910
具体的な実施内容	幼・小・中学校の創意工夫により、以下の事業を対象とした研究事業を実施する。 ①卓越性を旨する「特色ある学校づくりに関するもの」 ②学力向上を図る「基礎学力向上に関するもの」 ③人権教育の推進を図る「人権教育に関するもの」 ④学びに向かわせる就学前教育の在り方					
事業の目的	具体的内容を進め、市教育の創造を図ることで、学校教育に対する市民の負託に応える。					
事業の効果	各校の創意工夫により、地域性・児童生徒の状況に応じた卓越した教育内容が創出される。併せて、学校に対する支援としての効果と、特色ある学校教育に資することが期待できる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	教育創造事業（小学校）	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(2)学校教育の充実					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市の重点事項に照らし、各学校の実情に応じた効果的な取組み実績は児童生徒へ還元されるものとする。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		9,800	
			平成24年度	各学校の実情に応じた効果的な取組みを、学校提案型の研究事業として児童生徒へ還元していくと共に、充実した教育実践を図るうえで、市内各小中学校への波及効果を目指す。	各校の地域性・児童生徒の状況に応じた創意工夫ある企画がなされ、所期目的の達成を目指す。併せて、評価修正を検討し、内容精査を行う。	9,800
			平成25年度	各学校の実情に応じた効果的な取組みを、学校提案型の研究事業として児童生徒へ還元していくと共に、充実した教育実践を図るうえで、市内各小中学校への波及効果を目指す。	各校の地域性・児童生徒の状況に応じた創意工夫ある企画がなされ、所期目的の達成を目指す。併せて、評価修正を検討し、内容精査を行う。	9,800
			平成26年度	各学校の実情に応じた効果的な取組みを、学校提案型の研究事業として児童生徒へ還元していくと共に、充実した教育実践を図るうえで、市内各小中学校への波及効果を目指す。	各校の地域性・児童生徒の状況に応じた創意工夫ある企画がなされ、所期目的の達成を目指す。併せて、評価修正を検討し、内容精査を行う。	9,800
具体的な実施内容	各学校の実情に応じた効果的な取組みを、学校提案型の研究事業として児童生徒へ還元していくと共に、充実した教育実践を図るうえで、市内各小中学校への波及効果を目指す。					
事業の目的	未来を担う人材育成という観点から、小中連携した質の高い学力の育成のための研究・取組み					
事業の効果	学校提案型研究委託事業は、学校の特色を生かし学力の向上につなげる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	教育創造事業（中学校）	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(2)学校教育の充実					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市の重点事項に照らし、各学校の実情に応じた効果的な取組み実績は児童生徒へ還元されるものとする。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		5,000	
			平成24年度	各学校の実情に応じた効果的な取組みを、学校提案型の研究事業として児童生徒へ還元していくと共に、充実した教育実践を図るうえで、市内各小中学校への波及効果を目指す。	各校の地域性・児童生徒の状況に応じた創意工夫ある企画がなされ、所期目的の達成を目指す。併せて、評価修正を検討し、内容精査を行う。	5,000
			平成25年度	各学校の実情に応じた効果的な取組みを、学校提案型の研究事業として児童生徒へ還元していくと共に、充実した教育実践を図るうえで、市内各小中学校への波及効果を目指す。	各校の地域性・児童生徒の状況に応じた創意工夫ある企画がなされ、所期目的の達成を目指す。併せて、評価修正を検討し、内容精査を行う。	5,000
			平成26年度	各学校の実情に応じた効果的な取組みを、学校提案型の研究事業として児童生徒へ還元していくと共に、充実した教育実践を図るうえで、市内各小中学校への波及効果を目指す。	各校の地域性・児童生徒の状況に応じた創意工夫ある企画がなされ、所期目的の達成を目指す。併せて、評価修正を検討し、内容精査を行う。	5,000
具体的な実施内容	各学校の実情に応じた効果的な取組みを、学校提案型の研究事業として児童生徒へ還元していくと共に、充実した教育実践を図るうえで、市内各小中学校への波及効果を目指す。					
事業の目的	未来を担う人材育成という観点から、小中連携した質の高い学力の育成のための研究・取組み					
事業の効果	各学校の裁量による学校提案型研究委託事業は、学校の特色を生かし学力の向上につなげる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	小・中学校英会話事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(2)学校教育の充実					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	新学習指導要領による小学校外国語活動の必須化に対応し、英語などのコミュニケーション能力・関心を高めるために、専門的な指導力を持った質の高いALTを配置することが必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		3,826	
			平成24年度	南丹市内の小学校に2名のALTを配置する。	・南丹市独自のレクシンプランと英語ノートに関連付けた小学校英語活動の実施 ・ALTと日本人教員とのチームティーチングによる対話重視の中学校英語教育の実施	3,826
			平成25年度	南丹市内の小学校に2名のALTを配置する	・南丹市独自のレクシンプランと英語ノートに関連付けた小学校英語活動の実施 ・ALTと日本人教員とのチームティーチングによる対話重視の中学校英語教育の実施	3,826
			平成26年度	南丹市内の小学校に2名のALTを配置する	・南丹市独自のレクシンプランと英語ノートに関連付けた小学校英語活動の実施 ・ALTと日本人教員とのチームティーチングによる対話重視の中学校英語教育の実施	3,826
具体的な実施内容	市の直接雇用により配置された外国語指導助手(ALT)が、日本人教員とともに児童生徒に対して英語を指導する。					
事業の目的	小学校での外国語活動において、特に英語による対話力の向上を目的として、英語を母国語とするALTが児童生徒に英語の指導をする。					
事業の効果	英語を母国語とするALTが児童生徒に英語を指導することによって、児童生徒が実践的な英語の発音や対話の方法を習得することができる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	小・中学校教育振興事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	教育基本法		
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる		学校教育法		
	(2)学校教育の充実		学校教育法施行令		
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	「生きる力」の育成を目指し、児童生徒に基礎的・基本的な内容を確実に身につけさせる必要がある。	平成23年度 予算現額			66,976
		平成24年度	児童生徒の実態や地域社会の実情を活かして、心の教育、人権教育、環境教育、情報教育、体力、競技力の向上、芸術・文化の振興等特色ある学校づくりの推進を積極的に図ること、及び、その向上度の検証をサイクルにより恒常的に展開する必要がある事業として、前年度までの実績を踏まえ、次期の展望とその方策を検討する。	知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を主眼においた学校との連携した取組により、市民の負託に応える。学力水準度を良好な経緯をもって推移させることができる。	66,976
		平成25年度	児童生徒の実態や地域社会の実情を活かして、心の教育、人権教育、環境教育、情報教育、体力、競技力の向上、芸術・文化の振興等特色ある学校づくりの推進を積極的に図ること、及び、その向上度の検証により、次期中期的展望とその方策を検討する。	知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を主眼においた学校との連携した取組により、市民の負託に応える。学力水準度を良好な経緯をもって推移させることができる。	66,976
		平成26年度	児童生徒の実態や地域社会の実情を活かして、心の教育、人権教育、環境教育、情報教育、体力、競技力の向上、芸術・文化の振興等特色ある学校づくりの推進を積極的に図ること、及び、その向上度の検証により、次期中期的展望とその方策を検討する。	知・徳・体の調和のとれた児童生徒の育成を主眼においた学校との連携した取組により、市民の負託に応える。学力水準度を良好な経緯をもって推移させることができる。	66,976
具体的な実施内容	児童生徒の実態や地域社会の実情を活かして、心の教育、人権教育、環境教育、情報教育、体力、競技力の向上、芸術・文化の振興等特色ある学校づくり条件整備の推進を積極的に図る。併せて、各種調査により向上度の検証を図る。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	知・徳・体の調和のとれた児童生徒を育成することから、生きる力の育成に寄与する。				
事業の効果	学力の充実・向上を推進し、児童生徒1人ひとりの個性、能力の伸長が図れ、内外で活躍する人材の育成に寄与できる。				

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	小・中学校通級指導教室事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市通級設置要綱			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(2)学校教育の充実					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	今日、特別支援教育に係る体制(法改正含む)の充実が求められ、これに対する事業展開と体制が必要とされる。		平成23年度 予算現額			965
			平成24年度	通級指導教室として、通級児童・生徒を受入れ特別支援教育を実施。併せて、教育相談を実施。	該当児童・生徒の発達の可能性を最大限引き出し、本人はもとより保護者の負託に応える。	965
			平成25年度	通級指導教室として、通級児童・生徒を受入れ特別支援教育を実施。併せて、教育相談を実施。	該当児童・生徒の発達の可能性を最大限引き出し、本人はもとより保護者の負託に応える。	965
			平成26年度	通級指導教室として、通級児童・生徒を受入れ特別支援教育を実施。併せて、教育相談を実施。	該当児童・生徒の発達の可能性を最大限引き出し、本人はもとより保護者の負託に応える。	965
具体的な実施内容	小・中学校において通常の学級に在籍する比較的軽度の障がいのある児童・生徒に対し、その障がいに応じ、週に数回の特別指導を実施。また、特別支援教育を必要とする児童・園児・生徒にかかる教育相談・発達検査を実施。 本教室のコーディネーターは、本市学校・園・所のリーダー的コーディネーターとして、特別支援教育の先導的役割を担っている。					
事業の目的	様々な障がいの程度・種類に応じた特別支援教育を実施し、教育の保障を図る。					
事業の効果	障がい程度・障がい種類に応じた特別支援により、教育の保障が図れる。また、教育相談事業を通じて早期支援が図れる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	特別支援教育支援員配置事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	学校教育法等の一部を改正する法律			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(2)学校教育の充実					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	様々な障がいのある児童生徒が在学している現状において、特に通常学級においては、発達障がいを含む障がいのある児童生徒について、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行うことが求められている。	平成23年度 予算現額			14,500	
		平成24年度	①平成23年度の実績と、当年度における配置計画 ②支援員配置による効果の把握 ③次年度、支援員を必要とする学校状況の把握	障がい上の学習困難を克服するための指導による教育的効果	14,500	
			平成25年度	①平成24年度の実績と、当年度における配置計画 ②支援員配置による効果の把握 ③次年度、支援員を必要とする学校状況の把握	障がい上の学習困難を克服するための指導による教育的効果	14,500
				平成26年度	①平成25年度の実績と、当年度における配置計画 ②支援員配置による効果の把握 ③次年度、支援員を必要とする学校状況の把握	障がい上の学習困難を克服するための指導による教育的効果
具体的な実施内容	学校教育法施行令第5条に定める認定就学者をはじめ、様々な障がいのある児童生徒が在学しており、特に通常の学級においては、発達障がいを含む障がいのある児童生徒が在籍している現状がある。このような状況を踏まえ、学校生活上の介助や学習活動上の支援を行う特別支援教育支援員の配置を行う。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				
事業の目的	左記、具体的内容により、特別支援教育の推進を図り、障がいのある児童生徒に対する、障がい上の困難を克服する教育的効果を目指す。					
事業の効果	障がいのある児童生徒への支援により、より細かな教育的配慮により、特別支援教育の推進と、学校全体の支援体制の確立が図れる。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 教育総務課

(単位:千円)

事業名	教育施設整備事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市立小学校及び中学校設置条例			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる		南丹市立小学校及び中学校管理運営に関する規則			
	(3) 学習施設と設備の整備					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	経年による老朽化によって改修、耐震化、改築が必要な施設の整備を順次進めていく必要に迫られており、児童、生徒の安心・安全を確保するためには、小・中学校施設の改修、補強、改築が必要不可欠となっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		216,200	
			平成24年度	富本小学校校舎耐震補強・大規模改造工事 八木小学校校舎大規模改造工事設計 胡麻郷小学校屋内運動場改築工事設計 八木中学校屋内運動場耐震補強設計 八木中学校屋内運動場耐震補強工事 美山中学校校舎改築工事	教育環境の整備	633,270
			平成25年度	富本小学校屋内運動場耐震補強工事設計 八木小学校屋内運動場耐震補強工事設計 八木小学校校舎大規模改造工事 胡麻郷小学校屋内運動場改築工事 八木中学校校舎耐震補強工事設計	教育環境の整備	407,000
			平成26年度	富本小学校屋内運動場耐震補強工事 八木小学校屋内運動場耐震補強工事 新庄小学校屋内運動場耐震補強工事設計 吉富小学校屋内運動場耐震補強工事設計 八木中学校校舎耐震補強工事	教育環境の整備	194,000
具体的な実施内容	安心、安全の学校づくりのため必要な修繕や改修、耐震補強、改築等の工事を行い、教育施設における良好な教育環境の整備を図るため、教育施設整備事業を実施する。					
事業の目的	安心・安全を基本とした教育施設の良好な管理					
事業の効果	次代を担う子どもたちを、より良い環境で学ばせることができる。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	通学対策事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市義務教育学校通学費補助金交付要綱			
	2 明日を担い、内外で活躍するひとを育てる					
	(4)通学支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	遠距離通学児童生徒の保護者に対し、負担軽減を図るとともに、通学の安全を確保する必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		12,935	
			平成24年度	遠距離通学のためバス・JR電車等を利用する児童生徒の定期券代について一定額を超えた分を補助する。	遠距離通学者の保護者にかかる負担軽減及び通学路の安全確保が図れる。	12,935
			平成25年度	遠距離通学のためバス・JR電車等を利用する児童生徒の定期券代について一定額を超えた分を補助する。	遠距離通学者の保護者にかかる負担軽減及び通学路の安全確保が図れる。	12,935
			平成26年度	遠距離通学のためバス・JR電車等を利用する児童生徒の定期券代について一定額を超えた分を補助する。	遠距離通学者の保護者にかかる負担軽減及び通学路の安全確保が図れる。	12,599
具体的な実施内容	遠距離通学のため、バス・JR電車等を利用する児童生徒の定期券代について、一定額を超えた分を補助する。					
事業の目的	遠距離通学者の保護者に対する経費の補助。					
事業の効果	遠距離通学者の保護者にかかる負担軽減及び通学路の安全確保が図れる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	いきいき講座開設事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	社会教育法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる		南丹市公民館条例			
	(1)生涯学習拠点施設の充実		子どもの読書活動の推進に関する法律			
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民に対して生涯学習の機会及び情報を提供することを通して、生活文化の振興・社会福祉の増進が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		2,900	
			平成24年度	成人・高齢者・子どもなど、世代に応じた講座や講演会等の企画・開催及び、世代交流事業の実施。	講演会・研修会等の開催により、様々な分野の学びの場を提供する。	3,747
			平成25年度	成人・高齢者・子どもなど、世代に応じた講座や講演会等の企画・開催及び、世代交流事業の実施。	講演会・研修会等の開催により、様々な分野の学びの場を提供する。	3,747
			平成26年度	成人・高齢者・子どもなど、世代に応じた講座や講演会等の企画・開催及び、世代交流事業の実施。	講演会・研修会等の開催により、様々な分野の学びの場を提供する。	3,747
具体的な実施内容	各種講座・講演会・研修会等の企画・運営。					
事業の目的	様々な講座等を通じて生涯学習の推進を図るとともに、家庭教育の支援や地域社会への貢献をする。					
事業の効果	講座等の事業によりいつでもどこでも誰でも、学び、結び資質の向上を図り、それを通じてまちづくりをする。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	社会教育施設整備事業	細事業名		新継区分	新規事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	社会教育法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる					
	(1)生涯学習拠点施設の充実					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	昭和30年初期の公民館施設であるため老朽化が著しい。また、緊急避難地となっているが耐震診断が行われていないことから計画的な改修を必要とする。設備関係の老朽化・舞台機器関係の経年劣化の為安全管理を考慮し計画的な大規模改修が必要になる。	平成23年度 予算現額			0	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成24年度	①園部公民館耐震診断、補強計画 ②園部公民館防水設計施工監理 ③園部公民館防水工事 ④美山文化ホール空調整備改修実施設計	・耐震診断による安全性の確認 ・耐震診断による補強計画の作成 ・施設管理上の不具合解消で維持管理経費の削減を図る	17,000
			平成25年度	①園部公民館耐震実施設計 ②園部公民館大ホール音響・吊物改修 ③八木公民館耐震診断、補強計画 ④美山文化ホール空調整備改修	・耐震診断、耐震実施設計により安全性の確保 ・施設管理上の不具合解消で維持管理経費の削減を図る	274,300
			平成26年度	①園部公民館耐震補強工事 ②八木公民館耐震実施設計	・耐震診断、耐震補強工事により安全性の確保 ・施設管理上の不具合解消で維持管理経費の削減を図る	19,800
具体的な実施内容	社会教育施設の大規模改修工事や、耐震診断・耐震補強工事を実施し、生涯学習拠点施設の充実を図る。					
事業の目的	社会教育拠点施設のうち、経年劣化や法改正による不具合箇所の大規模改修を行い、生涯学習の推進に寄与する。					
事業の効果	老朽化した施設の整備により利用者の安心安全な社会教育活動に寄与する。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	社会教育関係団体支援・育成事業		細事業名			新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	スポーツ振興法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる			南丹市補助金等の交付に関する規則			
	(2)生涯学習推進組織の育成強化			南丹市社会教育関係団体に対する補助金要綱			
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	南丹市における社会体育の発展を図るためには、社会体育関係団体の運営基盤の強化と事業の推進が必要な状況であり、社会教育関係団体に対する助成が求められている。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		3,440	
具体的な実施内容	南丹市社会教育関係団体に対する補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において補助金を交付する。			平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域海洋センター連絡協議会負担金</li> <li>・スポーツ少年団補助金</li> <li>・体育協会補助金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会体育団体の育成により、市民交流による相互理解が深まり、健全で生き生きとしたまちづくりの発展につながる。</li> <li>・海洋センター事業を実施することによりB&amp;G財団から助成を受けることができ負担金以上の収入を見込むことができる。</li> </ul>	3,440
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会体育団体の育成</li> <li>・生涯スポーツ・地域スポーツ・競技スポーツの普及・振興・発展</li> <li>・子どもの体力向上、健全育成</li> </ul>			平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域海洋センター連絡協議会負担金</li> <li>・スポーツ少年団補助金</li> <li>・体育協会補助金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会体育団体の育成により、市民交流による相互理解が深まり、健全で生き生きとしたまちづくりの発展につながる。</li> <li>・海洋センター事業を実施することによりB&amp;G財団から助成を受けることができ負担金以上の収入を見込むことができる。</li> </ul>	3,440
事業の効果	補助金等の交付により、体育協会、スポーツ少年団、地域海洋センターへの活動支援を図る。具体的には次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域スポーツの振興</li> <li>・市民スポーツ、青少年スポーツの機会の提供</li> <li>・マリンスポーツの普及、振興等</li> </ul>			平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域海洋センター連絡協議会負担金</li> <li>・スポーツ少年団補助金</li> <li>・体育協会補助金</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会体育団体の育成により、市民交流による相互理解が深まり、健全で生き生きとしたまちづくりの発展につながる。</li> <li>・海洋センター事業を実施することによりB&amp;G財団から助成を受けることができ負担金以上の収入を見込むことができる。</li> </ul>	3,440

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	社会体育施設整備事業	細事業名	新継区分	新規事業			
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等					
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる						
	(3)スポーツ・レクリエーション施設の充実						
事業計画期間	平成 25 年度 ～ 平成 26 年度						
現状の課題	施設の老朽化に伴う権年劣化や耐用年数の経過による設備器機の故障など各施設で度々発生している現状があり、大規模な改修工事が必要な状況がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
			平成23年度	予算現額			0
			平成24年度				0
			平成25年度	①園部第二水泳プール(木崎プール)の新設(移転)整備	安全安心で快適な施設利用を確保し、利用者の増加とスポーツ振興を図る。	100,000	
具体的な実施内容	社会体育施設の大規模改修工事の実施						
事業の目的	利用者市民等の安全安心で快適な施設利用を確保すると共に施設をより長く活用できるようにすること。						
事業の効果	施設の目的である社会体育の振興をより発揮でき、耐用年数を経過している設備器機の改修により施設をより長く活用できる		平成26年度	①園部公園陸上競技場フィールド天然芝の張替 ②園部海洋センター体育館改修工事	安全安心で快適な施設利用を確保し、利用者の増加とスポーツ振興を図る。	150,000	

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	体育施設利用促進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	スポーツ振興法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる		南丹市社会体育施設条例			
	(3)スポーツ・レクリエーション施設の充実		南丹市学校体育施設利用条例			
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民に運動と憩いの場を提供することで、市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため、市立社会体育施設の適切な維持・管理が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		53,427	
			平成24年度	園部・八木・日吉・美山の体育施設の管理 園部海洋センターの管理 美山長谷運動広場の指定管理委託 八木体育施設の指定管理委託 園部・日吉の指定管理委託は未定	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深める。	54,644
			平成25年度	園部・八木・日吉・美山の体育施設の管理 園部海洋センターの管理 美山長谷運動広場の指定管理委託 園部・日吉の指定管理委託は未定	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深める。	54,644
			平成26年度	園部・八木・日吉・美山の体育施設の管理 園部海洋センターの管理 美山長谷運動広場の指定管理委託 八木体育施設の指定管理委託 園部・日吉の指定管理委託は未定	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深める。	54,644
具体的な実施内容	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため市立社会体育施設を設置・管理する。					
事業の目的	市民に運動と憩いの場を提供し、もって市民の健全な心身を育成し、スポーツを通じて親睦と相互理解を深めるため。					
事業の効果	日常の施設利用者へのサービスにより、市民の生涯スポーツの振興、スポーツのできる場を提供している。夏季の子どもたちの楽しみと健康増進の場を提供している					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	いきいき健康事業	細事業名	生涯スポーツ振興事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	スポーツ振興法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる					
	(4)スポーツ・レクリエーション活動の振興					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	スポーツに親しむことによって、市民の暮らしに活力や潤いを与え、また健康で生き生きとした生活や青少年の健全育成を図る。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		4,328	
			平成24年度	各種スポーツ大会の実施 巡回生涯スポーツ教室・講習会の開催 スポーツフェスティバル・生涯スポーツ月間の開催 日吉ダムマラソンの実施 ワンデーマーチの実施	市民の交流の促進と健康増進や生活に活力や潤いを与え、子どもから高齢者まで他世帯間交流もあり、青少年の健全育成にも効果がある。体育協会や地域団体との協働により市民参画の推進にも効果がある。	4,328
			平成25年度	各種スポーツ大会の実施 巡回生涯スポーツ教室・講習会の開催 スポーツフェスティバル・生涯スポーツ月間の開催 日吉ダムマラソンの実施 ワンデーマーチの実施	市民の交流の促進と健康増進や生活に活力や潤いを与え、子どもから高齢者まで他世帯間交流もあり、青少年の健全育成にも効果がある。体育協会や地域団体との協働により市民参画の推進にも効果がある。	4,328
			平成26年度	各種スポーツ大会の実施 巡回生涯スポーツ教室・講習会の開催 スポーツフェスティバル・生涯スポーツ月間の開催 日吉ダムマラソンの実施 ワンデーマーチの実施	市民の交流の促進と健康増進や生活に活力や潤いを与え、子どもから高齢者まで他世帯間交流もあり、青少年の健全育成にも効果がある。体育協会や地域団体との協働により市民参画の推進にも効果がある。	4,328
具体的な実施内容	スポーツに親しむことによって、市民の暮らしに活力や潤いを与え、また健康で生き生きとした生活や青少年の健全育成を図る。					
事業の目的	スポーツを通じて市民の生活をより豊かにする生活文化と位置付け、生涯スポーツ推進事業を実施し、市民の暮らしに活力や潤いを与え、また健康で生き生きとした生活や青少年の健全育成を図る。					
事業の効果	市民の交流の促進と健康増進や生活に活力や潤いを与え、子どもから高齢者まで他世帯間交流もあり、青少年の健全育成にも効果がある。体育協会や地域団体との協働により市民参画の推進にも効果がある。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	いきいき健康事業	細事業名	青少年スポーツ育成事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	スポーツ振興法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる					
	(4)スポーツ・レクリエーション活動の振興					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	スポーツ振興を通じた子どもの体力向上は、人間が発達・成長し、創造的な活動を行っていくために不可欠なものであり、様々な事業の実施が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		409	
			平成24年度	・南丹市長杯(南丹カップ)各種スポーツ大会の開催(支援) ・ジュニアスポーツ教室、講習会の開催 ・プロ、実業団チームの協力による教室も開催	・小学生を対象にした教室の開催により、スポーツに親しむ機会を多く持つことにより、スポーツ好きな子どもの増加により、地域スポーツ・生涯スポーツの発展を図ることができる。	409
			平成25年度	・南丹市長杯(南丹カップ)各種スポーツ大会の開催(支援) ・ジュニアスポーツ教室、講習会の開催 ・プロ、実業団チームの協力による教室も開催	・小学生を対象にした教室の開催により、スポーツに親しむ機会を多く持つことにより、スポーツ好きな子どもの増加により、地域スポーツ・生涯スポーツの発展を図ることができる。	409
			平成26年度	・南丹市長杯(南丹カップ)各種スポーツ大会の開催(支援) ・ジュニアスポーツ教室、講習会の開催 ・プロ、実業団チームの協力による教室も開催	・小学生を対象にした教室の開催により、スポーツに親しむ機会を多く持つことにより、スポーツ好きな子どもの増加により、地域スポーツ・生涯スポーツの発展を図ることができる。	409
具体的な実施内容	スポーツ振興を通じた子どもの体力向上は必要・不可欠である。子どもの体力向上のため、以下の事業を実施する。					
事業の目的	子どもの体力の向上、運動能力の向上を図るため、スポーツの喜びを感じられるよう、事業を実施し、青少年スポーツ団体への参加を促進する。					
事業の効果	・小学生教室の開催により、実施種目の中学校クラブ加入の増加傾向も見られ、また少年スポーツ団体への関心も深まりつつある。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	青少年自然文化体験活動	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	社会教育法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる		京のわくわく探検事業実施委託要項			
	(4)スポーツ・レクリエーション活動の振興					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	青少年犯罪が増加している現在、障がいのある児童と健常者が共に自然体験を通じ、協調性・連帯感を高め、自己の良さや価値を見直し、自尊感情を高めることが必要とされている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		359	
			平成24年度	文化自然活動 自然体験学習	青少年の健全育成と障がいや障がいのある人の理解を深めること。 休日や長期休暇等に季節に応じた事業(年間8回程度)の実施。	359
			平成25年度	文化自然活動 自然体験学習	青少年の健全育成と障がいや障がいのある人の理解を深めること。 休日や長期休暇等に季節に応じた事業(年間8回程度)の実施。	359
			平成26年度	文化自然活動 自然体験学習	青少年の健全育成と障がいや障がいのある人の理解を深めること。 休日や長期休暇等に季節に応じた事業(年間8回程度)の実施。	359
具体的な実施内容	市内在住の児童(障がいのある児童を含む)に対し、休日や長期休暇中に、広く地域の人たちや他の子どもたちと交流する中で、様々な体験ができる機会を提供する。					
事業の目的	青少年の健全育成と障がいや障がいのある人の理解を深めること。					
事業の効果	自然体験を通じて、協調性や思いやり、忍耐力、表現力を養う。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	青少年活動事業(ビートフェスティバル)	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	社会教育法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる					
	(5)文化芸術の振興					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	市内の小中学校で学習している和太鼓サークル等が一堂に会し、日頃の練習の成果を発表することにより、学校同士の連携や子どもたち等の交流を図ることが必要である。		平成23年度 予算現額			180
			平成24年度	ビートフェスティバル(和太鼓の発表会)の開催	伝統文化に触れることにより、ふるさとの愛護の心が目覚める。また、子ども同士の交流が図れる。	180
			平成25年度	ビートフェスティバル(和太鼓の発表会)の開催	伝統文化に触れることにより、ふるさとの愛護の心が目覚める。また、子ども同士の交流が図れる。	180
			平成26年度	ビートフェスティバル(和太鼓の発表会)の開催	伝統文化に触れることにより、ふるさとの愛護の心が目覚める。また、子ども同士の交流が図れる。	180
具体的な実施内容	市内の小中学校で学習している和太鼓サークル等が一堂に会し、日頃の練習の成果発表することにより、学校同士の連携や子どもたち等の交流を図る。 ・和太鼓の発表会					
事業の目的	市内の小中学校で学習している和太鼓サークルが一堂に会し、日頃の練習の成果を発表することにより、学校同士の連携や子どもたちの交流を図る。					
事業の効果	伝統文化に触れることにより、ふるさとの愛護の心が目覚める。また、子ども同士の交流が図れる。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	文化祭事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	社会教育法			
	3 生涯にわたって学び、活かす機会をつくる		南丹市公民館条例			
	(5)文化芸術の振興		南丹市日吉町生涯学習センター条例			
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	文化活動の振興と各種文化団体の育成並びに郷土文化の向上を目指すことが求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		1,001	
			平成24年度	文化祭の企画・開催	お金をかけずに文化協会サークル会員や参加市民等で運営をできるように、公民館として協力する。	1,093
			平成25年度	文化祭の企画・開催	お金をかけずに文化協会サークル会員や参加市民等で運営をできるように、公民館として協力する	1,093
			平成26年度	文化祭の企画・開催	お金をかけずに文化協会サークル会員や参加市民等で運営をできるように、公民館として協力する	1,093
具体的な実施内容	文化活動の振興と各種文化団体の育成並びに郷土文化の向上を目指し、文化協会とともに文化祭を実施する。					
事業の目的	南丹市における文化活動の振興を図る。各種文化団体の育成と郷土文化の向上に貢献する。					
事業の効果	多くの市民の展示、発表の場ができる。発表者と観客の交流により、地域文化活動の振興が見込まれる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 保健医療課

(単位:千円)

事業名	健康づくり推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	健康増進法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		高齢者の医療の確保に関する法			
	(1)市民の健康づくりへの支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	市民健診の結果からメタボリックシンドローム予備軍・該当者が男性で4割ある。要介護原因疾患では、脳血管疾患・整形疾患・認知症が68%を占めている。		平成23年度 予算現額			116,994
			平成24年度	メタボリックシンドロームに着目したメタボ予防健診、特定健診、すこやか健診を実施。肝炎ウイルス感染の有無を調べる血液検査を実施。各がん検診の実施。健康教育、健康相談の実施。食改協等への支援。献血の実施。	各健診受診者数の増加。健康づくり参加者数の増加	116,278
			平成25年度	メタボリックシンドロームに着目したメタボ予防健診、特定健診、すこやか健診を実施。肝炎ウイルス感染の有無を調べる血液検査を実施。各がん検診の実施。健康教育、健康相談の実施。食改協等への支援。献血の実施。	各健診受診者数の増加。健康づくり参加者数の増加	109,664
			平成26年度	メタボリックシンドロームに着目したメタボ予防健診、特定健診、すこやか健診を実施。肝炎ウイルス感染の有無を調べる血液検査を実施。各がん検診の実施。健康教育、健康相談の実施。食改協等への支援。献血の実施。	各健診受診者数の増加。健康づくり参加者数の増加	109,664
具体的な実施内容	命に係る心疾患・脳血管疾患等の生活習慣病の早期発見・予防のために、また、要介護の原因ともなるので、受診勧奨、悪化予防のためにも、メタボリックシンドロームに着目した検査・問診等を実施している。重い肝臓病の原因となるB・C型ウイルス感染の早期発見のため検査を実施している。健診の結果から個別・集団で健康教室・健康相談を開催し健康づくりの実施。食改協等地区組織への支援。					
事業の目的	生活習慣病を予防し健康寿命を延伸することで、市民の健康で自立した生活を支援することができる。					
事業の効果	健康の保持増進・要介護状態の予防。結果として、医療費・介護保険料の抑制。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 保健医療課

(単位:千円)

事業名	母子保健事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	母子保健法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		南丹市妊婦健康診査実施要綱			
	(1)市民の健康づくりへの支援		南丹市母子栄養強化事業実施要綱			
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	子どもの生活習慣の乱れ、育児に悩む親、発達に課題を持つ子どもの増加が進む中、親子の課題を早期に発見し早期支援につなげることが必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		29,168	
			平成24年度	母子健康手帳の発行・妊婦健康診査公費負担受診券の配付・母子栄養強化事業(牛乳の支給、所得制限がある)保健師・栄養士等による訪問指導の実施 母親教室の実施 乳幼児健康診査の実施	乳幼児健康診査受診率を上げる こんにちは赤ちゃん訪問(新生児訪問)全戸訪問	29,168
			平成25年度	母子健康手帳の発行・妊婦健康診査公費負担受診券の配付・母子栄養強化事業(牛乳の支給、所得制限がある)保健師・栄養士等による訪問指導の実施 母親教室の実施 乳幼児健康診査の実施	乳幼児健康診査受診率を上げる こんにちは赤ちゃん訪問(新生児訪問)全戸訪問	29,168
			平成26年度	母子健康手帳の発行・妊婦健康診査公費負担受診券の配付・母子栄養強化事業(牛乳の支給、所得制限がある)保健師・栄養士等による訪問指導の実施 母親教室の実施 乳幼児健康診査の実施	乳幼児健康診査受診率を上げる こんにちは赤ちゃん訪問(新生児訪問)全戸訪問	29,168
具体的な実施内容	妊娠時に、母子健康手帳を発行し妊婦健康診査の公費負担受診券を配付、牛乳を支給する。(牛乳の支給は所得制限がある)母親教室を開催する。出生後は、こんにちは赤ちゃん訪問を全出生児を対象に行い、必要に応じて保健師・栄養士等が経過訪問を実施する。乳幼児の健康診査を実施する。					
事業の目的	母性並びに乳幼児の健康の保持・増進を図る。虐待の未然防止を図る。					
事業の効果	母性並びに乳幼児のすこやかな発育・発達がはかれる。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	老人医療費支給事業		細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市老人医療費の支給に関する条例		
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(1)市民の健康づくりへの支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	医療が容易に受けられない高齢者の福祉増進への対応が求められる。		平成23年度	平成23年度 予算現額		62,672
			平成24年度	南丹市老人医療費の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満の高齢者のうち、所得税非課税等の低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。	高齢者の医療費負担が軽減され、安心して暮らすことができ福祉の増進が図れる	64,820
			平成25年度	南丹市老人医療費の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満の高齢者のうち、所得税非課税等の低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。	高齢者の医療費負担が軽減され、安心して暮らすことができ福祉の増進が図れる	66,700
			平成26年度	南丹市老人医療費の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満の高齢者のうち、所得税非課税等の低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。	高齢者の医療費負担が軽減され、安心して暮らすことができ福祉の増進が図れる	67,300
具体的な実施内容	南丹市老人医療費の支給に関する条例に基づき、65歳から70歳未満の高齢者のうち、所得税非課税等の低所得世帯に属する者を受給対象とし、医療費の一部を助成する。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	医療が容易に受けられない高齢者に対し、医療費の一部を支給することにより、老人の福祉増進を図る。					
事業の効果	高齢者の医療費負担が軽減され、安心して暮らすことができ福祉の増進が図れる					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 保健医療課

(単位:千円)

事業名	地域医療・保健体制確保事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市診療所設置条例			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		南丹市地域医療活動助成金交付要綱			
	(2) 地域医療の充実		南丹市美山林健センター診療所設置及び管理に関する条例			
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	へき地、過疎地域における医療機関を取り巻く環境は、医師の確保を始め、経営全般にわたり極めて厳しい状況が続いており、今後も引き続き地域医療の確保を図る必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		664,741	
			平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的医療機関の施設管理及び地域医療活動助成</li> <li>・南丹市美山林健センター診療所の管理運営</li> <li>・南丹市美山診療所の施設改修等</li> <li>・公立南丹病院組合への負担金拠出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地、過疎地域における医療の確保及び地域の中核的医療機関の健全運営。</li> </ul>	669,597
			平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的医療機関の施設管理及び地域医療活動助成</li> <li>・南丹市美山林健センター診療所の管理運営</li> <li>・南丹市美山診療所の施設改修等</li> <li>・公立南丹病院組合への負担金拠出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地、過疎地域における医療の確保及び地域の中核的医療機関の健全運営。</li> </ul>	688,790
			平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的医療機関の施設管理及び地域医療活動助成</li> <li>・南丹市美山林健センター診療所の管理運営</li> <li>・南丹市美山診療所の施設改修等</li> <li>・公立南丹病院組合への負担金拠出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・へき地、過疎地域における医療の確保及び地域の中核的医療機関の健全運営。</li> </ul>	684,790
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的医療機関の施設管理及び地域医療活動に対する支援</li> <li>・市直営診療所(美山林健センター診療所)の運営</li> <li>・医師等確保のための奨学金貸付け</li> <li>・公立南丹病院組合への負担金拠出</li> </ul>					
事業の目的	南丹市圏域の医療の提供体制を確立し、医療機関の医療活動の支援と、市民の健康の保持増進を図る。					
事業の効果	安心して受けられる医療の確立が図れる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	各小中学校の給食	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(3)食育及び食の安全確保					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	近年、健全な食生活が失われつつあり、地域や社会を挙げた子供の食に対する指導が大切であり、食品の安全性確保の面からも地産地消を進め、伝統ある食文化の継承を進めることが求められる		平成23年度 予算現額			93,692
			平成24年度	市内小学校及び美山中学校での給食及び八木中学校でのミルク給食の実施。	児童の心身の健康を維持、増進すること。	96,780
			平成25年度	市内小学校及び美山中学校での給食及び八木中学校でのミルク給食の実施。	児童の心身の健康を維持、増進すること。	96,780
			平成26年度	市内小学校及び美山中学校での給食及び八木中学校でのミルク給食の実施。	児童の心身の健康を維持、増進すること。	96,780
具体的な実施内容	南丹市内の小学校、美山中学校で週5日の完全給食及び八木中学校でミルク給食を実施。完全給食は米飯を軸に行っており、地元産野菜の活用を高めつつ実施。					
事業の目的	健康で、「知・徳・体育」のバランスを取れた児童生徒の育成のためにバランスの取れた栄養に配慮した給食の提供					
事業の効果	残菜ゼロ、偏食の克服など通じて「食」授業に集中力が増す子どもが増えている。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	学校給食共同調理場配送車購入事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等					
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(3)食育及び食の安全確保						
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	学校給食実施に必要な配送車が購入後相当年数が経過している。		平成23年度	予算現額			0
			平成24年度	美山調理場配送車(4WD・保冷車)の更新(H9年購入分)	学校給食の安全性の確保が図れる。	8,104	
			平成25年度			0	
			平成26年度	園部調理場配送車(2WD)の更新(H11年購入分)	学校給食の安全性の確保が図れる。	6,275	
具体的な実施内容	安心・安全の学校給食を継続するため、共同調理場配送車を計画的に更新する。						
事業の目的	配送車の計画的更新による学校給食の安全性の確保						
事業の効果	学校給食の安全性が確保できる。						

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 学校教育課

(単位:千円)

事業名	学校教育における食育の推進	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	学校給食法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		学校給食法施行令			
	(3)食育及び食の安全確保		食育基本法			
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	現代社会の食生活については、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加などに加え、「食」の安全についても問題が生じており、食生活の改善や安全の確保の面からも、「食」のあり方を学ぶことが求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		99,002	
			平成24年度	各学校での安全で安心な学校給食の提供 児童生徒(保護者)への「食」に関する指導 給食関係者の衛生管理及び食育の推進	安全で安心できる給食の提供 衛生意識の高揚	112,458
			平成25年度	学校での安全で安心な学校給食の提供 児童生徒(保護者)への「食」に関する指導 給食関係者の衛生管理及び食育の推進	安全で安心できる給食の提供 衛生意識の高揚	125,364
			平成26年度	学校での安全で安心な学校給食の提供 児童生徒(保護者)への「食」に関する指導 給食関係者の衛生管理及び食育の推進	安全で安心できる給食の提供 衛生意識の高揚	125,364
具体的な実施内容	各学校での安心で安全な学校給食の提供。 児童生徒(保護者)への「食」に関する指導。 給食関係者の衛生管理及び食育の推進。					
事業の目的	「食」に関する情報の提供など「食育の推進」や調理従事者の衛生意識の高揚を図る。					
事業の効果	児童の心身の健康を維持、増進することができる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	若者出会い応援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(4)若者定住へ向けた住環境の整備					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	未婚、晩婚化が進み、少子化が進行している。		平成23年度 予算現額			1,000
			平成24年度	民間による出会いの場の創設事業等への支援	市内に定住する若者夫婦が増加し、出生数が増加(減少の緩和)する。	1,000
			平成25年度	民間による出会いの場の創設事業等への支援	市内に定住する若者夫婦が増加し、出生数が増加(減少の緩和)する。	1,000
			平成26年度	民間による出会いの場の創設事業等への支援	市内に定住する若者夫婦が増加し、出生数が増加(減少の緩和)する。	1,000
具体的な実施内容	少子化対策の一環として、未婚・晩婚が進む中で結婚や子育てへの意欲の向上を図り、婚姻による市内への定住を促進するため、若者の出会いの場づくりを推進する。					
事業の目的	結婚、子育てへの意欲の向上を図り、婚姻による市内への定住促進と出産、子育てを推進する。					
事業の効果	市内に定住する若者夫婦が増加し、出生数が増加(減少の緩和)する。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	家族介護者等支援事業	細事業名	家族介護教室事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	介護が必要な高齢者の介護者負担の増大が課題となっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		1,000	
			平成24年度	在宅で高齢者等を介護している方や介護に関心のある方を対象に、介護に関する相談、介護や介護予防に関する情報や技術の習得、介護者の健康づくり等、様々なテーマに基づいた教室を実施する。	在宅における適切な介護の支援向を進めるため、事業計画の広報等を行い、また、介護サービスの計画的な利用を促すことにより、介護者の参加を促進する。	1,000
			平成25年度	在宅で高齢者等を介護している方や介護に関心のある方を対象に、介護に関する相談、介護や介護予防に関する情報や技術の習得、介護者の健康づくり等、様々なテーマに基づいた教室を実施する。	在宅における適切な介護の支援向を進めるため、事業計画の広報等を行い、また、介護サービスの計画的な利用を促すことにより、介護者の参加を促進する。	1,000
			平成26年度	在宅で高齢者等を介護している方や介護に関心のある方を対象に、介護に関する相談、介護や介護予防に関する情報や技術の習得、介護者の健康づくり等、様々なテーマに基づいた教室を実施する。	在宅における適切な介護の支援向を進めるため、事業計画の広報等を行い、また、介護サービスの計画的な利用を促すことにより、介護者の参加を促進する。	1,000
具体的な実施内容	在宅で高齢者等を介護している方や介護に関心のある方を対象に、介護に関する相談、介護や介護予防に関する情報や技術の習得、介護者の健康づくり等、様々なテーマに基づいた教室を実施する。					
事業の目的	介護に関する相談や情報交換によって介護者を支援する。					
事業の効果	在宅における適切な介護の支援が図れる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	家族介護者等支援事業	細事業名	家族介護者交流事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	介護疲れを増大させないため介護者の心身の元気回復が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		1,409	
			平成24年度	在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者等を常時介護している介護者を対象に、講演会等の催しを開催し、参加者同士の交流を図る。	介護者同士の交流が深められ、介護者の心身の元気回復が図られる。市全体での交流と地域単位での交流事業の組み合わせの工夫と介護者の会の支援を進める。また、介護サービスの計画的な利用を促すことにより、介護者の参加しやすい体制を図る。	1,508
			平成25年度	在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者等を常時介護している介護者を対象に、講演会等の催しを開催し、参加者同士の交流を図る。	介護者同士の交流が深められ、介護者の心身の元気回復が図られる。市全体での交流と地域単位での交流事業の組み合わせの工夫と介護者の会の支援を進める。また、介護サービスの計画的な利用を促すことにより、介護者の参加しやすい体制を図る。	1,508
			平成26年度	在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者等を常時介護している介護者を対象に、講演会等の催しを開催し、参加者同士の交流を図る。	介護者同士の交流が深められ、介護者の心身の元気回復が図られる。市全体での交流と地域単位での交流事業の組み合わせの工夫と介護者の会の支援を進める。また、介護サービスの計画的な利用を促すことにより、介護者の参加しやすい体制を図る。	1,508
具体的な実施内容	在宅で寝たきりの高齢者や認知症の高齢者等を常時介護している介護者を対象に、講演会等の催しを開催し、参加者同士の交流を図る。					
事業の目的	介護者の心身の元気回復を図るため。					
事業の効果	介護者同士の交流が深められ、介護者の心身の元気回復が図られる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	家族介護者等支援事業	細事業名	介護用品支給事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		南丹市家族介護用品支給事業実施要綱			
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	介護者の経済的負担の増加が課題となっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		1,500	
			平成24年度	要介護4・5の高齢者の介護者で非課税世帯を対象に、紙おむつなどの介護用品の購入を助成する。	介護者の経済的負担の軽減	1,500
			平成25年度	要介護4・5の高齢者の介護者で非課税世帯を対象に、紙おむつなどの介護用品の購入を助成する。	介護者の経済的負担の軽減	1,500
			平成26年度	要介護4・5の高齢者の介護者で非課税世帯を対象に、紙おむつなどの介護用品の購入を助成する。	介護者の経済的負担の軽減	1,500
具体的な実施内容	要介護4・5の高齢者の介護者で非課税世帯を対象に、紙おむつなどの介護用品の購入費を助成する。					
事業の目的	介護者の経済的負担の軽減を図るとともに、要介護者の在宅生活の継続及び向上を図る。					
事業の効果	介護者の経済的負担の軽減が図れた。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	家族介護者等支援事業	細事業名	在宅介護支援事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市家族介護慰労事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	在宅介護者は精神的・身体的負担が大きい。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		1,980	
			平成24年度	1 市内在住の寝たきり(要介護度4又は5)の在宅高齢者の同居介護者に対して負担の軽減を図るため一定の条件のもと慰労金を支給する。 2 在宅介護家族の会へ活動補助金を支給する。	介護者の精神的・身体的な負担を軽減し、高齢者の在宅福祉の増進を図る。	1,980
			平成25年度	1 市内在住の寝たきり(要介護度4又は5)の在宅高齢者の同居介護者に対して負担の軽減を図るため一定の条件のもと慰労金を支給する。 2 在宅介護家族の会へ活動補助金を支給する。	介護者の精神的・身体的な負担を軽減し、高齢者の在宅福祉の増進を図る。	1,980
			平成26年度	1 市内在住の寝たきり(要介護度4又は5)の在宅高齢者の同居介護者に対して負担の軽減を図るため一定の条件のもと慰労金を支給する。 2 在宅介護家族の会へ活動補助金を支給する。	介護者の精神的・身体的な負担を軽減し、高齢者の在宅福祉の増進を図る。	1,980
具体的な実施内容	市内在住の寝たきり(要介護度4又は5)の在宅高齢者の同居介護者に対して負担の軽減を図るため一定の条件のもと慰労金を支給する。また、在宅介護家族の会の活動に対し補助をする。					
事業の目的	高齢者を介護している家族の支援を図る。					
事業の効果	介護者の精神的・身体的な負担を軽減し、高齢者の在宅福祉の増進を図る。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	介護相談員派遣事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	介護保険法				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		南丹市介護相談員派遣事業実施要綱				
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援						
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	介護サービスの質を向上するため、各施設へ相談員を派遣する必要がある。		平成23年度	予算現額			1,682
			平成24年度	介護相談員養成研修を受講した相談員を施設サービス事業所に派遣し、利用者の要望や苦情等の聞き取りを行う。	介護サービスの質の向上		2,241
			平成25年度	介護相談員養成研修を受講した相談員を施設サービス事業所に派遣し、利用者の要望や苦情等の聞き取りを行う。	介護サービスの質の向上		2,241
			平成26年度	介護相談員養成研修を受講した相談員を施設サービス事業所に派遣し、利用者の要望や苦情等の聞き取りを行う。	介護サービスの質の向上		2,241
具体的な実施内容	介護相談員養成研修を受講した相談員を施設サービス事業所に派遣し、利用者の要望や苦情等の聞き取りを行う。						
事業の目的	利用者の疑問や不満及び不安の解消を図るとともに、派遣を受けた事業所における介護サービスの質的な向上を図る。						
事業の効果	施設における介護サービスの質の向上。						

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	介護予防活動支援事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	介護保険法				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援						
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	高齢者の閉じこもりが課題となっている。		平成23年度	予算現額			23,224
			平成24年度	各公民館及び隣保館において、手芸・陶芸・園芸・音楽・健康づくり体操等、介護予防として生きがいに繋がる場の提供と支援を実施する。	在宅虚弱高齢者の閉じこもり防止		23,224
			平成25年度	各公民館及び隣保館において、手芸・陶芸・園芸・音楽・健康づくり体操等、介護予防として生きがいに繋がる場の提供と支援を実施する。	在宅虚弱高齢者の閉じこもり防止		23,224
			平成26年度	各公民館及び隣保館において、手芸・陶芸・園芸・音楽・健康づくり体操等、介護予防として生きがいに繋がる場の提供と支援を実施する。	在宅虚弱高齢者の閉じこもり防止		23,224
具体的な実施内容	各公民館及び隣保館において、手芸・陶芸・園芸・音楽・健康づくり体操等、介護予防として生きがいに繋がる場の提供と支援を実施する。						
事業の目的	高齢者等の自立的生活の助長、社会的孤独感の解消及び心身機能の維持向上を図る。 その家族の身体的及び精神的な負担の軽減を図る。						
事業の効果	在宅虚弱高齢者の閉じこもり防止が図れる。						

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	緊急通報体制等整備事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市緊急通報電話設置要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	高齢者独居世帯の緊急時の対応に不安がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		1,330	
			平成24年度	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置付電話機等を設置し、緊急時の連絡体制をつくる。	急病・災害等の緊急時における迅速かつ正確な対応並びに不安、孤独感の解消を図るため、24時間365日対応の新たなシステムを整備する。	5,000
			平成25年度	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置付電話機等を設置し、緊急時の連絡体制をつくる。	急病・災害等の緊急時における迅速かつ正確な対応並びに不安、孤独感の解消を図るため、24時間365日対応の新たなシステムを整備する。	5,500
			平成26年度	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置付電話機等を設置し、緊急時の連絡体制をつくる。	急病・災害等の緊急時における迅速かつ正確な対応並びに不安、孤独感の解消を図るため、24時間365日対応の新たなシステムを整備する。	5,500
具体的な実施内容	ひとり暮らし高齢者に対し、日常生活における不安解消と安全確保を図るため、緊急通報装置付電話機等を設置し、緊急時の連絡体制をつくる。					
事業の目的	急病・災害等の緊急時における迅速かつ正確な対応並びに不安、孤独感の解消を図る。					
事業の効果	市民の身近である地域において、見守りの強化が図れる。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者等生活支援事業		細事業名	外出支援サービス事業		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等	南丹市高齢者等生活支援事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する						
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援						
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	一般の交通機関を利用することが困難な高齢者等の増加が課題となっている。		平成23年度 予算現額				44,645
			平成24年度	一般の交通機関を利用することが困難な、高齢者や心身に障がいがある者に対し、利用者宅と福祉サービスを提供する場所・医療機関の間を送迎する。	市民の社会参加のための、安全で身体的負担の少ない方法で移動できるよう、リフト車両の充実を図るなど移動手段の確保を行う。	53,140	
			平成25年度	一般の交通機関を利用することが困難な、高齢者や心身に障がいがある者に対し、利用者宅と福祉サービスを提供する場所・医療機関の間を送迎する。	市民の社会参加のための、安全で身体的負担の少ない方法で移動できるよう、リフト車両の充実を図るなど移動手段の確保を行う。	58,864	
			平成26年度	一般の交通機関を利用することが困難な、高齢者や心身に障がいがある者に対し、利用者宅と福祉サービスを提供する場所・医療機関の間を送迎する。	市民の社会参加のための、安全で身体的負担の少ない方法で移動できるよう、リフト車両の充実を図るなど移動手段の確保を行う。	58,800	
具体的な実施内容	一般の交通機関を利用することが困難な、高齢者や心身に障がいがある者に対し、利用者宅と福祉サービスを提供する場所・医療機関の間を送迎する。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				
事業の目的	高齢者又は心身に障がいのある人が、できる限り在宅で生活できるよう、必要に応じてサービスを提供する。						
事業の効果	認知症予防や閉じこもり防止に効果があり、高齢者等の社会的参加に効果がある。						

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者等生活支援事業	細事業名	軽度生活援助サービス事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市高齢者等生活支援事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	介護給付の対象者にならないよう、保健師による訪問等で事業の啓発や見守りが必要。	平成23年度 予算現額			5,258	
		平成24年度	介護認定を受けていないおおむね65歳のひとり暮らし又は高齢者世帯に、外出時の援助、食材の買出し等日常生活上の援助を行う。	軽易な日常生活援助事業で自立生活を継続させる。	5,834	
			平成25年度	介護認定を受けていないおおむね65歳のひとり暮らし又は高齢者世帯に、外出時の援助、食材の買出し等日常生活上の援助を行う。		軽易な日常生活援助事業で自立生活を継続させる。
			平成26年度	介護認定を受けていないおおむね65歳のひとり暮らし又は高齢者世帯に、外出時の援助、食材の買出し等日常生活上の援助を行う。		軽易な日常生活援助事業で自立生活を継続させる。
具体的な実施内容	介護認定を受けていないおおむね65歳のひとり暮らし又は高齢者世帯に、外出時の援助、食材の買出し等簡易な日常生活上の援助を行う。	平成24年度	介護認定を受けていないおおむね65歳のひとり暮らし又は高齢者世帯に、外出時の援助、食材の買出し等簡易な日常生活上の援助を行う。	軽易な日常生活援助事業で自立生活を継続させる。	6,359	
事業の目的	高齢者又は心身に障がいのある人が、できる限り在宅で生活できるよう、必要に応じてサービスを提供する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				
事業の効果	軽易な生活援助を提供することにより、介護保険を使うことなく自立可。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者等生活支援事業	細事業名	食の自立支援事業	新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	介護保険法		
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		南丹市高齢者等生活支援事業実施要綱		
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援				
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	高齢者の増加に伴い今後益々配食の需要は高まるが、供給が不足している。また、見守りを兼ねているため緊急時の連絡体制の強化が望まれている。	平成23年度 予算現額			25,527
		平成24年度	食事の支度が困難なため日常生活に支障のある高齢者等又は食生活の改善が必要と認められるものに対し、見守りを兼ねて定期的に栄養バランスの取れた食事を自宅まで配達する。	栄養のバランスが保たれるとともに、食事の支度が困難な者に対して配食時に利用者の安否確認が行える	26,803
		平成25年度	食事の支度が困難なため日常生活に支障のある高齢者等又は食生活の改善が必要と認められるものに対し、見守りを兼ねて定期的に栄養バランスの取れた食事を自宅まで配達する。	栄養のバランスが保たれるとともに、食事の支度が困難な者に対して配食時に利用者の安否確認が行える	28,143
		平成26年度	食事の支度が困難なため日常生活に支障のある高齢者等又は食生活の改善が必要と認められるものに対し、見守りを兼ねて定期的に栄養バランスの取れた食事を自宅まで配達する。	栄養のバランスが保たれるとともに、食事の支度が困難な者に対して配食時に利用者の安否確認が行える	29,550
具体的な実施内容	食事の支度が困難なため日常生活に支障のある高齢者等又は食生活の改善が必要と認められるものに対し、見守りを兼ねて定期的に栄養バランスの取れた食事を自宅まで配達する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	高齢者の自立した日常生活を支援するための食生活改善と安否確認。				
事業の効果	栄養のバランスが保たれるとともに、食事の支度が困難な者に対して配食時に利用者の安否確認が行える。				

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者等生活支援事業	細事業名	訪問理美容サービス事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市高齢者等生活支援事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	老衰・心身の障がい、疾病等により、理容院又は美容院に出向くことが困難な高齢者等の増加が課題となっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		200	
			平成24年度	老衰・心身の障がい、疾病等により、理容院又は美容院に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅でこれらのサービスを受けることができるよう理美容師の出張経費の一部を助成する。	要介護者が衛生的に在宅で暮らすことができる。	200
			平成25年度	老衰・心身の障がい、疾病等により、理容院又は美容院に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅でこれらのサービスを受けることができるよう理美容師の出張経費の一部を助成する。	要介護者が衛生的に在宅で暮らすことができる。	200
			平成26年度	老衰・心身の障がい、疾病等により、理容院又は美容院に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅でこれらのサービスを受けることができるよう理美容師の出張経費の一部を助成する。	要介護者が衛生的に在宅で暮らすことができる。	200
具体的な実施内容	老衰・心身の障がい、疾病等により、理容院又は美容院に出向くことが困難な高齢者等に対し、居宅でこれらのサービスを受けることができるよう理美容師の出張経費の一部を助成する。					
事業の目的	高齢者又は心身に障がいのある人が、できる限り在宅で生活できるよう、必要に応じてサービスを提供する。					
事業の効果	寝たきり高齢者等の衛生管理に有効。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	地域包括支援センター事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	介護保険法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(5)高齢者が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	地域福祉の総合相談窓口が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		35,998	
			平成24年度	包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等)を一体的に実施する。	高齢者の健康保持と生活の安定のため、包括支援センターを2カ所設置。保健師等の専門職員を配置し、専門分野における連携・協働による機能強化を進めるとともに、迅速に対応できる体制を整備。	41,498
			平成25年度	包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等)を一体的に実施する。	高齢者の健康保持と生活の安定のため、包括支援センターを2カ所設置。保健師等の専門職員を配置し、専門分野における連携・協働による機能強化を進めるとともに、迅速に対応できる体制を整備。	46,998
			平成26年度	包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等)を一体的に実施する。	高齢者の健康保持と生活の安定のため、包括支援センターを2カ所設置。保健師等の専門職員を配置し、専門分野における連携・協働による機能強化を進めるとともに、迅速に対応できる体制を整備。	52,498
具体的な実施内容	包括的支援事業(介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務等)を一体的に実施する。					
事業の目的	地域住民の心身の健康の保持と生活の安定のために必要な援助を行うことにより、保健医療の向上・福祉の増進を包括的に支援する。					
事業の効果	被保険者が要介護状態・要支援状態となることを予防するとともに、可能な限り地域で自立した日常生活を営むことができるよう事業等に取り組む。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	子育て発達支援センター事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市子育て発達支援センター施設条例		
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		南丹市心身障害児通園事業実施要綱		
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援		南丹市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱		
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	保護者や保育所等、関係機関からの相談に応じ、障がいを早期に発見し適切な指導、助言を行うための相談支援事業、幼児の小集団での発達支援を行う児童デイサービス事業並びに放課後活動の居場所の指導・援助を行う日中一時預かり事業の3事業に取り組む。	平成23年度 予算現額			39,552
		平成24年度	「南丹市発達支援センター」として障がいのある子どもたちの将来の自立と社会参加につなげるための支援施設として、また南丹市の子どもたちが安心して健やかに育っていく拠点として運営を行う。	相談・早期支援、療育及び学童期の放課後活動の居場所の指導・援助を一貫して支援できるよう体制整備をする。	38,990
		平成25年度	「南丹市発達支援センター」として障がいのある子どもたちの将来の自立と社会参加につなげるための支援施設として、また南丹市の子どもたちが安心して健やかに育っていく拠点として運営を行う。	相談・早期支援、療育及び学童期の放課後活動の居場所の指導・援助を一貫して支援できるよう体制整備をする。	38,990
		平成26年度	「南丹市発達支援センター」として障がいのある子どもたちの将来の自立と社会参加につなげるための支援施設として、また南丹市の子どもたちが安心して健やかに育っていく拠点として運営を行う。	相談・早期支援、療育及び学童期の放課後活動の居場所の指導・援助を一貫して支援できるよう体制整備をする。	38,990
具体的な実施内容	障がいを早期に発見し適切な指導、助言を行うための相談支援事業、人とかかわりに不安のある子どもや心身の発達に遅れのある子どもとその保護者に対し、一人ひとりに適した療育並びに放課後活動の居場所の指導・援助を行う日中一時預かり事業の3事業を組み地域で安心して生活が送れるよう支援する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	障がいのある子どもたちの将来の自立と社会参加につなげるための支援施設として、また南丹市の子どもたちが安心して健やかに育っていく拠点として必要である。				
事業の効果	相談・早期発達支援、療育や学童期の障がい児支援の機能を一体的に担う。				

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者グループホーム等整備支援事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市障害者グループホーム・ケアホーム整備事業補助金			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	現在市内にグループホーム等が不足しており、障がいのある方が安心して暮らせる環境にない。	平成23年度 予算現額			5,000	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成24年度	障がいのある人が住み慣れた地域での暮らしの支援、また、障がい者の親が亡き後の生活の場への支援について、障がいのある人が将来において安心して生活を営める環境づくりをするため、法人等において実施されるグループホーム等の施設整備に対する助成を行う。	障がいのある方が安心して自立した生活を送れる	5,000
			平成25年度	障がいのある人が住み慣れた地域での暮らしの支援、また、障がい者の親が亡き後の生活の場への支援について、障がいのある人が将来において安心して生活を営める環境づくりをするため、法人等において実施されるグループホーム等の施設整備に対する助成を行う。	障がいのある方が安心して自立した生活を送れる	5,000
			平成26年度	障がいのある人が住み慣れた地域での暮らしの支援、また、障がい者の親が亡き後の生活の場への支援について、障がいのある人が将来において安心して生活を営める環境づくりをするため、法人等において実施されるグループホーム等の施設整備に対する助成を行う。	障がいのある方が安心して自立した生活を送れる	5,000
具体的な実施内容	障がいのある人が住み慣れた地域での暮らしの支援、また、障がい者の親が亡き後の生活の場への支援について、障がいのある人が将来において安心して生活を営める環境づくりをするため、法人等において実施されるグループホーム等の施設整備に対する助成を行う。					
事業の目的	障がいのある方が自立した生活を送れる体制を整える					
事業の効果	障がいのある方が自立した生活を送れる					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者医療助成事業	細事業名	自立支援医療給付事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	障害者自立支援法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	身体障がい者の日常生活能力や職業能力を回復するために必要な医療を受けるための、個人負担を軽減するために必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		40,312	
			平成24年度	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方が、手術を行うことなどにより、障がいを軽減、あるいは機能の維持が保たれるなどの効果を期待できる場合に、医療費の一部を公費負担する。	身体障がい者の日常生活能力や職業能力等を回復、又は向上、若しくは獲得している。障がい者にとって必要な医療費負担の軽減となっている。	44,312
			平成25年度	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方が、手術を行うことなどにより、障がいを軽減、あるいは機能の維持が保たれるなどの効果を期待できる場合に、医療費の一部を公費負担する。	身体障がい者の日常生活能力や職業能力等を回復、又は向上、若しくは獲得している。障がい者にとって必要な医療費負担の軽減となっている。	44,312
			平成26年度	身体障害者手帳の交付を受けている18歳以上の方が、手術を行うことなどにより、障がいを軽減、あるいは機能の維持が保たれるなどの効果を期待できる場合に、医療費の一部を公費負担する。	身体障がい者の日常生活能力や職業能力等を回復、又は向上、若しくは獲得している。障がい者にとって必要な医療費負担の軽減となっている。	44,312
具体的な実施内容	身体障害者手帳交付を受けている18歳以上の方が、特定の医療(人工透析・ペースメーカー移植術・人工関節置換術など)を受ける場合に、医療費の一部を公費負担する。					
事業の目的	身体障がい者の日常生活能力や職業能力等を回復、又は向上、若しくは獲得することを目的としている。					
事業の効果	身体障がい者の日常生活能力や職業能力等を回復、又は向上、若しくは獲得している。障がい者にとって必要な医療費負担の軽減となっている。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者医療助成事業	細事業名	重度心身障害老人健康管理事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市重度心身障害老人健康管理事業費支給条例			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	重度心身が害老人にとって、医療費の負担が大きく、軽減と支援の施策が求められる。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		87,362	
			平成24年度	重度心身障害老人の健康を保持し、もって障害者福祉の向上を図るため老人保健法の一部負担金を支給する。	対象者の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図る	88,000
			平成25年度	重度心身障害老人の健康を保持し、もって障害者福祉の向上を図るため老人保健法の一部負担金を支給する。	対象者の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図る	88,000
			平成26年度	重度心身障害老人の健康を保持し、もって障害者福祉の向上を図るため老人保健法の一部負担金を支給する。	対象者の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図る	88,000
具体的な実施内容	後期高齢者医療被保険者で、一定の障がいがあると認定された65歳以上の方の医療費の自己負担分を支給する。					
事業の目的	重度心身障がい老人に対し、医療に要する費用を給付することにより、健康の保持増進を図り、障がい者福祉の向上を図る。					
事業の効果	対象者の老後における健康の保持と適切な医療の確保を図ることができる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者医療助成事業	細事業名	福祉医療費支給事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市福祉医療費の支給に関する条例			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	心身に障がいのある市民の医療費負担は大変大きく、医療費の軽減によって、福祉の増進を図ることが求められている。	平成23年度 予算現額			134,163	
		平成24年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、心身障がい者等に対し医療費を支給する。	安心して医療を受けることができるよう、医療費負担の軽減を図る。	158,850	
			平成25年度	南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、心身障がい者等に対し医療費を支給する。		安心して医療を受けることができるよう、医療費負担の軽減を図る。
				平成26年度		南丹市福祉医療費の支給に関する条例に基づき、心身障がい者等に対し医療費を支給する。
具体的な実施内容	心身障がい者等の医療機関でかかった医療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				
事業の目的	心身障がい者等に対し医療費を支給することによって、障がい者等の生活の安定と福祉の増進を図る。					
事業の効果	医療費の自己負担の助成が受けられるため、対象者は安心して医療を受けることができる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者等生活支援事業	細事業名	介護給付事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	障害者自立支援法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	利用者に偏りがあるため、サービスの体系を利用対象者に周知し、適切なサービスが受けられるようにケアマネジメントをする必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		493,917	
			平成24年度	障がいのある人が、日中活動・夜間・居宅において生活できるためのサービス(居宅介護・短期入所・児童デイサービス・生活介護・療養介護・共同生活介護・施設入所・行動援護・重度訪問介護等)を利用できるよう支援を行う。	サービスを提供することにより、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。	517,929
			平成25年度	障がいのある人が、日中活動・夜間・居宅において生活できるためのサービス(居宅介護・短期入所・児童デイサービス・生活介護・療養介護・共同生活介護・施設入所・行動援護・重度訪問介護等)を利用できるよう支援を行う。	サービスを提供することにより、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。	517,929
			平成26年度	障がいのある人が、日中活動・夜間・居宅において生活できるためのサービス(居宅介護・短期入所・児童デイサービス・生活介護・療養介護・共同生活介護・施設入所・行動援護・重度訪問介護等)を利用できるよう支援を行う。	サービスを提供することにより、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。	517,929
具体的な実施内容	障がいのある人が、日中活動・夜間・居宅において生活できるためのサービス(居宅介護、短期入所、児童デイサービス、生活介護、療養介護、共同生活介護、施設入所、行動援護、重度訪問介護等)を利用できるよう支援を行う。					
事業の目的	障がいのある人が地域で自立した生活がおくれるように、総合的なサービスを提供する。					
事業の効果	サービスを提供することにより、自立した日常生活・社会生活を営むことができる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者等生活支援事業	細事業名	難病患者等居宅生活支援事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市難病患者ホームヘルプサービス事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		南丹市難病患者居宅生活支援日常生活用具給付事業実施要綱			
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援		南丹市難病患者等短期入所事業実施要綱			
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	難病患者及び家族の安定した在宅生活が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		72	
			平成24年度	介護の支援を要する者にホームヘルパーの派遣をし、日常生活の便宜を図り、生活用具の交付をする。	難病患者等の日常生活を支援することにより、介護者・患者の負担を軽減する。	72
			平成25年度	介護の支援を要する者にホームヘルパーの派遣をし、日常生活の便宜を図り、生活用具の交付をする。	難病患者等の日常生活を支援することにより、介護者・患者の負担を軽減する。	72
			平成26年度	介護の支援を要する者にホームヘルパーの派遣をし、日常生活の便宜を図り、生活用具の交付をする。	難病患者等の日常生活を支援することにより、介護者・患者の負担を軽減する。	72
具体的な実施内容	日常生活を営むのに支障があり、介護の支援を要する者にホームヘルパーの派遣や生活用具の交付を行い、日常生活の便宜を図る。					
事業の目的	難病患者と家族の療養上の不安や介護の負担を軽減する。					
事業の効果	地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、介護者、患者の負担を軽減する。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	障がい者等生活支援事業	細事業名	日中一時支援事業・生活サポート事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市障害者日中一時支援・生活サポート事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	障がいのある人の日中における活動の場の確保、日常生活の支援、日常的に介護している家族の一時的な休息の確保をする。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		23,580	
			平成24年度	障がい者支援施設、学校の空き教室等で障がい者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を支援する。また、日常生活に支援を必要とする者に居宅介護従事者を派遣し、生活支援や家族援助を行う。	障がいのある人の日中における活動の場の確保と介護している家族の一時的な休息を得られるようにする。	24,580
			平成25年度	障がい者支援施設、学校の空き教室等で障がい者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を支援する。また、日常生活に支援を必要とする者に居宅介護従事者を派遣し、生活支援や家族援助を行う。	障がいのある人の日中における活動の場の確保と介護している家族の一時的な休息を得られるようにする。	24,580
			平成26年度	障がい者支援施設、学校の空き教室等で障がい者等に活動の場を提供し、見守りや社会に適応するための日常的な訓練を支援する。また、日常生活に支援を必要とする者に居宅介護従事者を派遣し、生活支援や家族援助を行う。	障がいのある人の日中における活動の場の確保と介護している家族の一時的な休息を得られるようにする。	24,600
具体的な実施内容	日中、障がい者福祉サービス事業所、障がい者支援施設、学校の空き教室等において、障がいのある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を支援する。また、日常生活に関する支援を行わなければ支障をきたす場合に、居宅介護従事者を派遣し必要な生活支援・家事援助を行う。					
事業の目的	障がいのある人の日中における活動の場を確保するとともに、家族の就労支援や日常的に介護している介護者の一時的な休息を得られるようにする。					
事業の効果	介護者(家族)の就労や休息が得られる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	地域活動支援センター事業	細事業名	相談支援事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市障害者相談支援事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	療育等支援対象者への専門相談支援が必要である。		平成23年度 予算現額			8,463
			平成24年度	社会資源を活用するための支援、社会性活力を高めるための支援、専門機関との連携、その他在宅障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるように必要な支援を行う。	相談事業がより身近になり、助言や援助をを行うことにより自立した日常生活や社会生活を送ることができる。	8,463
具体的な実施内容	障がいのある人等の相談に応じ情報の提供、助言のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援する。		平成25年度	社会資源を活用するための支援、社会性活力を高めるための支援、専門機関との連携、その他在宅障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるように必要な支援を行う。	相談事業がより身近になり、助言や援助をを行うことにより自立した日常生活や社会生活を送ることができる。	8,463
事業の目的	障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する。		平成26年度	社会資源を活用するための支援、社会性活力を高めるための支援、専門機関との連携、その他在宅障がい者等の自立した日常生活や社会生活を営むことができるように必要な支援を行う。	相談事業がより身近になり、助言や援助をを行うことにより自立した日常生活や社会生活を送ることができる。	8,463
事業の効果	相談事業がより身近になり、助言や援助をを行うことにより自立した日常生活や社会生活を送ることができる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	地域活動支援センター事業	細事業名	地域活動支援センター事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市地域活動支援センター事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(6)障がいのある人が安心して暮らせる自立支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	地域活動支援センターの機能の充実。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		30,000	
			平成24年度	創作的活動、生産活動、社会交流の機会の提供を行い、生活支援に関する事業に取り組み、社会参加の支援、相談支援を行う。	地域の身近な場所で、自立や社会参加の促進を図ることができる。	30,000
			平成25年度	創作的活動、生産活動、社会交流の機会の提供を行い、生活支援に関する事業に取り組み、社会参加の支援、相談支援を行う。	地域の身近な場所で、自立や社会参加の促進を図ることができる。	30,000
			平成26年度	創作的活動、生産活動、社会交流の機会の提供を行い、生活支援に関する事業に取り組み、社会参加の支援、相談支援を行う。	地域の身近な場所で、自立や社会参加の促進を図ることができる。	30,000
具体的な実施内容	障がいのある人等が地域の身近なところでいつでも通える場所を提供し、作業や社会交流等、障がいのある人の相談支援を行ない、自立と社会参加を支援する。					
事業の目的	障害者等の地域生活支援の促進を図る。					
事業の効果	地域の身近な場所で、自立や社会参加の促進を図ることができる。				30,000	

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	シルバー人材センター活動支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(7)高齢者・障がいのある人の社会参加の促進					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	高齢者の生きがいつくりの拠点が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		10,070	
			平成24年度	高齢者の活動支援のために、高齢者に適した仕事を受注し、生きがい対策をもとに就業の機会を提供している(財)南丹市福祉シルバー人材センターに対して活動運営費を助成する。また、シルバー人材センター設置市町村との連携や情報交換を行なう。	高齢者の社会進出により、高齢者の自立を図る。	10,070
			平成25年度	高齢者の活動支援のために、高齢者に適した仕事を受注し、生きがい対策をもとに就業の機会を提供している(財)南丹市福祉シルバー人材センターに対して活動運営費を助成する。また、シルバー人材センター設置市町村との連携や情報交換を行なう。	高齢者の社会進出により、高齢者の自立を図る。	10,070
			平成26年度	高齢者の活動支援のために、高齢者に適した仕事を受注し、生きがい対策をもとに就業の機会を提供している(財)南丹市福祉シルバー人材センターに対して活動運営費を助成する。また、シルバー人材センター設置市町村との連携や情報交換を行なう。	高齢者の社会進出により、高齢者の自立を図る。	10,070
具体的な実施内容	高齢者の活動支援のために、高齢者に適した仕事を受注し、生きがい対策をもとに就業の機会を提供している(財)南丹市福祉シルバー人材センターに対して活動運営費を助成する。					
事業の目的	高齢者の生きがいつくり活動支援を図る。					
事業の効果	高齢者の社会進出により、高齢者の自立が図れる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	社会参加推進事業	細事業名	ガイドヘルパー派遣事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市障害者ガイドヘルパー派遣事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(7)高齢者・障がいのある人の社会参加の促進					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	障がい者の移動を支援し、福祉の増進と社会参加の促進を図る。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		7,200	
			平成24年度	ガイドヘルパーを派遣し、障がい者の移動を支援する。	余暇活動等や社会参加ができる。	7,200
			平成25年度	ガイドヘルパーを派遣し、障がい者の移動を支援する。	余暇活動等や社会参加ができる。	7,200
			平成26年度	ガイドヘルパーを派遣し、障がい者の移動を支援する。	余暇活動等や社会参加ができる。	7,200
具体的な実施内容	屋外での移動が困難な障がいのある人に、ガイドヘルパー等を派遣し外出のための支援を行なう。					
事業の目的	移動が困難な障がいのある人に対して、生活上必要不可欠な外出や余暇活動の外出移動を支援する。					
事業の効果	余暇活動等や社会参加ができる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	社会参加推進事業	細事業名	コミュニケーション支援事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	障害者自立支援法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(7)高齢者・障がいのある人の社会参加の促進					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	コミュニケーション支援の要望は高く、継続して事業を行う必要がある。	平成23年度 予算現額			8,174	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成24年度	コミュニケーションに関する支援(手話・要約筆記による通訳など)を行う。また、手話教室等を開催し、支援者の要請を行う。	障がいがある人の社会参加を促すとともに、手話通訳や要約筆記等の資格者を増やし、支えあいの地域づくりをめざす。	8,174
			平成25年度	コミュニケーションに関する支援(手話・要約筆記による通訳など)を行う。また、手話教室等を開催し、支援者の要請を行う。	障がいがある人の社会参加を促すとともに、手話通訳や要約筆記等の資格者を増やし、支えあいの地域づくりをめざす。	8,174
			平成26年度	コミュニケーションに関する支援(手話・要約筆記による通訳など)を行う。また、手話教室等を開催し、支援者の要請を行う。	障がいがある人の社会参加を促すとともに、手話通訳や要約筆記等の資格者を増やし、支えあいの地域づくりをめざす。	8,174
具体的な実施内容	聴覚言語に障がいのある人が、社会参加・日常生活に必要な際に、コミュニケーションに関する支援(手話・要約筆記による通訳など)を行う。また、手話教室等を開催し、支援者の養成を行う。					
事業の目的	聴覚、言語機能、音性機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の意思疎通の円滑化を図る。					
事業の効果	コミュニケーション支援により、日常生活の負担を軽減し、社会参加を促す。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	社会参加推進事業	細事業名	社会活動参加支援事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	南丹市福祉タクシー事業実施要綱			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する		南丹市身体障害者自動車運転免許取得教習費助成金交付要綱			
	(7)高齢者・障がいのある人の社会参加の促進		南丹市身体障害者自動車改造助成事業実施要綱			
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	さまざまな障がいのある人が社会の構成員として地域の中で共に生活が送れるように、必要な自立支援等推進施策及び社会参加を通じて生活の質的向上が図れ、誰もが明るく暮らせる社会づくりを促進していかなければならない。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		2,200	
			平成24年度	障がいのある人の地域での活動を促進し、社会参加のための移動支援を行う。	障がいのある方の社会参加を促進する。	2,200
			平成25年度	障がいのある人の地域での活動を促進し、社会参加のための移動支援を行う。	障がいのある方の社会参加を促進する。	2,200
			平成26年度	障がいのある人の地域での活動を促進し、社会参加のための移動支援を行う。	障がいのある方の社会参加を促進する。	2,200
具体的な実施内容	在宅で障がいのある人の、社会的生活能力の向上を図り、また社会活動への参加と自立を促進するために、グループワークの開催、福祉タクシー利用券の交付、自動車改造費の支給など、さまざまな事業を行う。					
事業の目的	障がいのある方の社会参加を促進するため。					
事業の効果	障がいのある方の社会参加促進につながり、日常生活や、地域活動への支援を行う。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	老人クラブ活動支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(7)高齢者・障がいのある人の社会参加の促進					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	ますます高齢化社会が進むなか、高齢者の社会参加の機会の推進が必要。	平成23年度 予算現額			7,585	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成24年度	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、対象者団体の活動に対して助成する。	明るい長寿社会の実現と、保健福祉の向上事業の展開	7,745
			平成25年度	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、対象者団体の活動に対して助成する。	明るい長寿社会の実現と、保健福祉の向上事業の展開	7,745
			平成26年度	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、対象者団体の活動に対して助成する。	明るい長寿社会の実現と、保健福祉の向上事業の展開	7,745
具体的な実施内容	老人クラブ活動の活性化を図り、高齢者の生きがいや健康づくりを推進するため、対象者団体の活動に対して助成する。					
事業の目的	明るい長寿社会の実現と保健福祉の向上を図る。					
事業の効果	明るい長寿社会の実現と、保健福祉の向上が図れる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者等除雪対策事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(8)安心と支え合いの仕組みづくり					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	現在、独居や高齢者世帯等の住居から生活道までの除雪支援を高齢者等生活支援事業として南丹市社会福祉協議会に委託し実施しているが、ボランティアの高齢化と後継者不足により除雪支援が困難となっている。また、豪雪集落ほど過疎が顕著で、集落内での助け合いに委ねることは困難である。		平成23年度 予算現額			1,500
			平成24年度	除雪事業者の公募 高齢者等への除雪支援	高齢者等の豪雪による生活不安を取り除ける。	1,500
			平成25年度	除雪事業者の公募 高齢者等への除雪支援	高齢者等の豪雪による生活不安を取り除ける。	1,500
			平成26年度	除雪事業者の公募 高齢者等への除雪支援	高齢者等の豪雪による生活不安を取り除ける。	1,500
具体的な実施内容	自力での除雪作業が困難な高齢者世帯等に対して、除雪に対する支援を行う。必須条件となる作業員確保のため、除雪事業者等を公募型で募集し、作業委託することで、高齢者世帯等への除雪支援を行う。					
事業の目的	自力での除雪等が困難な高齢者世帯等に対して、除雪に対する支援を行うことにより、当該高齢者世帯等の安全と安心を確保し、福祉の向上を図ることを目的とする。					
事業の効果	高齢者等の豪雪による生活不安を取り除ける。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	心配ごと相談事業		細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る		根拠法令等			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(8)安心と支え合いの仕組みづくり					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	各町ごとに相談窓口を設け、できるだけ相談を受けやすい体制を考え、相談員の研修や会議も実施していく必要がある。		平成23年度 予算現額		1,335	
具体的な実施内容	各町ごとに隔月で相談窓口を設け、相談員による心配ごと相談を開催。ただし、相談日以外にも社協窓口で、常時、相談を受け付ける。同日に、弁護士による無料法律相談を行う。		平成24年度	各町ごとに隔月で相談窓口を設け、相談員による心配ごと相談を開催。ただし、相談日以外にも社協窓口で、常時、相談を受け付ける。同日に、弁護士による無料法律相談を行う。	市民の悩みごとや心配ごとの解消を図る。	1,320
事業の目的	市民の悩みごとや心配ごとの解消を図る。		平成25年度	各町ごとに隔月で相談窓口を設け、相談員による心配ごと相談を開催。ただし、相談日以外にも社協窓口で、常時、相談を受け付ける。同日に、弁護士による無料法律相談を行う。	市民の悩みごとや心配ごとの解消を図る。	1,320
事業の効果	市民の悩みごとや心配ごとの解消を図る。		平成26年度	各町ごとに隔月で相談窓口を設け、相談員による心配ごと相談を開催。ただし、相談日以外にも社協窓口で、常時、相談を受け付ける。同日に、弁護士による無料法律相談を行う。	市民の悩みごとや心配ごとの解消を図る。	1,320

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	成年後見人制度利用支援事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(8)安心と支え合いの仕組みづくり					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	認知症高齢者で、判断能力が十分でない人の法的判断必要ケースの増加が課題となっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		717	
			平成24年度	認知症高齢者で、判断能力が十分でない人の権利を市長申し立てにより保護支援することと併せて、要支援者の増に鑑み、成年後見人市長申立て費用と成年後見制度利用支援事業助成金など継続的支援体制の確保を行なう。	高齢者の尊厳ある生活の維持	717
			平成25年度	認知症高齢者で、判断能力が十分でない人の権利を市長申し立てにより保護支援することと併せて、要支援者の増に鑑み、成年後見人市長申立て費用と成年後見制度利用支援事業助成金など継続的支援体制の確保を行なう。	高齢者の尊厳ある生活の維持	717
			平成26年度	認知症高齢者で、判断能力が十分でない人の権利を市長申し立てにより保護支援することと併せて、要支援者の増に鑑み、成年後見人市長申立て費用と成年後見制度利用支援事業助成金など継続的支援体制の確保を行なう。	高齢者の尊厳ある生活の維持	717
具体的な実施内容	高齢者本人の判断能力が不十分で、経済的・身体的に支援が必要な場合、成年後見人により擁護する「成年後見人制度」について、必要に応じ法的支援を図る。					
事業の目的	判断能力等が不十分な高齢者を擁護するため、専門的・継続的に支援を図る。					
事業の効果	高齢者の尊厳ある生活の維持が図れる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	地域福祉事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等	社会福祉法			
	4 医・食・住の充実と高齢者や障がいのある人の自立を支援する					
	(8)安心と支え合いの仕組みづくり					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市街化が進む地域では、近隣の住民同士の繋がりが希薄になる傾向にあり、普段からの見守りや声かけをはじめ、人間関係づくりやその拠点づくりが必要である。一方、高齢化が進む山間過疎地域では、人間関係は比較的親密ではあるものの、高齢化過疎化ゆえに住民同士の助け合いの必要性が高い。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		11,055	
			平成24年度	各サロン活動への支援 小地域ネットワーク活動の推進 ボランティア活動の支援 各種団体、サークルへの支援 民生委員の見守り活動の一環とした弁当配布	住民自らによる小地域ネットワーク活動やふれあいサロン活動を通じて、地域の繋がり、ボランティアの育成などといった、住民自らが福祉課題を克服する仕組みづくりや組織づくりに期待が出来る。 また、民生委員の高齢者宅への弁当配付により、安否確認を行い、相談支援の充実を図る。	11,055
			平成25年度	各サロン活動への支援 小地域ネットワーク活動の推進 ボランティア活動の支援 各種団体、サークルへの支援 民生委員の見守り活動の一環とした弁当配布	住民自らによる小地域ネットワーク活動やふれあいサロン活動を通じて、地域の繋がり、ボランティアの育成などといった、住民自らが福祉課題を克服する仕組みづくりや組織づくりに期待が出来る。 また、民生委員の高齢者宅への弁当配付により、安否確認を行い、相談支援の充実を図る。	11,000
			平成26年度	各サロン活動への支援 小地域ネットワーク活動の推進 ボランティア活動の支援 各種団体、サークルへの支援 民生委員の見守り活動の一環とした弁当配布	住民自らによる小地域ネットワーク活動やふれあいサロン活動を通じて、地域の繋がり、ボランティアの育成などといった、住民自らが福祉課題を克服する仕組みづくりや組織づくりに期待が出来る。 また、民生委員の高齢者宅への弁当配付により、安否確認を行い、相談支援の充実を図る。	11,000
具体的な実施内容	社会福祉協議会が実施する小地域での見守りを中心としたネットワーク活動やふれあいサロン活動の支援、各種団体・サークルへの支援、ボランティア活動の振興等の事業に対して支援する。 また、民生委員が必要と認めるひとり暮らし高齢者世帯へ、民生委員が月に一度「ふれあい弁当」を届ける。					
事業の目的	地域福祉の仕組みを構築し、地域福祉の推進を図る。					
事業の効果	住民自らによる小地域ネットワーク活動やふれあいサロン活動を通じて、地域の繋がり、ボランティアの育成などといった、住民自らが福祉課題を克服する仕組みづくりや組織づくりに期待が出来る。 また、民生委員の高齢者宅への弁当配付により、安否確認を行い、相談支援の充実を図る。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	京都新光悦村推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	5 ふるさとで働ける場をふやす					
	(1) 京都新光悦村の波及効果の拡大					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	早期分譲完了し、地域活性化や雇用促進の目標を達成するとともに、工場団地「京都新光悦村」としてのブランド力強化による新たな観光スポットとしての活用にも繋げなければならない。 小規模区画への誘致、立地表明企業の早期立地を実現するための取り組みや奨励措置が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		36,188	
			平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都新光悦村誘致促進事業の実施(京都府等と連携)</li> <li>・公共用地の環境整備及び維持管理</li> <li>・企業立地奨励金の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村のコンセプトに合致する企業の誘致促進及び立地企業等による交流の促進</li> <li>・公共用地の環境美化(定期及び随時実施)</li> <li>・誘致促進及び立地企業の安定的な事業運営、雇用促進</li> </ul>	33,297
			平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都新光悦村誘致促進事業の実施(京都府等と連携)</li> <li>・公共用地の環境整備及び維持管理</li> <li>・企業立地奨励金の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村のコンセプトに合致する企業の誘致促進及び立地企業等による交流の促進</li> <li>・公共用地の環境美化(定期及び随時実施)</li> <li>・誘致促進及び立地企業の安定的な事業運営、雇用促進</li> </ul>	19,377
			平成26年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都新光悦村誘致促進事業の実施(京都府等と連携)</li> <li>・公共用地の環境整備及び維持管理</li> <li>・企業立地奨励金の交付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・村のコンセプトに合致する企業の誘致促進及び立地企業等による交流の促進</li> <li>・公共用地の環境美化(定期及び随時実施)</li> <li>・誘致促進及び立地企業の安定的な事業運営、雇用促進</li> </ul>	17,952
具体的な実施内容	京都府及び立地企業等の交流組織「京都新光悦村の会」と連携し、意見等を集約する中で、京都新光悦村のコンセプト実現に向けた仕組みづくりを進める。 京都府と連携し、京都新光悦村のPR活動を積極的に行い、ものづくり関連企業、伝統工芸関連企業の誘致に繋げる。 村の景観に配慮した管理を行う。					
事業の目的	京都新光悦村のコンセプトに添った誘致を進め、企業立地の促進による自主財源の確保と雇用促進を図るとともに地域の活性化を図る。 村の適切な環境整備・管理を行ない立地促進・誘客に繋げる。					
事業の効果	京都新光悦村ブランド確立。 自主財源の確保、雇用機械の拡大、地域の活性化。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	企業支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	5 ふるさとで働ける場をふやす					
	(2)工業用地の整備と企業誘致の推進					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	雇用の創出・安定を図り、働く場の確保・充実が不可欠である。		平成23年度 予算現額			136,130
			平成24年度	企業誘致関連事業の実施 誘致企業への支援 地元雇用の推進	雇用の創出 自主財源の確保	50,200
			平成25年度	企業誘致関連事業の実施 誘致企業への支援 地元雇用の推進	雇用の創出 自主財源の確保	20,000
			平成26年度	企業誘致関連事業の実施 誘致企業への支援 地元雇用の推進	雇用の創出 自主財源の確保	20,000
具体的な実施内容	地域の活性化を図るため、企業が進出しやすい環境を整備するとともに雇用に関しても市内からの雇用に奨励支援する。					
事業の目的	雇用の創出・安定を図り、地域の活性化に寄与する。自主財源の確保。					
事業の効果	地域経済への波及効果は大きい。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	小規模企業支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第1章 生涯充実して暮らせる都市を創る	根拠法令等				
	5 ふるさとで働ける場をふやす					
	(3)起業支援の推進					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	全国的な景気の後退による市の経済悪化に歯止めをかけるため、特に経営基盤の脆弱な零細企業に対する支援、セーフティネット事業として実施する。		平成23年度 予算現額			5,000
			平成24年度	小規模事業者への支援	小規模企業の経営安定、振興。	5,000
			平成25年度	小規模事業者への支援	小規模企業の経営安定、振興。	5,000
			平成26年度	小規模事業者への支援	小規模企業の経営安定、振興。	5,000
具体的な実施内容	小規模企業者が経営安定のため資金融資を受けた場合の利子の補給及び信用保証料の助成を行う。					
事業の目的	市内小規模企業者の経営を安定させる。					
事業の効果	商工業の振興を図る。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 道路河川課

(単位:千円)

事業名	河川維持事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	河川法			
	1 豊かな緑と清流を守る					
	(1)森林と河川					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	市管理河川は未整備箇所が多く、維持管理については関係する地域に河川法面の除草等河川美化に協力を得ている状況である。また、河川内には整備護岸の老朽化や出水時の堆積物が見られる状況である。		平成23年度 予算現額			28,430
			平成24年度	地元要望を踏まえ、緊急度・危険性等考慮し、浚渫及び施設の維持管理を行う。	河川環境の保全を図り、治水効果を維持する。	28,430
			平成25年度	地元要望を踏まえ、緊急度・危険性等考慮し、浚渫及び施設の維持管理を行う。	河川環境の保全を図り、治水効果を維持する。	28,430
			平成26年度	地元要望を踏まえ、緊急度・危険性等考慮し、浚渫及び施設の維持管理を行う。	河川環境の保全を図り、治水効果を維持する。	28,430
具体的な実施内容	市管理河川の浚渫や河川施設の維持管理を行う。また、河川環境の美化に伴う除草作業等を地域の協力を得て推進する。					
事業の目的	市管理河川の浚渫や構造物の老朽化に伴う維持管理を行う。また、河川環境の美化を図る。					
事業の効果	河川環境の保全を図り、治水効果を維持する。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	森林整備事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市林業振興事業補助金交付要綱			
	1 豊かな緑と清流を守る		南丹市良い森づくり事業補助金交付要綱			
	(1)森林と河川		南丹市市行分収造林条例			
事業計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	木材価格等の長期低迷により、森林整備が減退しているが、木材自給率の目標達成には適期の森林整備が不可欠である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		42,625	
			平成24年度	緑の公共事業(間伐、搬出、クマ剥ぎ防止) 市行分収造林事業(除伐、間伐、枝打、クマ剥ぎ防止) 南丹市良い森づくり事業(間伐) 間伐材出材奨励事業(搬出)	除伐 3ha 間伐 427ha 間伐材搬出 10,736m <sup>3</sup> 枝打 15ha クマ剥ぎ被害防止 29ha	49,460
			平成25年度	緑の公共事業(間伐、搬出、クマ剥ぎ防止) 市行分収造林事業(除伐、間伐、枝打、クマ剥ぎ防止) 南丹市良い森づくり事業(間伐) 間伐材出材奨励事業(搬出)	除伐 3ha 間伐 427ha 間伐材搬出 10,736m <sup>3</sup> 枝打 15ha クマ剥ぎ被害防止 29ha	49,460
			平成26年度	緑の公共事業(間伐、搬出、クマ剥ぎ防止) 市行分収造林事業(除伐、間伐、枝打、クマ剥ぎ防止) 南丹市良い森づくり事業(間伐) 間伐材出材奨励事業(搬出)	除伐 3ha 間伐 427ha 間伐材搬出 10,736m <sup>3</sup> 枝打 15ha クマ剥ぎ被害防止 29ha	49,460
具体的な実施内容	緑の公共事業、南丹市良い森づくり事業、市行分収造林事業、間伐材出材奨励事業により、間伐・間伐材搬出・枝打・クマ剥ぎ被害防止等の助成を行い、森林の持つ多面的機能を十分に発揮させる森林整備を推進し、木材自給率の向上に寄与する。					
事業の目的	適期の森林整備を実施し、森林資源が継続的に循環利用できる持続可能な森林づくりを目指す。					
事業の効果	林家負担を軽減することにより、森林整備を促進し木材需給率の向上に寄与する。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	森林整備地域活動支援交付金事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市林業振興事業補助金交付要綱			
	1 豊かな緑と清流を守る					
	(1)森林と河川					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	林業採算性の悪化等による林業生産活動の停滞、新所有者の高齢化、不在村化等を背景に放置された森林が発生している。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		42,193	
			平成24年度	森林交付金 協定団地105地区 交付対象面積8,198ha	森林施業の集約化に必要な森林情報(林齢・樹種等)の収集、施業実施区域の明確化、歩道の整備等	42,193
			平成25年度	森林交付金 協定団地105地区 交付対象面積8,198ha	森林施業の集約化に必要な森林情報(林齢・樹種等)の収集、施業実施区域の明確化、歩道の整備等	42,193
			平成26年度	森林交付金 協定団地105地区 交付対象面積8,198ha	森林施業の集約化に必要な森林情報(林齢・樹種等)の収集、施業実施区域の明確化、歩道の整備等	42,193
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施業集約化の促進</li> <li>・作業路網の改良活動</li> </ul>					
事業の目的	森林・林業再生プランの目標達成。					
事業の効果	木材自給率の向上。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	森林病虫害等駆除事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	京都議定書			
	1 豊かな緑と清流を守る		南丹市林業振興事業補助金交付要綱			
	(1)森林と河川					
事業計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	森林病虫害(松くい虫・ナラ枯れ)による被害が拡大し、景観はもとより、市民の安心・安全を阻害する恐れがある状況にある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		5,000	
			平成24年度	森林病虫害等駆除事業(松くい虫防除事業) 伐倒駆除、樹幹注入、被害木伐倒処理を実施。 とり戻そう京の里山復活事業 人家裏、市道沿線のナラ枯被害木の除去。	森林病虫害等駆除事業(松くい虫防除事業) 伐倒駆除100m <sup>3</sup> 、樹幹注入6,000本、被害木伐倒処理2,500m <sup>3</sup> とり戻そう京の里山復活事業 人家裏、市道沿線のナラ枯被害木50m <sup>3</sup> の除去。	39,000
			平成25年度	森林病虫害等駆除事業(松くい虫防除事業) 伐倒駆除、樹幹注入、被害木伐倒処理を実施。 とり戻そう京の里山復活事業 人家裏、市道沿線のナラ枯被害木の除去。	森林病虫害等駆除事業(松くい虫防除事業) 伐倒駆除100m <sup>3</sup> 、樹幹注入6,000本、被害木伐倒処理2,500m <sup>3</sup> とり戻そう京の里山復活事業 人家裏、市道沿線のナラ枯被害木50m <sup>3</sup> の除去。	39,000
			平成26年度	森林病虫害等駆除事業(松くい虫防除事業) 伐倒駆除、樹幹注入、被害木伐倒処理を実施。 とり戻そう京の里山復活事業 人家裏、市道沿線のナラ枯被害木の除去。	森林病虫害等駆除事業(松くい虫防除事業) 伐倒駆除100m <sup>3</sup> 、樹幹注入6,000本、被害木伐倒処理2,500m <sup>3</sup> とり戻そう京の里山復活事業 人家裏、市道沿線のナラ枯被害木50m <sup>3</sup> の除去。	39,000
具体的な実施内容	森林病虫害等駆除事業(松くい虫防除事業)により、伐倒駆除、樹幹注入、被害木伐倒処理を実施。 とり戻そう京の里山復活事業により、人家裏、市道沿線のナラ枯被害木の除去。					
事業の目的	市民の安心・安全に寄与する。					
事業の効果	市民の安心・安全の確保。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	水産環境整備事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	水産業協同組合法			
	1 豊かな緑と清流を守る					
	(1)森林と河川					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	河川環境の悪化や鳥類、外来魚による在来魚の食害により生態系が変化し、清流が失われつつある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		1,665	
			平成24年度	漁業協同組合が実施する河川の環境整備及び水産物の生産強化のために行う外来魚等の駆除に対する支援	河川環境美化 水質改善 外来魚等の駆除 観光入込客の増加	1,665
			平成25年度	漁業協同組合が実施する河川の環境整備及び水産物の生産強化のために行う外来魚等の駆除に対する支援	河川環境美化 水質改善 外来魚等の駆除 観光入込客の増加	1,665
			平成26年度	漁業協同組合が実施する河川の環境整備及び水産物の生産強化のために行う外来魚等の駆除に対する支援	河川環境美化 水質改善 外来魚等の駆除 観光入込客の増加	1,665
具体的な実施内容	漁業協同組合が実施する清流を守る取り組みに対し支援を行う。					
事業の目的	清流を守り、水産業の振興を図る。 また、観光客の誘客を図る。					
事業の効果	良好な河川環境の維持、水産資源の振興発展。また、観光入込客の増加を図ることができる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	農業関連計画事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	農業振興地域の整備に関する法律			
	1 豊かな緑と清流を守る					
	(2)農地					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	現在旧4町での農振計画を継承しているが、南丹市農振計画等を策定する必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		786	
			平成24年度	農業推進協議会の開催。	南丹市農業振興各施策の審議。	786
			平成25年度	農業推進協議会の開催。	南丹市農業振興各施策の審議。	786
			平成26年度	農業推進協議会の開催。	南丹市農業振興各施策の審議。	786
具体的な実施内容	南丹市農業振興地域整備計画等の策定、見直し。 農業振興推進協議会の開催。					
事業の目的	優良な農地を保全するとともに農業振興各種施策を計画的に実施するため、農振法に基づき総合的な農業振興の計画を策定する。					
事業の効果	農業振興計画の整備により、計画的な農業振興事業執行につながり、優良農地の保全が図れる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	農業情報提供事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	1 豊かな緑と清流を守る					
	(2)農地					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	タイムリーな市況情報を提供することで効率的な生産計画や出荷調整を促す。		平成23年度 予算現額			204
			平成24年度	生鮮食料品流通情報等を南丹市ケーブルテレビ・インターネットを介して提供する。	効率的な生産計画・出荷調整等の資するものとする。	204
具体的な実施内容	農林水産省が公表する生鮮食料品流通情報等をインターネットを介してオンラインにより提供する。		平成25年度	生鮮食料品流通情報等を南丹市ケーブルテレビ・インターネットを介して提供する。	効率的な生産計画・出荷調整等の資するものとする。	204
			平成26年度	生鮮食料品流通情報等を南丹市ケーブルテレビ・インターネットを介して提供する。	効率的な生産計画・出荷調整等の資するものとする。	204
事業の目的	生鮮食料品流通情報等をインターネットを介してオンラインにより提供することにより、農家効率的な作業に資するものとする。					
事業の効果	生産計画、出荷調整に効果がある。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	農地・水・環境保全向上対策事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	食料・農業・農村基本法		
	1 豊かな緑と清流を守る		持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律		
	(2)農地				
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	農業用施設は高齢化・過疎化・混住化の進行による集落機能の低下により、適切な管理が困難となってきた。また、管内では基盤整備事業実施から数十年経過している地区も多く、これらの地域では土地改良施設の老朽化が目立ってきている。	平成23年度 予算現額			28,505
		平成24年度	水路・農道等の土地改良施設の修繕・改修等に対し、支援を行う。	土地改良施設の整備により、農業経営の安定化が図られる。	24,505
		平成25年度	水路・農道等の土地改良施設の修繕・改修等に対し、支援を行う。	土地改良施設の整備により、農業経営の安定化が図られる。	24,505
		平成26年度	水路・農道等の土地改良施設の修繕・改修等に対し、支援を行う。	土地改良施設の整備により、農業経営の安定化が図られる。	24,505
具体的な実施内容	農業者だけでなく非農業者を含めた幅広い活動組織を作り、農業施設の維持管理から自然や環境を守る地域活動を支援する。また環境にやさしい営農活動にも併せて支援する。 また、水路、農道等の土地改良施設の長寿命化に向け、修繕・改修の支援を行う。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	非農業者も含めた地域活動組織での農業施設維持管理・環境保全活動や科学農薬等を低減した先進的な営農活動を支援し、地域リーダーの育成や地域の活性化を図るとともに、土地改良施設の修繕・改修を行うことにより、施設の長寿命化を行う。				
事業の効果	過疎化・高齢化・混住化の進む地域においては、農地・水・環境の良好な保全が図れ、地域振興に繋がる。				

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農業委員会 事務局

(単位:千円)

事業名	農地制度実施円滑化事業	細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	農業委員会等に関する法律		
	1 豊かな緑と清流を守る		農地法		
	(2)農地				
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	国内の食糧生産の拡大を通じ国民に対する食料の安定を図るため、農地の確保および有効利用の促進を図る必要がある。	平成23年度 予算現額			4,460
		平成24年度	農地の確保および有効利用を促進するため、農地法等の改正がされ農地の貸借規制見直しおよび利用集積事業の創設等が行われ、新たな事務が創設されました。農地制度において重要な役割を果たしている農業委員会が従来事務に加え新たに担うこととなった事務を円滑に執行できるよう、必要な支援を行う。	農業委員会等に関する法律第6条第1項に基づく事務を円滑に実施することを目的とする。事務の透明性の向上並びに公平性及び公正性の確保に資する。	2,938
		平成25年度	農地の確保および有効利用を促進するため、農地法等の改正がされ農地の貸借規制見直しおよび利用集積事業の創設等が行われ、新たな事務が創設されました。農地制度において重要な役割を果たしている農業委員会が従来事務に加え新たに担うこととなった事務を円滑に執行できるよう、必要な支援を行う。	農業委員会等に関する法律第6条第1項に基づく事務を円滑に実施することを目的とする。事務の透明性の向上並びに公平性及び公正性の確保に資する。	2,938
		平成26年度	農地の確保および有効利用を促進するため、農地法等の改正がされ農地の貸借規制見直しおよび利用集積事業の創設等が行われ、新たな事務が創設されました。農地制度において重要な役割を果たしている農業委員会が従来事務に加え新たに担うこととなった事務を円滑に執行できるよう、必要な支援を行う。	農業委員会等に関する法律第6条第1項に基づく事務を円滑に実施することを目的とする。事務の透明性の向上並びに公平性及び公正性の確保に資する。	2,938
具体的な実施内容	農地の確保および有効利用を促進するため、農地法等の改正がされ農地の貸借規制見直しおよび利用集積事業の創設等が行われ、新たな事務が創設されました。農地制度において重要な役割を果たしている農業委員会が従来事務に加え新たに担うこととなった事務を円滑に執行できるよう、必要な支援を行う。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	農業委員会等に関する法律第6条第1項に基づく事務を円滑に実施することを目的とする。				
事業の効果	事務の透明性の向上並びに公平性及び公正性の確保に資する。				

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	農地整備促進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市農業振興事業補助金交付要綱			
	1 豊かな緑と清流を守る		南丹市土地改良事業分担金徴収条例			
	(2)農地		農地漁村活性化のための定住及び地域間交流の促進に関する法律			
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	ほ場整備未施工地の解消により、地域の環境整備及び効率的な農業経営による定住化の促進を図る必要がある。また、老朽化した土地改良施設(用水施設、用排水路及びため池等)の補修により、維持管理コストの低減と施設の延命化及び防災上の安全を図る必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		149,346	
			平成24年度	老朽ため池整備事業の実施 団体営ほ場整備事業の実施 府営ほ場整備事業の推進 農家組合等への農道補修用材料の支援及び土地改良施設小規模修繕・農道舗装の助成	農地等の基盤整備により、安定した農業生産基盤が確立できるとともに、施設管理者の意識高揚が図れ、施設の適切な機能保持と耐用年数の延長を図る。	155,389
			平成25年度	老朽ため池整備事業の実施 団体営ほ場整備事業の実施 府営ほ場整備事業の推進 農家組合等への農道補修用材料の支援及び土地改良施設小規模修繕・農道舗装の助成	農地等の基盤整備により、安定した農業生産基盤が確立できるとともに、施設管理者の意識高揚が図れ、施設の適切な機能保持と耐用年数の延長を図る。	58,389
			平成26年度	老朽ため池整備事業の実施 団体営ほ場整備事業の実施 府営ほ場整備事業の推進 農家組合等への農道補修用材料の支援及び土地改良施設小規模修繕・農道舗装の助成	農地等の基盤整備により、安定した農業生産基盤が確立できるとともに、施設管理者の意識高揚が図れ、施設の適切な機能保持と耐用年数の延長を図る。	86,884
具体的な実施内容	面的整備を含めた、土地改良施設の総合的な整備を行う。					
事業の目的	ほ場の整備、農業用道路、用排水路、ため池など農業生産の基盤を整備することにより、次代へつながる農業振興と農業の活性化及び防災上の安全を図る。					
事業の効果	農業基盤の整備及び土地改良施設の補修による延命化により、安定した農業経営の基礎が築かれ、定住化の促進に繋がると共に地域住民の防災上の安全が図られる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農業委員会 事務局

(単位:千円)

事業名	農地保有合理化事業	細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	農業経営基盤強化促進法		
	1 豊かな緑と清流を守る		農地法		
	(2)農地				
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	大部分が零細な農業経営であり、経営規模の拡大と農地の集団的利用の実現を図り、中核農家を育成する必要がある。	平成23年度 予算現額			23
		平成24年度	事業の啓発活動を行うほか、対象者の相談・指導や農地保有合理化法人との調整活動を行う。	農地の面的集積を行うことで農業経営の合理化を図り、中長期的な営農計画が立てやすくとともに優良農地の遊休化・荒廃化を未然に防止する。	23
		平成25年度	事業の啓発活動を行うほか、対象者の相談・指導や農地保有合理化法人との調整活動を行う。	農地の面的集積を行うことで農業経営の合理化を図り、中長期的な営農計画が立てやすくとともに優良農地の遊休化・荒廃化を未然に防止する。	23
		平成26年度	事業の啓発活動を行うほか、対象者の相談・指導や農地保有合理化法人との調整活動を行う。	農地の面的集積を行うことで農業経営の合理化を図り、中長期的な営農計画が立てやすくとともに優良農地の遊休化・荒廃化を未然に防止する。	23
具体的な実施内容	農地保有合理化法人が規模を縮小する農家や離農する農家などから農地を買い入れ、もしくは借り入れて、一時保有した後、一定要件を満たした担い手農家に売り渡し、もしくは貸し付けを行う。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	農業生産法人や認定農家などが行う農業経営の改善に必要な農地の集積、資金の貸出等の支援を行うことにより、地域の中核農家の育成を行なう。				
事業の効果	農地保有合理化法人を通して売買や貸付を行なうため、資金調達、事務手続きや諸税が軽減され、規模拡大や農地の集積が図れる。また、新規就農者などには技術取得のための研修や農地の一時貸付などがあり、円滑な経営の発展と若い担い手の就農が期待される。				

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 環境課

(単位:千円)

事業名	環境保全事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市美しいまちづくり条例			
	1 豊かな緑と清流を守る		京都府環境を守り育てる条例			
	(3)身近な緑や環境美化					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	事業所等から発生する公害や河川等の水質悪化に対する苦情があり、環境保全、住み良い環境づくりが求められている。		平成23年度 予算現額			955
			平成24年度	監視パトロールの実施 水質検査等による環境監視	水質などの環境基準達成	955
			平成25年度	監視パトロールの実施 水質検査等による環境監視	水質などの環境基準達成	955
			平成26年度	監視パトロールの実施 水質検査等による環境監視	水質などの環境基準達成	955
具体的な実施内容	監視パトロールの実施、水質検査等による環境監視を行う。					
事業の目的	公害の防止及び監視を通じて、安全で住み良い環境づくりの実現を図る。					
事業の効果	公害の予防、苦情等の減少、住み良い環境づくりの実現が見込まれる。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 環境課

(単位:千円)

事業名	環境衛生事業		細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	南丹市美しいまちづくり条例		
	1 豊かな緑と清流を守る					
	(4)環境保全の行動支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	地域環境の保全について、市民をあげての取り組みが求められる。		平成23年度 予算現額		2,429	
			平成24年度	地域の環境美化及び衛生意識高揚のための指導・啓発 南丹市の環境を守り育てる会の活動支援 地域環境美化活動等の支援	地域住民の意識の高揚 地域環境の保全、美化推進	2,744
			平成25年度	地域の環境美化及び衛生意識高揚のための指導・啓発 南丹市の環境を守り育てる会の活動支援 地域環境美化活動等の支援	地域住民の意識の高揚 地域環境の保全、美化推進	2,744
			平成26年度	地域の環境美化及び衛生意識高揚のための指導・啓発 南丹市の環境を守り育てる会の活動支援 地域環境美化活動等の支援	地域住民の意識の高揚 地域環境の保全、美化推進	2,744
具体的な実施内容	地域や市民との連携を図り、地域の環境美化及び衛生意識高揚のため指導・啓発を行う。 環境団体活動への支援を通して、地域の住み良い環境づくりや美しいまちづくりを推進する。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	地域環境保全活動を通じ、住みよい環境づくりに取り組む。					
事業の効果	自らの地域を自らの力で美しくする地域住民の意識の高揚と実践による地域環境の保全、美化推進が図れる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 環境課

(単位:千円)

事業名	環境基本計画策定事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市美しいまちづくり条例				
	1 豊かな緑と清流を守る						
	(4)環境保全の行動支援						
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	南丹市の環境保全等に係る体系的な施策の実施及び計画の進捗状況の評価及び見直しが必要。		平成23年度	予算現額			1,143
			平成24年度	環境関係諸計画の評価、見直し	地球温暖化対策をはじめとした南丹市の環境保全施策の効率的な推進		230
			平成25年度	環境関係諸計画の評価、見直し	地球温暖化対策をはじめとした南丹市の環境保全施策の効率的な推進		230
			平成26年度	環境関係諸計画の評価、見直し	地球温暖化対策をはじめとした南丹市の環境保全施策の効率的な推進		230
具体的な実施内容	南丹市環境基本計画、地球温暖化対策実行計画等の策定に伴う環境関係諸計画の実施及び進捗状況の評価し提言を行う。						
事業の目的	市の環境政策に係る体系的な施策の実施及び評価を行うことにより、計画の実行や施策の推進を図る。						
事業の効果	市の環境政策に係る様々な取り組みの評価を行うことにより、より効率的な施策の推進に反映される。						

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 環境課

(単位:千円)

事業名	環境基本計画重点プロジェクト推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市美しいまちづくり条例			
	1 豊かな緑と清流を守る					
	(4)環境保全の行動支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	環境基本計画の策定に伴い、温室効果ガスの排出抑制など環境関係諸計画の実行、推進が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		736	
			平成24年度	環境基本計画等諸計画の実行、推進	市民・事業者・市の連携による推進体制の構築 環境モデル校の指定 再生可能エネルギー等の高度利用に関する調査	2,812
			平成25年度	環境基本計画等諸計画の実行、推進	市民・事業者・市の連携による推進体制の構築 環境モデル校の指定 再生可能エネルギー等の高度利用に関する調査	2,812
			平成26年度	環境基本計画等諸計画の実行、推進	市民・事業者・市の連携による推進体制の構築 環境モデル校の指定 再生可能エネルギー等の高度利用に関する実証研究	6,412
具体的な実施内容	南丹市環境基本計画に基づく重点プロジェクトの検討及び推進を図る。					
事業の目的	南丹市環境基本計画、地球温暖化対策実行計画等の施策を実行することにより、環境意識の向上や自然資源の有効利活用等を通して、持続可能な社会の形成を構築し、合わせて温室効果ガスの排出抑制を図る。					
事業の効果	市民・事業者意識の向上をはかり、次代への良好な環境を引き継ぐ。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	環境保全型農業直接支払事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	食料・農業・農村基本法			
	1 豊かな緑と清流を守る		持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律			
	(4)環境保全の行動支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	食への安心・安全に対する関心が高まる中、環境保全に重視した農業へ転換が進みつつある。また、農業分野においても地球温暖化防止や生物多様性保全に積極的に貢献していくため、より環境保全に効果の高い営農活動への転換が進んでいる。		平成23年度 予算現額			1,028
			平成24年度	農業者が、化学肥料・農薬の使用の5割低減と併せて、緑肥栽培や冬季湛水等の地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果のある農業技術の導入に対し、割り増し経費に当る部分について補てんを行う。	化学肥料・農薬の低減並びに、地球温暖化防止或いは生物多様性の保全に資する。	1,028
			平成25年度	農業者が、化学肥料・農薬の使用の5割低減と併せて、緑肥栽培や冬季湛水等の地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果のある農業技術の導入に対し、割り増し経費に当る部分について補てんを行う。	化学肥料・農薬の低減並びに、地球温暖化防止或いは生物多様性の保全に資する。	1,028
			平成26年度	農業者が、化学肥料・農薬の使用の5割低減と併せて、緑肥栽培や冬季湛水等の地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果のある農業技術の導入に対し、割り増し経費に当る部分について補てんを行う。	化学肥料・農薬の低減並びに、地球温暖化防止或いは生物多様性の保全に資する。	1,028
具体的な実施内容	農業者が、化学肥料・農薬の使用の5割低減と併せて、緑肥栽培や冬季湛水等の地球温暖化防止や生物多様性の保全に効果のある農業技術の導入に対し、割り増し経費に当る部分について補てんを行う。					
事業の目的	環境保全活動や科学農薬等を低減した、環境にやさしく、地球温暖化防止や生態系保全に効果のある先進的な営農活動に支援をおこなう。					
事業の効果	地球温暖化防止や生物多様性の保全に一定の効果がある。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	京都モデルフォレスト運動推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	京都議定書			
	1 豊かな緑と清流を守る					
	(4)環境保全の行動支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	農山村の過疎化・高齢化により荒廃する森林が増加している。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		0	
			平成24年度	放置森林を解消するため、森林利用保全重点区域の指定推進を行う。既に、協定締結をした区域での森林整備活動に対し支援を行う。	南丹市管内での指定	0
			平成25年度	放置森林を解消するため、森林利用保全重点区域の指定推進を行う。既に、協定締結をした区域での森林整備活動に対し支援を行う。	南丹市管内での指定	0
			平成26年度	放置森林を解消するため、森林利用保全重点区域の指定推進を行う。既に、協定締結をした区域での森林整備活動に対し支援を行う。	南丹市管内での指定	0
具体的な実施内容	農山村の過疎化・高齢化等による管理不十分な放置森林を解消するため、森づくり活動への参加等を希望する企業・大学・団体等にフィールドを斡旋し、企業等から人や資金の支援を受けて、植林や下刈、間伐など新たな森林整備の方向を見い出していく。					
事業の目的	管理不十分な放置森林の解消。					
事業の効果	地球温暖化防止、社会貢献活動をすることによる企業PR、社員等の環境教育、レクリエーションの場としての利用等。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 環境課

(単位:千円)

事業名	不法投棄監視・処理事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	廃棄物の処理及び清掃に関する法律				
	1 豊かな緑と清流を守る		南丹市美しいまちづくり条例				
	(4)環境保全の行動支援						
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	地域環境の保全について、市民をあげての取り組みが求められている。 不法投棄物を防止するため、不法投棄の監視を行うとともに不法投棄物の早期処理が望まれている。		平成23年度	予算現額			2,124
			平成24年度	不法投棄物の処理及び不法投棄防止等の啓発を行う。 不法投棄監視パトロールの強化実施を行う。	不法投棄物の減少を図り住み良い環境づくりを実現する	4,873	
			平成25年度	不法投棄物の処理及び不法投棄防止等の啓発を行う。 環境パトロールの強化実施を行う。	不法投棄物の減少を図り住み良い環境づくりを実現する	4,873	
			平成26年度	不法投棄物の処理及び不法投棄防止等の啓発を行う。 環境パトロールの強化実施を行う。	不法投棄物の減少を図り住み良い環境づくりを実現する	4,873	
具体的な実施内容	監視パトロールを実施する。 地域や市民との連携を図り、不法投棄物の処理を行う。						
事業の目的	公害防止及び監視を通じて、安全で住み良い環境づくりの実現を図る。						
事業の効果	不法投棄物の減少、苦情等の減少、住み良い環境づくりの実現。自らの地域を自らの力で美しくする地域住民の意識の高揚と実践による地域環境の保全、美化推進が図られる。						

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 企画調整課

(単位:千円)

事業名	景観形成推進事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	景観法				
	1 豊かな緑と清流を守る		京都府景観条例				
	(5)景観保全のルールづくり						
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	本市は景観行政団体であり、景観法に基づく景観計画を策定し市の主体的な景観形成のための事業を推進することが緊急の課題である。早期に市民とともに市域の良好な景観資産を形成・保全するためのルールづくりを行う必要がある。		平成23年度	予算現額			402
			平成24年度	市民とともに景観保全について考える場づくり 景観形成保全活動の推進 景観計画の策定及び景観条例の制定	景観保全の主体的な市民活動の広がり 景観審議会(仮称)の開催 5回		5,482
具体的な実施内容	多くの市民が誇りと感じている市域の優れた景観資産について、良好な形成と保全のための方針を具体化する市独自の景観条例や景観計画等を整備するとともに、市民とともにを行う取り組みを検討する。		平成25年度	市民とともに景観保全について考える場づくり 景観形成保全活動の推進	景観保全の主体的な市民活動の広がり 景観審議会(仮称)の開催 5回		402
事業の目的	市の財産である良好な景観を保全するとともに、市民の意識を高め景観形成と保全のための主体的な活動の展開を促す。		平成26年度	景観計画・景観条例に基づく保全施策の運用	景観保全活動の展開		0
事業の効果	市民とともに、“きらめく「森・里・街」”の市の魅力に一層磨きをかけ、さらに市域の景観資産を全国に情報発信して、地域の価値を高め観光振興、定住促進につなぐ。						

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	かやぶき屋根保存修理事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市かやぶき屋根保存事業補助金交付要綱			
	1 豊かな緑と清流を守る		南丹市かやぶきの里保存基金条例			
	(6)森・里・街の景観保全					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	かやぶき屋根の修理に係り順番待ちの現象が起きている。事業費の増額が求められる。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		7,277	
			平成24年度	南丹市美山町内に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する	南丹市美山町内に現存する北山型住宅を保存し、美しい町並みと集落景観を保全する	9,000
			平成25年度	南丹市美山町内に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する	南丹市美山町内に現存する北山型住宅を保存し、美しい町並みと集落景観を保全する	9,000
			平成26年度	南丹市美山町内に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する	南丹市美山町内に現存する北山型住宅を保存し、美しい町並みと集落景観を保全する	9,000
具体的な実施内容	美しい町並みと集落景観を守るため、南丹市美山町内に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する。					
事業の目的	南丹市美山町内に現存する北山型住宅の保存。					
事業の効果	美しい町並みと集落景観が保全できる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	絆の森整備事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市林業振興事業補助金交付要綱			
	1 豊かな緑と清流を守る					
	(6)森・里・街の景観保全					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	健康増進施設と隣接した市有林の整備が、景観保全のため必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		448	
			平成24年度	るり溪市有林内景観保全のための下刈 ・除伐4ha	森林の有する多面的機能の発揮 ・療養、保養の場として提供する(ストレスの緩和・心身のリフレッシュ)	448
			平成25年度	るり溪市有林内景観保全のための下刈 ・除伐4ha	森林の有する多面的機能の発揮 ・療養、保養の場として提供する(ストレスの緩和・心身のリフレッシュ)	448
			平成26年度	るり溪市有林内景観保全のための下刈 ・除伐4ha	森林の有する多面的機能の発揮 ・療養、保養の場として提供する(ストレスの緩和・心身のリフレッシュ)	448
具体的な実施内容	市有林内の森林整備(環境整備)下刈・除伐等の実施。					
事業の目的	森林の有する、多面的機能の維持。					
事業の効果	森林の有する多面的機能の発揮。 ・療養、保養の場として提供できる(ストレスの緩和・心身のリフレッシュ)					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 環境課

(単位:千円)

事業名	3R推進事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市美しいまちづくり条例			
	2 資源が循環するまちをつくる		南丹市資源ごみ集団回収事業報奨金交付要綱			
	(1)省資源・リサイクルと衛生環境		南丹市生ごみ堆肥化容器等購入補助金交付要綱			
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	ごみの減量化、資源の再利用、地域環境の保全、地球温暖化防止など循環型社会の構築が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		5,721	
			平成24年度	各地域に環境美化推進委員を委嘱し、指導啓発を行う。 資源ごみ集団回収、生ごみ処理機購入などの補助を行い、リサイクルやごみ減量化を進める。	ごみ減量及び資源再利用の促進 地域環境の保全 地球温暖化防止	5,721
			平成25年度	各地域に環境美化推進委員を委嘱し、指導啓発を行う。 資源ごみ集団回収、生ごみ処理機購入などの補助を行い、リサイクルやごみ減量化を進める。	ごみ減量及び資源再利用の促進 地域環境の保全 地球温暖化防止	5,721
			平成26年度	各地域に環境美化推進委員を委嘱し、指導啓発を行う。 資源ごみ集団回収、生ごみ処理機購入などの補助を行い、リサイクルやごみ減量化を進める。	ごみ減量及び資源再利用の促進 地域環境の保全 地球温暖化防止	5,721
具体的な実施内容	環境美化推進委員をはじめ、地域・市民との連携や、各種補助金の交付を通して、ごみのリサイクルや減量化、地域の住み良い環境づくりを行う。					
事業の目的	ごみ減量化や資源再利用、地域環境保全活動を通じて住み良い環境づくりに取り組む。					
事業の効果	ごみ減量、資源再利用の促進、地域環境の保全・美化、地球温暖化防止などが期待できる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 環境課

(単位:千円)

事業名	一般廃棄物清掃事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	船井郡衛生管理組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例			
	2 資源が循環するまちをつくる		南丹市生ごみ堆肥化容器等購入補助金交付要綱			
	(1)省資源・リサイクルと衛生環境					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	一般廃棄物の排出抑制、適正な処理を通じて、生活環境の保全、循環型社会の形成を図る必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		1,125	
			平成24年度	ごみ収集日程表作成 分別収集、ごみ減量化等の啓発 生ごみ収集庫設置費補助金交付	分別収集の徹底 ごみ減量及び住み良い環境づくりの推進	1,125
			平成25年度	ごみ収集日程表作成 分別収集、ごみ減量化等の啓発 生ごみ収集庫設置費補助金交付	分別収集の徹底 ごみ減量及び住み良い環境づくりの推進	1,125
			平成26年度	ごみ収集日程表作成 分別収集、ごみ減量化等の啓発 生ごみ収集庫設置費補助金交付	分別収集の徹底 ごみ減量及び住み良い環境づくりの推進	1,125
具体的な実施内容	一般廃棄物の適正処理を進めるため、収集日程や分別収集、ごみ減量化等の啓発を行う。					
事業の目的	ごみの適正な分別、再生、収集、運搬、処理を通じて廃棄物の減量化と適正処理を図る。					
事業の効果	良好な生活環境の確保が図れるとともに、環境にやさしい循環型社会が実現する。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	市役所資源節減事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	2 資源が循環するまちをつくる					
	(2)環境にやさしい暮らし					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度					
現状の課題	地球温暖化防止が世界的に叫ばれる中、市役所においても、資源の使用を削減し、環境保全や温暖化防止に取り組むことが必要不可欠となっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
			平成23年度	予算現額		0
			平成24年度	冷暖房温度の設定励行 クールビズ・ウォームビズの実施 過剰照明の廃止 リサイクルの推進	地球温暖化額の排出削減、資源再生利用の推進。	1,000
			平成25年度	冷暖房温度の設定励行 クールビズ・ウォームビズの実施 過剰照明の廃止 リサイクルの推進	地球温暖化額の排出削減、資源再生利用の推進。	1,000
具体的な実施内容	電気、水道、ガスなど資源の使用を削減するとともに、リサイクルの推進など資源の有効活用を推進する。					
事業の目的	エネルギーの消費を節約し、温暖化防止に努めるとともに、資源の有効利用を図る。					
事業の効果	環境保全や温暖化防止、資源の有効利用が図れる。		平成26年度	冷暖房温度の設定励行 クールビズ・ウォームビズの実施 過剰照明の廃止 リサイクルの推進	地球温暖化額の排出削減、資源再生利用の推進。	1,000

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 環境課

(単位:千円)

事業名	地球温暖化対策事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	2 資源が循環するまちをつくる					
	(3)エネルギーの有効活用					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度					
現状の課題	世界のエネルギー消費や温暖化の原因であるCO2排出量は増加しつづけており、気候変動・生態系への深刻な影響が懸念されている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
			平成23年度	予算現額		2,740
			平成24年度	公用車への電気自動車導入、急速充電ステーションの整備、バイオディーゼル燃料及び木質バイオマス燃料の利活用	電気自動車導入、急速充電器設置、バイオマス燃料の利用	20,482
			平成25年度	公用車への電気自動車導入、急速充電ステーションの整備、バイオディーゼル燃料及び木質バイオマス燃料の利活用	電気自動車導入、急速充電器設置、バイオマス燃料の利用、燃料製造施設の整備	62,162
			平成26年度	公用車への電気自動車導入、急速充電ステーションの整備、バイオディーゼル燃料及び木質バイオマス燃料の利活用	電気自動車導入、急速充電器設置、バイオマス燃料の利用	13,122
具体的な実施内容	地球温暖化の防止、環境・資源問題に対応するため、電気自動車の普及やバイオマスの利活用などを進める。					
事業の目的	温室効果ガスの排出を抑制するため、地域における電気自動車やバイオマス燃料の普及・促進を目指す。					
事業の効果	電気自動車の導入メリットを市民にPRできるとともに、充電インフラが整うことで、電気自動車を使った観光・ビジネス等の来訪者の増加が期待できる。合わせてバイオマスなど再生可能エネルギーの利活用をPRし、地球温暖化防止に努める。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	八木農業関連施設管理事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	地方自治法			
	2 資源が循環するまちをつくる					
	(3)エネルギーの有効活用					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	指定管理者制度により南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理業務を委託している。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		35,896	
			平成24年度	南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理業務に伴う委託料を支払う。また、南丹市八木バイオエコロジーセンター内のガスホルダー及び電源制御蓄電池の修繕を行う。	適正な施設管理業務を行うため。メタンガスを貯留するガスホルダーには穴や亀裂があり、ガス漏れが発生している。本来発電に用いるガスが漏れており発電量が低下しており、修繕が必要である。電源制御装置は蓄電池の寿命を迎えており、修繕が必要である。	87,662
			平成25年度	南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理業務に伴う委託料を支払う。また、排水処理施設の修繕を行う。	適正な施設管理業務を行うため。排水処理施設の中空糸膜の機能が低下しており、修繕が必要である。	56,896
			平成26年度	南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理業務に伴う委託料を支払う。脱水機供給ポンプ、凝集剤供給ポンプの補修及びロータリー式攪拌機の修繕を行う。	適正な施設管理業務を行うため。脱水機供給ポンプ、凝集剤供給ポンプの補修及びロータリー式攪拌機の機能が低下しており、修繕が必要である。	48,896
具体的な実施内容	南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの施設管理を委託により行う。施設管理に伴い必要な改修等を行う。					
事業の目的	適正な施設管理業務を行うため。					
事業の効果	南丹市八木農村環境公園及び南丹市八木バイオエコロジーセンターの管理が行える。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：上下水道部 上水道課

(単位:千円)

事業名	施設等修繕事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市上水道事業給水条例			
	2 資源が循環するまちをつくる		南丹市簡易水道事業給水条例			
	(4)上水道					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	安定した給水の継続を行うために、各水道施設の維持管理を的確に実施する必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		64,778	
			平成24年度	水道施設の故障及び配水管の破損に対して修理修繕を行うことで、安定給水の維持継続並びに水道施設機能の延伸を図る。	効率的、効果的な施設の維持管理を図る。	64,778
			平成25年度	水道施設の故障及び配水管の破損に対して修理修繕を行うことで、安定給水の維持継続並びに水道施設機能の延伸を図る。	効率的、効果的な施設の維持管理を図る。	64,778
			平成26年度	水道施設の故障及び配水管の破損に対して修理修繕を行うことで、安定給水の維持継続並びに水道施設機能の延伸を図る。	効率的、効果的な施設の維持管理を図る。	64,778
具体的な実施内容	浄水場並びに配水設備等の修理修繕により、上水道並びに簡易水道施設の機能維持による効率的な水運用と、安定給水の実現を図る。					
事業の目的	市民に安定した給水を継続して行うため。					
事業の効果	水道水の安定した給水が、継続して実施できる。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：上下水道部 上水道課

(単位:千円)

事業名	水質検査事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	水道法			
	2 資源が循環するまちをつくる					
	(4)上水道					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	供給する水道水が水質基準に適合している状況を確認すると共に、使用者に水道水が安全であることを周知する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		9,904	
			平成24年度	水質検査計画に基づく水質検査(基本51項目検査、農薬類、クリプトスポリジウム検査他)の実施。 上水道分 1.769千円 簡易水道分 8.135千円	効率的、効果的な水質検査を実施するとともに、検査結果を南丹市ホームページに掲載し、具体的に水道水への安心感の向上に資する。	9,904
			平成25年度	水質検査計画に基づく水質検査(基本51項目検査、農薬類、クリプトスポリジウム検査他)の実施。 上水道分 1.769千円 簡易水道分 8.135千円	効率的、効果的な水質検査を実施するとともに、検査結果を南丹市ホームページに掲載し、具体的に水道水への安心感の向上に資する。	9,904
			平成26年度	水質検査計画に基づく水質検査(基本51項目検査、農薬類、クリプトスポリジウム検査他)の実施。 上水道分 1.769千円 簡易水道分 8.135千円	効率的、効果的な水質検査を実施するとともに、検査結果を南丹市ホームページに掲載し、具体的に水道水への安心感の向上に資する。	9,904
具体的な実施内容	水道水に係る水質検査計画に基づき、上水道及び簡易水道の水質確認を日常的に実施する。					
事業の目的	市民に安心、安全な水道水の給水を行うため。					
事業の効果	提供する水道水が水道法に定める水質基準を満たしていることが確認できる。また、水道使用者に検査内容を公開することで、水道への理解向上を図る。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：上下水道部 上水道課

(単位:千円)

事業名	水道施設改良事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等					
	2 資源が循環するまちをつくる						
	(4)上水道						
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	老朽管の布設替や、公共事業等で配水管が支障となる場合において、布設替又は移設を実施する必要がある。		平成23年度	予算現額			218,972
			平成24年度	上水道及び簡易水道施設に係る下記の事業を実施。 ・既設水道施設の修理改良 ・既設水道管の状況確認 ・公共事業等による支障配水管の布設替	配水管の布設替等を的確に実施し、良好な配水管網を維持する。	218,972	
			平成25年度	上水道及び簡易水道施設に係る下記の事業を実施。 ・既設水道施設の修理改良 ・既設水道管の状況確認 ・公共事業等による支障配水管の布設替	配水管の布設替等を的確に実施し、良好な配水管網を維持する。	218,972	
			平成26年度	上水道及び簡易水道施設に係る下記の事業を実施。 ・既設水道施設の修理改良 ・既設水道管の状況確認 ・公共事業等による支障配水管の布設替	配水管の布設替等を的確に実施し、良好な配水管網を維持する。	218,972	
具体的な実施内容	配水管の改良を目的とする布設替を的確に実施し、良好な配水管網を維持すると共に、水道施設が他の公共事業の支障となる場合の移設を実施する必要がある。この布設替時に、耐震性を向上させた配水管等を整備することで、水道水の安定供給の実現を図る。						
事業の目的	配水管の適切な改良を目的とする布設替と、公共事業を円滑に推進する。また、漏水を防止することで水道事業の効率を高める。						
事業の効果	配水管の布設替等により、適切な配水経路が維持され、また更新等による漏水予防が事業効率の向上に寄与する。						

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：上下水道部 下水道課

(単位:千円)

事業名	下水道施設管理事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市公共下水道条例			
	2 資源が循環するまちをつくる		南丹市農業集落排水処理施設条例			
	(5)下水道		南丹市公共下水道受益者負担金に関する条			
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	下水道経営を円滑に推進していくため、南丹市が管理所有する、公共下水道・特定環境保全公共下水道・農業集落排水下水道の維持管理事業を実施する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		635,527	
			平成24年度	良好な下水道経営のため、下水道施設の適正な維持管理により施設の寿命を延長するとともに、維持管理費のコスト縮減を図る。	下水道経営の円滑な推進。	668,415
			平成25年度	良好な下水道経営のため、下水道施設の適正な維持管理により施設の寿命を延長するとともに、維持管理費のコスト縮減を図る。	下水道経営の円滑な推進。	685,153
			平成26年度	良好な下水道経営のため、下水道施設の適正な維持管理により施設の寿命を延長するとともに、維持管理費のコスト縮減を図る。	下水道経営の円滑な推進。	702,107
具体的な実施内容	下水道施設の適正な維持管理により、現有施設を良好な状態に保ち、長期間にわたる有効活用を図る。					
事業の目的	南丹市下水道事業全般について方向性を示す。効率的で安心・安全な下水道経営を確立する。衛生的で快適な暮らしの確保。					
事業の効果	適切な下水道事業のなかで、効率的な下水道経営が可能となる。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：上下水道部 下水道課

(単位:千円)

事業名	公共下水道建設事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市公共下水道条例			
	2 資源が循環するまちをつくる					
	(5)下水道					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民の衛生的で快適な暮らしを確保するため、また環境を保全するため、公共下水道施設の整備を図る。市街地を整備する上で、多額の建設費が必要となる。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		131,000	
			平成24年度	衛生的で快適な暮らしを確保するため、下水道整備を実施する。供用開始をした下水道区域のすみやかな接続。	下水道整備の推進。	201,000
			平成25年度	衛生的で快適な暮らしを確保するため、下水道整備を実施する。供用開始をした下水道区域のすみやかな接続。	下水道整備の推進。	102,000
			平成26年度	衛生的で快適な暮らしを確保するため、下水道整備を実施する。供用開始をした下水道区域のすみやかな接続。	下水道整備の推進。	45,000
具体的な実施内容	市民の衛生的で快適な暮らしを確保し、また環境を保全するため、下水道工事を実施する。					
事業の目的	効率的で、安心・安全な下水道整備を実施する。					
事業の効果	総合振興計画に基づいた、衛生的で快適な暮らしを確保し、環境保全に努める。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：上下水道部 下水道課

(単位:千円)

事業名	合併処理浄化槽整備推進事業	細事業名	合併処理浄化槽維持管理事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市美しいまちづくり条例			
	2 資源が循環するまちをつくる					
	(5)下水道					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	市民の衛生的で快適な暮らしを確保し、環境を保全することが求められる。 集合処理方式に比べ個人管理は、多額の経費が必要となる。		平成23年度 予算現額			9,899
			平成24年度	設置基数が2分の1を超えた、集落で維持管理組合を組織し浄化槽の適切な共同管理を行っている43組合への補助。	自然環境を守るため、適切な維持管理。 43組合880基の補助。	10,040
			平成25年度	設置基数が2分の1を超えた、集落で維持管理組合を組織し浄化槽の適切な共同管理を行っている44組合への補助。	自然環境を守るため、適切な維持管理。 44組合900基の補助。	10,200
			平成26年度	設置基数が2分の1を超えた、集落で維持管理組合を組織し浄化槽の適切な共同管理を行っている44組合への補助。	自然環境を守るため、適切な維持管理。 44組合905基の補助。	10,250
具体的な実施内容	合併処理浄化槽等設置整備事業で集落の設置基数が計画数の2分の1をこえた集落で、維持管理組合を組織し浄化槽の適正な共同管理を行う者に補助金を交付する。					
事業の目的	合併処理浄化槽の適正な維持管理。					
事業の効果	総合振興計画に基づいた、衛生的で快適な暮らしを確保し、環境保全に努める。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：上下水道部 下水道課

(単位:千円)

事業名	合併処理浄化槽整備推進事業	細事業名	合併処理浄化槽設置事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市美しいまちづくり条例			
	2 資源が循環するまちをつくる					
	(5)下水道					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民の衛生的で快適な暮らしを確保し、また環境を保全するため。浄化槽区域においては、個人設置となり多額の費用が必要となるため、設置者に対し設置補助金を交付する。	平成23年度 予算現額			5,586	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成24年度	浄化槽設置区域において、設置者に対し補助金を交付する。	12基の設置に対する補助金の交付。	5,586
			平成25年度	浄化槽設置区域において、設置者に対し補助金を交付する。	12基の設置に対する補助金の交付。	5,586
			平成26年度	浄化槽設置区域において、設置者に対し補助金を交付する。	12基の設置に対する補助金の交付。	5,586
具体的な実施内容	市民の衛生的で快適な暮らしを確保するとともに、市域の良好な環境を保全するため、合併処理浄化槽の設置や適正管理等を推進する。					
事業の目的	環境を保全する上で、効率的で効果的な生活環境の整備。					
事業の効果	総合振興計画に基づいた、衛生的で快適な暮らしを確保し、環境保全に努める。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 地域振興課

(単位:千円)

事業名	ものづくりのまち推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(1)南丹ブランド生産者等への支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	国民文化祭京都開催を通じ、「ものづくりのまち南丹市」の位置づけは打ち出されているが、市民生活への定着が希薄な状況である。		平成23年度 予算現額			6,000
			平成24年度	・工芸文化祭の継続開催。 ・市民の暮らしや文化にまつわる「ものづくりキャンペーン」の実施。 ・ものづくりにかかわる職人等の活動や発表の場づくり、情報発信等、「ものづくりのまち」を推進する仕組みの構築。	・「工芸文化祭」、「ものづくり体験村」への出展者と来場者の増加 ・ものづくりキャンペーンの協力者と参加する市民の増加。	4,000
			平成25年度	・工芸文化祭の継続開催。 ・市民の暮らしや文化にまつわる「ものづくりキャンペーン」の実施。 ・ものづくりにかかわる職人等の活動や発表の場づくり、情報発信等、「ものづくりのまち」を推進する仕組みの構築。	・「工芸文化祭」、「ものづくり体験村」への出展者と来場者の増加 ・ものづくりキャンペーンの協力者と参加する市民の増加。	4,000
			平成26年度	・工芸文化祭の継続開催。 ・市民の暮らしや文化にまつわる「ものづくりキャンペーン」の実施。 ・ものづくりにかかわる職人等の活動や発表の場づくり、情報発信等、「ものづくりのまち」を推進する仕組みの構築。	・「工芸文化祭」、「ものづくり体験村」への出展者と来場者の増加 ・ものづくりキャンペーンの協力者と参加する市民の増加。	4,000
具体的な実施内容	国民文化祭の取り組み効果を市民生活に根ざしたものにすため、ものづくりキャンペーンの実施や工芸に関する体験教室の実施などを推進し、「ほんまもん」をつくり活かす市民意識の活動や意識の醸成を行う。 さらに、それらの指導者として職人等の活躍の場や仕組みを作り、「ものづくりのまち南丹市」の実質の地域定着を図る。					
事業の目的	市の特長を活かした「ものづくりのまち南丹市」の魅力を高め、南丹ブランドの一つとして、ものづくり産業の定着を図る。					
事業の効果	伝統工芸をはじめとするものづくり産業の育成と振興で、経済効果への波及につなぐ。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	京の水田農業総合対策事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	食料・農業・農村基本法				
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		主要食料の需給及び価格の安定に関する法律				
	(1)南丹ブランド生産者等への支援						
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	地域条件により水田農業の生産基盤が弱く、支援を必要とする。		平成23年度	予算現額			2,730
			平成24年度	共同機械導入支援	省力化こだわり米等・水田を利用した豆類等の生産拡大に効果がある。		7,500
			平成25年度	共同機械導入支援	省力化こだわり米等・水田を利用した豆類等の生産拡大に効果がある。		7,500
			平成26年度	共同機械導入支援	省力化こだわり米等・水田を利用した豆類等の生産拡大に効果がある。		7,500
具体的な実施内容	米作においては、環境や食味に配慮した水稻生産の推進と低コスト生産技術の普及を目的とした共同機械導入・実証事業に対し支援する。 水田を利用した小豆・黒大豆・地域対応作物においては、生産の推進と普及を目的とした共同機械導入・実証事業に対し支援する。						
事業の目的	地域水田農業の強化を図るため、こだわり米や小豆・黒大豆の生産を進める。						
事業の効果	米作の省力化・こだわり米の生産拡大や水田を利用した豆類の生産拡大に効果がある。						

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	京野菜等価格補填事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	食料・農業・農村基本法			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(1)南丹ブランド生産者等への支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	京のブランド野菜等の生産は南丹市農業にとって重要であるが、時期により価格が不安定であり生産農家への支援が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		6,000	
			平成24年度	野菜等経営安定事業の市負担分の支出。	野菜8品目・花き1品目・豆類2品目の価格安定基金の造成。 京野菜価格の下支えにより、安定生産・南丹ブランド振興に繋がる。	8,000
			平成25年度	野菜等経営安定事業の市負担分の支出。	野菜8品目・花き1品目・豆類2品目の価格安定基金の造成。 京野菜価格の下支えにより、安定生産・南丹ブランド振興に繋がる。	8,000
			平成26年度	野菜等経営安定事業の市負担分の支出	野菜8品目・花き1品目・豆類2品目の価格安定基金の造成。 京野菜価格の下支えにより、安定生産・南丹ブランド振興に繋がる。	8,000
具体的な実施内容	京のふるさと産品協会に加盟し、指定野菜等の価格下落時には補填を行い農業者を支援する。					
事業の目的	南丹市内で生産されている京のブランド野菜等の生産振興。					
事業の効果	農家の継続的な生産意欲を促進し、南丹ブランドの振興に効果がある。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	京野菜等産地育成事業	細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	食料・農業・農村基本法		
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる				
	(1)南丹ブランド生産者等への支援				
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	地域特産物である京野菜(みず菜・壬生菜、春菊等)の生産が低迷している。	平成23年度 予算現額			5,152
		平成24年度	みず菜・壬生菜・春菊・九条ネギ等の栽培のためのパイプハウス設置、生産機材導入に対し支援する。	パイプハウス20a以上の増加。ブランド京野菜の生産増による農業振興に効果がある。	3,000
			みず菜・壬生菜・春菊・九条ネギ等の栽培のためのパイプハウス設置、生産機材導入に対し支援する。	パイプハウス20a以上の増加。ブランド京野菜の生産増による農業振興に効果がある。	3,000
			みず菜・壬生菜・春菊・九条ネギ等の栽培のためのパイプハウス設置、生産機材導入に対し支援する。	パイプハウス20a以上の増加。ブランド京野菜の生産増による農業振興に効果がある。	3,000
具体的な実施内容	京野菜(みず菜・壬生菜・春菊・九条ネギ等)の栽培のためのパイプハウス・生産機材導入等に対し支援する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成25年度		
事業の目的	売れる農産物・京の伝統野菜の生産増加により、農業振興と地域活性化を図る。		平成26年度		
事業の効果	機械、施設の整備により、生産量の拡大とともに、計画、良品出荷の仕組みづくりが整う。				

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	南丹地域資源循環型農畜産物生産モデル実証事	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	食糧法			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律			
	(1)南丹ブランド生産者等への支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	家畜飼料は大部分を輸入に頼っている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		0	
			平成24年度	循環型農畜産物生産のモデルとして実証し、飼料の地産地消を推進する。	飼料自給率の向上に効果がある。	200
			平成25年度	循環型農畜産物生産のモデルとして実証し、飼料の地産地消を推進する。	飼料自給率の向上に効果がある。	200
			平成26年度	循環型農畜産物生産のモデルとして実証し、飼料の地産地消を推進する。	飼料自給率の向上に効果がある。	200
具体的な実施内容	京都府の委託を受け、循環型農畜産物生産のモデルとして実証を実施する。					
事業の目的	循環型農畜産物生産のモデルとして実証し、飼料の地産地消を推進する。					
事業の効果	飼料自給率の向上に効果がある。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	特産物販売促進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	指定管理者制度			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(2)南丹ブランドの販路拡大					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	こだわりの地域農産物・加工品の有利販売が必要である。		平成23年度 予算現額			3,550
			平成24年度	・道の駅「京都新光悦村」等の管理運営 ・関連施設の修繕を行う	安全安心の農産物の販売、加工グループの育成、地域雇用の場、地域特産物の開発により地域活性化に効果がある。	3,550
			平成25年度	・道の駅「京都新光悦村」等の管理運営 ・関連施設の修繕を行う	安全安心の農産物の販売、加工グループの育成、地域雇用の場、地域特産物の開発により地域活性化に効果がある。	3,550
			平成26年度	・道の駅「京都新光悦村」等の管理運営 ・関連施設の修繕を行う	安全安心の農産物の販売、加工グループの育成、地域雇用の場、地域特産物の開発により地域活性化に効果がある。	3,550
具体的な実施内容	こだわりの地域農産物・加工品の有利販売できる施設、交流の拠点に道の駅「京都新光悦村」等を位置づけ、効果的な管理運営を行う。					
事業の目的	施設の管理運営を委託することにより、一層の施設の有効利用が図れる。					
事業の効果	農業の振興と地域の活性化に大きな効果がある。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 産業建設課

(単位:千円)

事業名	特別栽培認証制度推進事業		細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	食料・農業・農村基本法		
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる			有機農業の推進に関する法律		
	(2)南丹ブランドの販路拡大					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	需給調整について、特に冬から春先にかけての供給量不足が課題。また生産者の高齢化が進み、後継者の確保が大きな課題。		平成23年度 予算現額		1,540	
			平成24年度	独自栽培基準によるブランド化で特色ある産地づくりを行う特別栽培認証制度の普及活動、販売促進、宣伝活動等を推進する。	認証野菜栽培農家30戸 認証野菜販売額 6,000,000円 独自の栽培基準により、消費者に安心感と信頼感のある農産物として確立し、野菜のブランド産地として農家所得の向上を図る	1,540
			平成25年度	独自栽培基準によるブランド化で特色ある産地づくりを行う特別栽培認証制度の普及活動、販売促進、宣伝活動等を推進する。	認証野菜栽培農家30戸 認証野菜販売額 6,000,000円 独自の栽培基準により、消費者に安心感と信頼感のある農産物として確立し、野菜のブランド産地として農家所得の向上を図る	1,540
			平成26年度	独自栽培基準によるブランド化で特色ある産地づくりを行う特別栽培認証制度の普及活動、販売促進、宣伝活動等を推進する。	認証野菜栽培農家30戸 認証野菜販売額 6,000,000円 独自の栽培基準により、消費者に安心感と信頼感のある農産物として確立し、野菜のブランド産地として農家所得の向上を図る	1,540
具体的な実施内容	消費者ニーズに合わせた安全・安心な野菜づくりのための独自栽培基準によるブランド化によって、特色のある産地の形成を行う。その制度の普及活動、販売促進業務等を行う。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	消費者ニーズに合わせた減農薬有機野菜づくりのための独自基準によるブランド化によって、特色のある産地の形成を行う。					
事業の効果	独自の栽培基準により、消費者に安心感と信頼感のある農産物として確立し、野菜のブランド産地として農家所得の向上を図る。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	水田農業推進事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	食料・農業・農村基本法			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		主要食料の需給及び価格の安定に関する法律			
	(3)農業					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	米の過剰作付を防ぐため、生産数量目標に基づき、米の数量を配分し、生産を実施する必要がある。	平成23年度 予算現額			437	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成24年度	積極的に米の生産調整を推進するため、米の需要情報を地域農業再生協議会に提供し、配分単収を設定し認定方針作成者に通知する等を実施する。	米の確実な生産調整、水田を利用した産地づくりの推進	437
			平成25年度	積極的に米の生産調整を推進するため、米の需要情報を地域農業再生協議会に提供し、配分単収を設定し認定方針作成者に通知する等を実施する。	米の確実な生産調整、水田を利用した産地づくりの推進	437
			平成26年度	積極的に米の生産調整を推進するため、米の需要情報を地域農業再生協議会に提供し、配分単収を設定し認定方針作成者に通知する等を実施する。	米の確実な生産調整、水田を利用した産地づくりの推進	437
具体的な実施内容	積極的に米の生産調整を推進するため、米の需要情報を地域農業再生協議会に提供し、配分単収を設定し認定方針作成者に通知する等を実施する。					
事業の目的	農業再生協議会に参画し米の生産調整方針等の作成等を支援する。					
事業の効果	地域水田農業の振興に効果がある。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	畜産振興事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律		
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		家畜伝染病予防法		
	(3)農業				
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	畜産業の施設整備等には多大な費用が必要となり、規模拡大・近代化が進みにくい。また家畜伝染病の予防は必要であり市内での営農条件に差がある。	平成23年度 予算現額			3,600
		平成24年度	畜産関係機械導入支援。遠距離家畜診療事業補助、家畜法定伝染病予防対策事業補助、集乳運賃助成。	畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。	4,060
			畜産関係機械導入支援。遠距離家畜診療事業補助、家畜法定伝染病予防対策事業補助、集乳運賃助成。	畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。	
			畜産関係機械導入支援。遠距離家畜診療事業補助、家畜法定伝染病予防対策事業補助、集乳運賃助成。	畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。	
具体的な実施内容	府の補助を活用した畜産経営基盤及び施設整備支援。市単独の畜産伝染病予防支援及び市内畜産経営地域間格差是正支援。	平成25年度	畜産関係機械導入支援。遠距離家畜診療事業補助、家畜法定伝染病予防対策事業補助、集乳運賃助成。	畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。	4,060
			畜産関係機械導入支援。遠距離家畜診療事業補助、家畜法定伝染病予防対策事業補助、集乳運賃助成。	畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。	
事業の目的	畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。	平成26年度	畜産関係機械導入支援。遠距離家畜診療事業補助、家畜法定伝染病予防対策事業補助、集乳運賃助成。	畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。	4,060
事業の効果	経営規模拡大・近代化・家畜伝染病発生防止・地域間格差是正のための支援により畜産経営安定に効果が高い。		畜産関係機械導入支援。遠距離家畜診療事業補助、家畜法定伝染病予防対策事業補助、集乳運賃助成。	畜産業の経営規模拡大・近代化を進める。安心安全な農業の推進と市内畜産農業者の支援。	

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	土づくり事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律			
	(3)農業					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	安心・安全な農産物育成のためには、農薬を減らし有機質堆肥の有効活用を図らなければならない。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		8,400	
			平成24年度	南丹市内で生産される堆肥等の利用に対する支援。	耕畜連携による安心・安全農産物生産のため、農地約200haへの堆肥活用。	9,000
			平成25年度	南丹市内で生産される堆肥等の利用に対する支援。	耕畜連携による安心・安全農産物生産のため、農地約200haへの堆肥活用。	9,000
			平成26年度	南丹市内で生産される堆肥等の利用に対する支援。	耕畜連携による安心・安全農産物生産のため、農地約200haへの堆肥活用。	9,000
具体的な実施内容	南丹市内で生産される堆肥等を南丹市内で有効に利用した、安心・安全な農産物の生産を振興する。					
事業の目的	耕畜連携による安心・安全農産物生産を進める。					
事業の効果	安心・安全の農産物生産と資源循環型、環境負荷の少ない農業の確立に効果がある。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農業委員会 事務局

(単位:千円)

事業名	農業委員会運営事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	農業委員会等に関する法律			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		農地法			
	(3)農業		農業経営基盤強化促進法			
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	法律に基づき市町村におかれる行政委員会であり、農業者の公的代表組織としての機能の発揮、地域農業・農村振興のための委員会活動が求められる。	平成23年度 予算現額			14,566	
		平成24年度	農地の売買、貸借などの権利移転や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地行政を行うとともに農家の生活や農地管理、農業経営などに関する日常の農家相談、地域集落での問題・課題の解決、農政に関する意見・要望などの実現に努める農政活動を行う。	利用権設定による農地の利用集積農地パトロールによる優良農地の維持 広報による啓蒙・啓発 任期満了により新体制となることから研修を充実させる。	14,566	
			平成25年度	農地の売買、貸借などの権利移転や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地行政を行うとともに農家の生活や農地管理、農業経営などに関する日常の農家相談、地域集落での問題・課題の解決、農政に関する意見・要望などの実現に努める農政活動を行う。	利用権設定による農地の利用集積農地パトロールによる優良農地の維持 広報による啓蒙・啓発	14,450
				平成26年度	農地の売買、貸借などの権利移転や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地行政を行うとともに農家の生活や農地管理、農業経営などに関する日常の農家相談、地域集落での問題・課題の解決、農政に関する意見・要望などの実現に努める農政活動を行う。	用権設定による農地の利用集積農地パトロールによる優良農地の維持 広報による啓蒙・啓発
具体的な実施内容	農地の売買、貸借などの権利移動や農地転用に伴う農地法等の許認可業務を中心とした農地行政を行うとともに農家の生活や農地管理、農業経営などに関する日常の農家相談、地域、集落での問題、課題の解決、農政に対する意見、要望などの実現に努める農政活動を行う。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				
事業の目的	優良農地を守り、農業・農村の振興を図る。					
事業の効果	優良農地の確保、有効利用の促進。 農業の発展と農村の活性化・景観の保全。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	農業担い手支援事業	細事業名	農業関係団体支援事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市農業振興補助金交付要綱			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(3)農業					
事業計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	南丹市だけではなく広域連携が重要であり、市内農業関係団体でも市の方針に沿った活動に対しては支援が必要である。		平成23年度 予算現額			12,300
			平成24年度	各種団体への加盟負担金 5件 管内農業団体への補助金 4件	優良農地の保全、担い手の育成、 特産物の生産振興等に効果がある	12,300
			平成25年度	各種団体への加盟負担金 5件 管内農業団体への補助金 4件	優良農地の保全、担い手の育成、 特産物の生産振興等に効果がある	12,300
			平成26年度	各種団体への加盟負担金 5件 管内農業団体への補助金 4件	優良農地の保全、担い手の育成、 特産物の生産振興等に効果がある	12,300
具体的な実施内容	農業公社等、農業振興上必要な活動に対し支援する。					
事業の目的	(負担金)各種団体に加盟し連携を図り農業振興を図る。 (補助金)管内各種農業団体を支援し農業振興を図る。					
事業の効果	優良農地の保全、担い手の育成、特産物の生産振興等に効果がある。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	農業担い手支援事業	細事業名	農業制度資金利子助成事業	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	農業経営基盤強化促進法				
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		農林漁業金融公庫法				
	(3)農業						
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	農産物の価格が低迷し、農業の担い手が不足している現状の中で、認定農業者への支援が必要である。その他の利子助成については新規は無く経過措置のみである。		平成23年度	予算現額			1,151
			平成24年度	農業経営基盤強化資金利子助成20件 農業経営基盤強化資金利子助成 新規見込5件 原油価格等高騰緊急特別融資対策資金利子助成2件	認定農業者等22人(法人含む)への支援により農業の資本整備及び農業の近代化等に資する。	1,256	
			平成25年度	農業経営基盤強化資金利子助成20件 農業経営基盤強化資金利子助成 新規見込7件 原油価格等高騰緊急特別融資対策資金利子助成2件	認定農業者等24人(法人含む)への支援により農業の資本整備及び農業の近代化等に資する。	1,256	
			平成26年度	農業経営基盤強化資金利子助成20件 農業経営基盤強化資金利子助成 新規見込9件 原油価格等高騰緊急特別融資対策資金利子助成2件	認定農業者等26人(法人含む)への支援により農業の資本整備及び農業の近代化等に資する。	1,256	
具体的な実施内容	認定農業者で計画に沿う経営改善・規模拡大等のために借り入れられた制度資金の利子の一定割合を支援する。 その他制度資金の利子の一定割合を支援する。						
事業の目的	認定農業者等への支援及び地域農業の振興。						
事業の効果	農業の資本整備及び農業の近代化等に資する。						

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	共済・担い手育成事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市林業労働者新共済事業補助金交付要綱			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(4)林業					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	林業労働者(担い手)の高齢化はもとより、確保が困難な状況になっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		16,148	
			平成24年度	・林業労働者新共済事業(林業退職金掛金の助成を行う) ・緑の担い手育成対策事業(森林組合の作業班が加入する社会保険掛金の助成を行う)	林業労働者の福祉の向上と定着化を図る	16,148
			平成25年度	・林業労働者新共済事業(林業退職金掛金の助成を行う) ・緑の担い手育成対策事業(森林組合の作業班が加入する社会保険掛金の助成を行う)	林業労働者の福祉の向上と定着化を図る	16,148
			平成26年度	・林業労働者新共済事業(林業退職金掛金の助成を行う) ・緑の担い手育成対策事業(森林組合の作業班が加入する社会保険掛金の助成を行う)	林業労働者の福祉の向上と定着化を図る	16,148
具体的な実施内容	林業労働者の福祉向上のため、次の事業により安定した社会保障を支援する。 ・林業労働者新共済事業(林業退職金掛金の助成を行う) ・緑の担い手育成対策事業(森林組合の作業班が加入する社会保険掛金の助成を行う)					
事業の目的	林業労働者の支援。					
事業の効果	林業労働者の確保・育成、労働条件の改善。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	林道・作業道事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	森林法			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		南丹市林道管理条例			
	(4)林業		南丹市林業振興事業			
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	森林施業区域の維持管理等には、作業路網の整備が必要である。また、開設されている林道、作業道は維持管理に経費が必要となる。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		19,700	
			平成24年度	府営林道開設負担金。林業作業道の新設及び、林道・作業道の維持修繕に対しその経費を助成する。直轄林道の維持修繕工事を実施する。	作業路網の整備により、森林施業区域の拡大が期待され、森林の適正管理につながる。林道、作業道維持管理経費に補助を行うことにより、林業経営の安定化を図る。	26,650
			平成25年度	府営林道開設負担金。林業作業道の新設及び、林道・作業道の維持修繕に対しその経費を助成する。直轄林道の維持修繕工事を実施する。	作業路網の整備により、森林施業区域の拡大が期待され、森林の適正管理につながる。林道、作業道維持管理経費に補助を行うことにより、林業経営の安定化を図る。	20,650
			平成26年度	林業作業道の新設及び、林道・作業道の維持修繕に対しその経費を助成する。直轄林道の維持修繕工事を実施する。	作業路網の整備により、森林施業区域の拡大が期待され、森林の適正管理につながる。林道、作業道維持管理経費に補助を行うことにより、林業経営の安定化を図る。	10,050
具体的な実施内容	流域単位での森林整備を促進するため、府営林道事業に対する負担金を支出する。林道・作業道の維持修繕事業助成(事業主体:地元関係者)を行う。林業作業道の新設事業助成(事業主体:地元関係者)市直轄林道の維持修繕工事を行う。					
事業の目的	林業作業道の新設、維持修繕に補助を行うと共に、直轄林道の維持修繕を行い、林業経営の安定化を図る。					
事業の効果	森林の適正管理及び林業振興が図られる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	捕獲獣利活用事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市林業振興事業補助金交付要綱			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(5)野生鳥獣被害等への対策					
事業計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	有害鳥獣として捕獲されたシカの利活用が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		0	
			平成24年度	シカ肉の普及・啓発	シカ肉の需要拡大 観光資源として地域の活性化に期待が膨らむ	0
			平成25年度	シカ肉の普及・啓発	シカ肉の需要拡大 観光資源として地域の活性化に期待が膨らむ	0
			平成26年度	シカ肉の普及・啓発	シカ肉の需要拡大 観光資源として地域の活性化に期待が膨らむ	0
具体的な実施内容	有害鳥獣として捕獲されたシカを有効活用し、地域特産品としての普及・啓発活動に努める。					
事業の目的	シカ肉利活用。					
事業の効果	シカ肉需要拡大。 ・観光資源として地域の活性化に期待が膨らむ					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	有害鳥獣捕獲対策事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる					
	(5)野生鳥獣被害等への対策					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	有害鳥獣による、農林水産物等の被害が増加している。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		42,032	
			平成24年度	有害鳥獣の直接捕獲 狩猟免許資格取得に係る経費の助成	有害鳥獣による、農林水産物等の被害蔓延防止	42,032
			平成25年度	有害鳥獣の直接捕獲 狩猟免許資格取得に係る経費の助成	有害鳥獣による、農林水産物等の被害蔓延防止	42,032
			平成26年度	有害鳥獣の直接捕獲 狩猟免許資格取得に係る経費の助成	有害鳥獣による、農林水産物等の被害蔓延防止	42,032
具体的な実施内容	有害鳥獣直接捕獲対策として、市猟友会に捕獲を委託する。 捕獲班員の確保のため、狩猟免許資格取得に係る経費の一部を助成する。					
事業の目的	農林水産物等の被害防止。					
事業の効果	被害の蔓延防止を図る。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農林整備課

(単位:千円)

事業名	有害鳥獣防除施設設置事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市有害鳥獣防除施設設置事業費補助金交付要綱			
	3 南丹ブランドの「ほんまもん」をつくる		鳥獣被害防止特別措置法			
	(5)野生鳥獣被害等への対策					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	有害鳥獣による農林水産物等の被害が増加している。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		62,200	
			平成24年度	・農家組合等が事業主体となり実施する、有害鳥獣防除施設の設置に係る資材費の一部を助成する L= 15km ・国の鳥獣害防止総合対策事業を活用し、市が事業主体となり防除施設の設置を実施する L=70km	防除施設L=85kmを設置し、農林水産物等の被害蔓延防止を図る。	62,200
			平成25年度	・農家組合等が事業主体となり実施する、有害鳥獣防除施設の設置に係る資材費の一部を助成する L= 15km ・国の鳥獣害防止総合対策事業を活用し、市が事業主体となり防除施設の設置を実施する L=70km	防除施設L=85kmを設置し、農林水産物等の被害蔓延防止を図る。	62,200
			平成26年度	・農家組合等が事業主体となり実施する、有害鳥獣防除施設の設置に係る資材費の一部を助成する L= 15km ・国の鳥獣害防止総合対策事業を活用し、市が事業主体となり防除施設の設置を実施する L=70km	防除施設L=85kmを設置し、農林水産物等の被害蔓延防止を図る。	62,200
具体的な実施内容	農家組合等が事業主体となり実施する、有害鳥獣防除施設(電気柵・金網フェンス等)の設置に係る資材費の一部を助成する。 国の鳥獣害防止総合対策事業を活用し、市が事業主体となり防除施設の設置を実施する。					
事業の目的	農林水産物等の被害防止。					
事業の効果	被害の蔓延防止を図る。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	観光協会事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	観光立国推進基本法			
	4 ひとを温かく迎える					
	(1)観光ネットワーク					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市の知名度の向上と市内への観光客の増加を図ることにより地域経済への波及効果を高める必要がある。4つの観光協会で分散している観光事業を南丹市として一つに集約する必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		6,760	
			平成24年度	各観光協会への運営及び事業実施に係る補助 ・美山町観光協会 ・日吉町観光協会 ・八木町観光協会 ・るり溪観光協会 南丹市の観光を集約していくための南丹市観光ネットワーク(仮称)設置をし、観光情報の集約と提供、PR 事業を行う。	市の知名度の向上と集客による地域経済への波及	8,523
			平成25年度	各観光協会への運営及び事業実施に係る補助 ・美山町観光協会 ・日吉町観光協会 ・八木町観光協会 ・るり溪観光協会 南丹市観光ネットワーク(仮称)によるオール南丹での観光振興。	市の知名度の向上と集客による地域経済への波及	8,523
			平成26年度	各観光協会への運営及び事業実施に係る補助 ・美山町観光協会 ・日吉町観光協会 ・八木町観光協会 ・るり溪観光協会 南丹市観光ネットワーク(仮称)によるオール南丹での観光振興。	市の知名度の向上と集客による地域経済への波及	8,523
具体的な実施内容	観光地としての南丹市のレベルアップと知名度の向上を図り、観光ネットワーク体制を確立するため、市内の観光協会の運営及び事業実施を支援する。4つの観光協会が実施している観光宣伝事業を南丹市全域として集約していくための南丹市観光協会ネットワーク(仮称)を設置する。					
事業の目的	市内観光協会の円滑な運営と事業実施を図るとともに、一元的に南丹市の観光宣伝を行う組織作りをする。					
事業の効果	観光協会が円滑に事業実施することで、より地域に根付いたもてなしや体験による集客、地元経済への波及が図れる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	美山かやぶき美術館管理運営事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市かやぶき美術館条例			
	4 ひとを温かく迎える					
	(2)観光施設及び周辺整備					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	美山町域内においては、市所有の唯一の美術館・資料館であり、芸術・文化の拠点として、また都市交流・観光の拠点としてその役割を果たしているが、施設の老朽化が進み、茅葺屋根の損傷や瓦部分のひび割れなど、緊急に修繕が必要な状況である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		310	
			平成24年度	周辺の環境整備(草刈・植木剪定等)施設館内の警備保障 かやぶき美術館屋根の修繕(葺き替え)	周辺の環境整備(草刈・植木剪定等)施設館内の警備保障 かやぶき屋根部の修繕 上記事業の実施により、安全かつ最適な施設となり、観光客誘致につなげる	16,310
			平成25年度	周辺の環境整備(草刈・植木剪定等)施設館内の警備保障	周辺の環境整備(草刈・植木剪定等)施設館内の警備保障 トイレ修繕 上記事業の実施により、安全かつ最適な施設となり、観光客誘致につなげる	1,000
			平成26年度	周辺の環境整備(草刈・植木剪定等)施設館内の警備保障	周辺の環境整備(草刈・植木剪定等)施設館内の警備保障 上記事業の実施により、安全かつ最適な施設となり、観光客誘致につなげる	310
具体的な実施内容	美山地域における文化・美術情報の発信拠点施設であるかやぶき美術館の管理運営を、指定管理委託で実施する。 美山地域の特長であるかやぶき屋根の施設であり、周辺の景観環境整備と、魅力の向上のため、必要な修繕を行う。					
事業の目的	施設周辺の景観環境を整備し、良好な維持管理を行うことにより、集客増を図る。 また、これらの施設整備により、作家等に納得して出展いただけるだけの条件整備を図ることを目指すものである。					
事業の効果	美術館としての価値を高めて展示作家への依頼・交渉を良好に進め、魅力ある企画展が提供できる。また、周辺及び施設の景観保全により、美山地域の特長を活かした「自然の癒し、茅葺民家の癒し」を提供できる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	美山町自然文化村推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	4 ひとを温かく迎える					
	(2)観光施設及び周辺整備					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	都市と農村交流を目的に建設された文化村も年数の経過とともに老朽化が進み、大規模な改修が必要となっている。併せて、施設管理を有償にておこなってもらおう。		平成23年度 予算現額			5,000
			平成24年度	施設管理に係る指定管理委託料	経費の一部を支払うことで、施設管理に必要な職員の配置や管理ができ、利用者の増加につながる。	5,000
具体的な実施内容	施設管理に係る委託料		平成25年度	施設管理に係る指定管理委託料	経費の一部を支払うことで、施設管理に必要な職員の配置や管理ができ、利用者の増加につながる。	5,000
事業の目的	健全な施設管理のため、施設管理に係る経費の一部を委託料として支払う。		平成26年度	施設管理に係る指定管理委託料	経費の一部を支払うことで、施設管理に必要な職員の配置や管理ができ、利用者の増加につながる。	5,000
事業の効果	経費の一部を支払うことで、施設管理に必要な職員の配置や管理ができ、利用者の増加につながる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	観光イベント振興事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	観光立国推進基本法			
	4 ひとを温かく迎える					
	(3)イベント運営					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	観光客を誘客し、地域を活性化できる魅力あるイベントを開催していくためには、イベント運営の安定化を図る支援が必要。 商工会の合併により、商工会主催イベントについては、見直しが進められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		7,160	
			平成24年度	観光イベント開催に対する支援	イベントの実施により、観光入込客の増加と本市の農林産物並びに特産品等による観光消費額の増加を図る。	8,128
			平成25年度	観光イベント開催に対する支援	イベントの実施により、観光入込客の増加と本市の農林産物並びに特産品等による観光消費額の増加を図る。	8,128
			平成26年度	観光イベント開催に対する支援	イベントの実施により、観光入込客の増加と本市の農林産物並びに特産品等による観光消費額の増加を図る。	8,128
具体的な実施内容	市民の地域への誇りや一体感を高め、観光客の集客による地域の活性化につなげるため、商工会や実行委員会が主催する観光イベントに対し支援を行う。					
事業の目的	観光イベント振興事業の実施により、本市の観光PR及び地域の活性化を図る。					
事業の効果	イベントの実施により、観光入込客の増加と本市の農林産物並びに特産品等による観光消費額の増加を図る。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 地域振興課

(単位:千円)

事業名	地域振興イベント開催支援事業		細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等			
	4 ひとを温かく迎える					
	(3)イベント運営					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	地域振興をはじめ市民交流促進による市民の一体感醸成を図ることが必要。また都市との交流等広く本市の魅力を発信し、地域経済活性化に繋がるイベントを実施。		平成23年度 予算現額		4,900	
			平成24年度	全市的で魅力ある地域振興イベントを実施。	地域振興と活性化、市民交流、都市交流の促進。 参加者数30,000人	4,900
			平成25年度	全市的で魅力ある地域振興イベントを実施。	地域振興と活性化、市民交流、都市交流の促進。 参加者数30,000人	4,900
			平成26年度	全市的で魅力ある地域振興イベントを実施。	地域振興と活性化、市民交流、都市交流の促進。 参加者数30,000人	4,900
具体的な実施内容	市民の参加・交流を促進するため、地域振興イベントを開催する実行委員会に補助金を交付し、市民の取り組みを支援する。 市民交流による一体感醸成と都市との交流による南丹市の魅力発信に繋がるイベントの企画・開催を支援。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	南丹市の地域資源や特色を活かしたイベント開催を通じて地域振興や市民交流、都市交流の促進を図る。					
事業の効果	様々な交流を促進し、南丹市の大きな魅力を発信することで住んでいて良かったと誇れる郷土愛を育み、市民に元気と活力をもたらすことができる。					
事業の位置づけ						

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	観光宣伝事業	細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	観光立国推進基本法		
	4 ひとを温かく迎える				
	(4)情報発信とPR				
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	合併により「南丹市」となったが、知名度はまだ低い。南丹市全域を宣伝・PRするための組織体制が成熟しておらず、他に宣伝を行う事業がない。広範囲に点在する観光資源をどのように活かし集客していくか。	平成23年度 予算現額			3,500
		平成24年度	観光パンフレット等観光案内資料の作成 観光キャンペーンの実施 観光情報の発信・整理・HPの充実	観光入込客数の増加 地域経済の活性化	4,100
		平成25年度	観光パンフレット等観光案内資料の作成 観光キャンペーンの実施 観光情報の発信・整理・HPの充実	観光入込客数の増加 地域経済の活性化	4,100
		平成26年度	観光パンフレット等観光案内資料の作成 観光キャンペーンの実施 観光情報の発信・整理・HPの充実	観光入込客数の増加 地域経済の活性化	4,100
具体的な実施内容	全国的に知名度があり、旧町の中でも先進的な観光地として事業を行ってきた美山のネットワークを活かしながら、「かやぶきの里・美山」のある南丹市として、美山を軸とした市域全体の観光資源のPRを行い、誘客を図る。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	南丹市にある観光資源をPRし、入込客の増につなげる。				
事業の効果	観光入込客が増加することにより、観光消費額の増加など、地域経済への波及効果もある。				

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：日吉支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	スプリングスひよし管理運営推進事業		細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例				
	4 ひとを温かく迎える			南丹市スプリングスひよし条例				
	(5)温泉の活用			南丹市スプリングスひよし条例施行規則				
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	日吉地域の観光振興の中心的な施設で、年間約30万人の来場者がありその役割を果たしているが、開業から10年経過し、経年劣化による修繕料が年々増加している。指定管理者においても、これらのことにより経営を圧迫している。		平成23年度 予算現額			46,500		
			各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成24年度	指定管理者による施設の運営管理 温泉ポンプ揚湯機の定期点検	年間利用者数30万人以上を維持するとともに、さらに利用者の増加が期待できる。	63,500	
					平成25年度	指定管理者による施設の運営管理	年間利用者数30万人以上を維持するとともに、さらに利用者の増加が期待できる。	51,500
						平成26年度	指定管理者による施設の運営管理 温泉ポンプ揚湯機の定期点検	年間利用者数30万人以上を維持するとともに、さらに利用者の増加が期待できる。
具体的な実施内容	指定管理者の運営により、温泉・温水プール・体育館・レストラン・物販施設などを開設し、市民の健康増進と福祉の向上を図っている。また、日吉温泉として市外からも多くの観光客の来場があり、南丹市の観光拠点の一つとして観光振興を図っていく。							
事業の目的	ひよし温泉の利用とスポーツ活動を通して市民の健康増進、福祉の向上を図るとともに、日吉ダム周辺の玄関口として市内で生産される農林産物などの提供やイベントを開催し、市の観光振興に寄与する。							
事業の効果	観光振興と健康増進が図れる。							

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：八木支所 産業建設課

(単位:千円)

事業名	観光施設管理事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	4 ひとを温かく迎える					
	(5)温泉の活用					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	八木温泉スタンドの水質検査をはじめとする保守管理を行い観光資源としての温泉の活用が求められる。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		1,908	
			平成24年度	八木温泉スタンドの維持管理を行う。	温泉スタンドの活用で観光基盤の強化が図れる。	1,781
			平成25年度	八木温泉スタンドの維持管理を行う。	温泉スタンドの活用で観光基盤の強化が図れる。	1,781
			平成26年度	八木温泉スタンドの維持管理を行う。	温泉スタンドの活用で観光基盤の強化が図れる。	1,781
具体的な実施内容	温泉スタンドの維持管理等を行う。					
事業の目的	八木温泉スタンドの活用で、観光基盤の強化を図る。					
事業の効果	温泉を使った健康利用増進が図られる。また、施設の維持管理に努める。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	内水面漁業振興対策事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	水産業協同組合法			
	4 ひとを温かく迎える					
	(6)観光漁業					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	レクリエーションの多様化などから若年層の釣り離れが進み、入漁者が減少している。	平成23年度 予算現額			13,304	
		平成24年度	漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図る事業に対する支援	観光入込客の増加	13,304	
			平成25年度	漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図る事業に対する支援		観光入込客の増加
				平成26年度		漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図る事業に対する支援
具体的な実施内容	清流での釣りの観光入込客を増加させるとともに食材等の提供により観光振興を図るため、漁業協同組合が、アユ、アマゴ、ウナギなどの稚魚を放流し、水産資源の増殖を図る事業に対し支援する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				
事業の目的	水産業の振興を図ることによって観光入込客の増加を図り、地域経済を発展させる。					
事業の効果	観光入込客の増加及び地域経済の活性化が図れる。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	山村留学事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	南丹市子供等自然環境知識習得施設条例			
	4 ひとを温かく迎える					
	(7)交流事業					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	少子高齢化が進む南丹市美山町知井小学校区において、都市住民との交流を行うことにより、地域の活性化を図る必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		12,519	
			平成24年度	南丹市美山山村留学センター(四季の里)を核とし、都市の児童を対象として、山村留学の受入を行う。	へき地校教育の充実と地域の活性化が図れる。	12,593
			平成25年度	南丹市美山山村留学センター(四季の里)を核とし、都市の児童を対象として、山村留学の受入を行う。	へき地校教育の充実と地域の活性化が図れる。	12,593
			平成26年度	南丹市美山山村留学センター(四季の里)を核とし、都市の児童を対象として、山村留学の受入を行う。	へき地校教育の充実と地域の活性化が図れる。	12,593
具体的な実施内容	南丹市美山山村留学センター(四季の里)を核とし、都市の児童を対象として、異なる環境で育ち教育を受けた児童がともに共同生活を送ることにより、視野を広げ刺激しあい、切磋琢磨しながら自然環境の知識を深め、新しい感覚や考え方をお互いに学びあい、友情を育むことによって青少年の健全な育成を図る。					
事業の目的	地域振興の観点から、美山町知井小学校区においては都市の児童生徒を対象として長期短期留学制度の確立と、自然環境の知識をふかめ、併せて都市と農村の交流を図る。					
事業の効果	へき地校教育の充実と地域の活性化を図れる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 産業建設課

(単位:千円)

事業名	都市と農村との交流事業	細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等			
	4 ひとを温かく迎える				
	(7)交流事業				
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	平成15年度より実施。全国の旅行会社と提携して修学旅行と農村交流を組み合わせた独特のプランを提供し、好評を得ている。受入体制から年度内の実施本数が限られている。	平成23年度 予算現額			212
		平成24年度	旅行会社への情報提供及び調整協議を行う。 地元や関係機関との連携により農村体験を企画推進し、修学旅行生の受入を行う	3校 300名	212
		平成25年度	旅行会社への情報提供及び調整協議を行う。 地元や関係機関との連携により農村体験を企画推進し、修学旅行生の受入を行う	4校 500名	212
		平成26年度	旅行会社への情報提供及び調整協議を行う。 地元や関係機関との連携により農村体験を企画推進し、修学旅行生の受入を行う	4校 500名	212
具体的な実施内容	全国の旅行会社と提携し、修学旅行と農村交流を組み合わせた独特のプランを提供して、修学旅行生を受け入れ、観光客の増加を図る。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	修学旅行という学校生活における思い出の体験の場に農村体験を組み込むことによって、思い出の場所として深く印象づけるとともに、観光会社へのPRにより観光客の誘致を図る。				
事業の効果	来市による地域への経済波及効果と旅行会社を通じた全国的なPRによる観光誘致。				

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	伝統文化継承事業	細事業名	文化資料保全補助事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	文化財保護法			
	5 伝統文化を継承する		南丹市文化資料保全等補助金交付要綱			
	(1)歴史文化遺産の調査と保全					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	文化財を次世代へ継承していくことは困難が伴い、補助金をはじめとする支援を要する	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		1,500	
			平成24年度	・国指定文化財維持管理事業への補助 ・府指定文化財維持管理事業への補助 ・未指定文化財の保全に係る補助	修理等の保全事業に対し、指導助言を行うとともに補助金要綱に基づき支援を行う	2,000
			平成25年度	・国指定文化財維持管理事業への補助 ・府指定文化財維持管理事業への補助 ・未指定文化財の保全に係る補助	修理等の保全事業に対し、指導助言を行うとともに補助金要綱に基づき支援を行う	2,000
			平成26年度	・国指定文化財維持管理事業への補助 ・府指定文化財維持管理事業への補助 ・未指定文化財の保全に係る補助	修理等の保全事業に対し、指導助言を行うとともに補助金要綱に基づき支援を行う	2,000
具体的な実施内容	文化資料保全に係る事業で、国・府指定文化財関係者及び未指定文化財関係者に対して文化資料の保全に係る費用の一部を補助する。					
事業の目的	事業者が実施する文化財の保全事業に対して支援する					
事業の効果	貴重な文化的価値のある文化財の保全が図られるとともに地元にある文化財の再発見につながる					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	伝統文化継承事業	細事業名	埋蔵文化財調査事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	5 伝統文化を継承する					
	(1)歴史文化遺産の調査と保全					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度					
現状の課題	埋蔵文化財は地下に埋もれているため各種開発との調整を図ることが難しい。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
			平成23年度 予算現額			3,050
			平成24年度	・遺跡調査 ・出土遺物保存処理	開発事業と文化財保護行政との円滑な調整	2,000
			平成25年度	・遺跡調査 ・出土遺物保存処理	開発事業と文化財保護行政との円滑な調整	2,000
平成26年度	・遺跡調査 ・出土遺物保存処理	開発事業と文化財保護行政との円滑な調整	2,000			
具体的な実施内容	埋蔵文化財の発掘調査や出土遺物の保存処理を行う					
事業の目的	埋蔵文化財の保存と活用					
事業の効果	開発事業との円滑な調整					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	伝統文化活用事業	細事業名	資料館展示事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	博物館法			
	5 伝統文化を継承する		南丹市立文化博物館条例			
	(2)歴史文化遺産の周知と活用		南丹市郷土資料館条例			
事業計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	博物館・資料館は市内の歴史・文化・民俗・自然等に関する資料を収集し、保管・展示して教育的配慮の下に広く市民の利用に供することを目的とするが、市域が広く、調査員も限られていることから、悉皆的な調査が行えていない。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		2,964	
			平成24年度	◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会の実施 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施	◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会を開催することにより、市民の文化への関心と地域への愛着を醸成することができる。 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施することにより、地域の文化を理解することができる。	3,148
			平成25年度	◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会の実施 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施	◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会を開催することにより、市民の文化への関心と地域への愛着を醸成することができる。 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施することにより、地域の文化を理解することができる。	3,148
			平成26年度	◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会の実施 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施	◆文化博物館 南丹市全域に係る展示会を開催することにより、市民の文化への関心と地域への愛着を醸成することができる。 ◆郷土資料館 南丹市日吉町に係る展示会の実施することにより、地域の文化を理解することができる。	3,148
具体的な実施内容	南丹市内の歴史・芸術・民俗・産業・自然科学等に関する資料を収集し、保管し、展示する。					
事業の目的	失われつつある南丹市内の文化と歴史を南丹市民を含め広く内外に広める。					
事業の効果	地域の歴史文化の理解に欠くことのできない、歴史的・文化的遺産を保存し、次世代に継承することにより、住民の郷土への関心と愛着を醸成し、まちづくりに寄与することができる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	伝統文化活用事業	細事業名	重伝建地区保存修理補助事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	文化財保護法			
	5 伝統文化を継承する		南丹市伝統的建造物群保存地区保存条例			
	(2)歴史文化遺産の周知と活用		南丹市伝統的建造物群保存地区補助金交付要綱			
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	かやぶき民家については、指定地区住民の理解と認識のもと、計画的かつ専門的な保全・整備の推進と充実が不可欠である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		3,000	
			平成24年度	重伝建地区に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する	北山型住宅の保存・再生により美しい町並みと集落景観を保全する	3,000
			平成25年度	重伝建地区に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する	北山型住宅の保存・再生により美しい町並みと集落景観を保全する	7,000
			平成26年度	重伝建地区に現存する北山型住宅のかやぶき屋根の葺き替え修理の一部を補助する	北山型住宅の保存・再生により美しい町並みと集落景観を保全する	7,000
具体的な実施内容	重要伝統的建造物群保存地区の選定を受けている美山町北地区について、地区内の建造物等の保全支援のため、かやぶき屋根等修理の一部を補助する。					
事業の目的	北山型住宅の保全・再生を図る。					
事業の効果	全国的に価値ある北山型住宅の美しい町並みと集落景観が保全できる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	伝統文化活用事業	細事業名	重要文化財管理公開事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	文化財保護法			
	5 伝統文化を継承する					
	(2)歴史文化遺産の周知と活用					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	貴重な重要文化財である石田家住宅については有者が不在のため良好な保存が必要である。		平成23年度 予算現額			51
			平成24年度	重要文化財「石田家」住宅管理	重要文化財の的確な保全	51
			平成25年度	重要文化財「石田家」住宅管理	重要文化財の的確な保全	60
			平成26年度	重要文化財「石田家」住宅管理	重要文化財の的確な保全	60
具体的な実施内容	文化遺産の保全と活用に資するため、重要文化財で美山町にある「石田家」住宅の委託管理と公開を行う。					
事業の目的	重要文化財「石田家」住宅管理。					
事業の効果	重要文化財の的確な保全。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 道路河川課

(単位:千円)

事業名	河川改修事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等				
	6 暮らしの安全と安心を守る					
	(1) 治山・治水					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	川幅が狭く、大部分が天井川であり、堤防等の老朽化が著しいため、増水のたびに氾濫している状況である。また、平成12年度より流域区域において、「区画整理事業」、「ほ場整備事業」が計画されており、これに併せた河川改修を早急に進めて行く必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		7,000	
			平成24年度	○用地費 用地購入	事業効果の早期発現を図るため、早期完成を目指す。	48,200
			平成25年度	○用地費 用地購入	事業効果の早期発現を図るため、早期完成を目指す。	99,200
			平成26年度	○用地費 用地購入 ○工事費 護岸工、護床工	事業効果の早期発現を図るため、早期完成を目指す。	84,200
具体的な実施内容	準用河川板野川 工事延長:L=1,800m 築堤護岸:A=12,900㎡ 橋梁工:5基(道路橋4基、JR橋1基) 全体事業費:1,900,000千円					
事業の目的	効率的で効果的な土木行政(道路河川事業)を確立する。					
事業の効果	「区画整理事業」及び「ほ場整備事業」の2事業と併せた効率的な河川改修を進め、治水安全度の向上とともに河川環境の保全、優良農地の保全が図れる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 社会福祉課

(単位:千円)

事業名	災害時要援護者台帳整備事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等					
	6 暮らしの安全と安心を守る						
	(2)防災体制						
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	少子高齢化の進行により、地域の助け合いや関係機関のネットワーク構築など、地域の支えあいの仕組みづくりが求められている。		平成23年度	予算現額			3,213
			平成24年度	台帳の更新 要援護者の支援体制の整備	災害時の要援護者の支援と地域自主防災組織の育成。 日ごろの見守りや、災害時の支援等の資料として活用することにより、地域福祉の推進を図る。	213	
			平成25年度	台帳の更新 要援護者の支援体制の整備	災害時の要援護者の支援と地域自主防災組織の育成。 日ごろの見守りや、災害時の支援等の資料として活用することにより、地域福祉の推進を図る。	213	
			平成26年度	台帳の更新 要援護者の支援体制の整備	災害時の要援護者の支援と地域自主防災組織の育成。 日ごろの見守りや、災害時の支援等の資料として活用することにより、地域福祉の推進を図る。	213	
具体的な実施内容	災害時要援護者対策として、「南丹市たすけあいネットワーク制度」を創設し、具体的な取り組みとして台帳・マップを作成し、南丹市内の消防署、消防団、警察署、社会福祉協議会、民生児童委員、地域自治区へ配備する。 要援護者の支援体制の整備を図る。						
事業の目的	災害発生時における要援護者の迅速な把握、支援ができるようにするため、必要な情報を共有することにより、地域で安心して暮らせる支援体制の整備を図る。						
事業の効果	日ごろの見守りや、災害時の支援等の資料として活用することにより、地域福祉の推進を図る。また、地域の自主防災組織の育成強化を図る。						

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 住宅課

(単位:千円)

事業名	住宅耐震化事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	建築物の耐震改修の促進に関する法律			
	6 暮らしの安全と安心を守る		南丹市建物耐震改修促進計画			
	(2)防災体制					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	近年の地震では、住宅の倒壊により多数の人的被害がでています。倒壊した住宅の多くは、昭和56年以前に建てられ、現在の新耐震基準に適合していないものです。	平成23年度 予算現額			2,088	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成24年度	○木造住宅耐震診断の実施 ○木造住宅耐震改修の実施	○木造住宅耐震診断を10件の実施を目指す ○木造住宅耐震改修を5件の実施を目指す	4,930
			平成25年度	○木造住宅耐震診断の実施 ○木造住宅耐震改修の実施	○木造住宅耐震診断を15件の実施を目指す ○木造住宅耐震改修を10件の実施を目指す	9,480
			平成26年度	○木造住宅耐震診断の実施 ○木造住宅耐震改修の実施	○木造住宅耐震診断を15件の実施を目指す ○木造住宅耐震改修を10件の実施を目指す	9,480
具体的な実施内容	旧耐震基準の一般木造住宅に関し、耐震診断に係る経費の大部分を市が負担する制度を設けることにより、自宅の耐震強度に関する住民の不安を軽減するとともに、その結果を踏まえ対策を講じてもらうことにより、地域全体の震災時の被害軽減につなげる。					
事業の目的	地震の際の住宅・建築物の倒壊等による被害の軽減を図り、木造住宅・建築物の耐震性の向上に資する。					
事業の効果	住民の不安を軽減するとともに、地域全体の震災時の被害軽減につなげる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	防災訓練事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	災害対策基本法			
	6 暮らしの安全と安心を守る		南丹市地域防災計画			
	(2)防災体制					
事業計画期間	平成 25 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	大規模災害発生時における防災活動の円滑な実施が求められている。		平成23年度 予算現額			3,000
			平成24年度			0
具体的な実施内容	大規模災害発生時における防災活動の円滑な実施を期するため、市民の自主防災体制の確立に重点を置き、市民の主体的な参加により、応急対策活動の充実強化及び自主防災意識の徹底が図られる訓練を実施する。		平成25年度	大規模災害発生時における防災活動の円滑な実施を期するため、市民の自主防災体制の確立に重点を置き、市民の主体的な参加により実施し、応急対策活動の充実強化及び自主防災意識の徹底が図られる訓練を実施する。	実働訓練を実施することにより、防災対策の確立と防災意識の高揚を目指す。	3,300
事業の目的	体験型訓練及び防災関係の展示・啓発を実施することにより、市民一人ひとりの防災意識の高揚と防災行動力の向上を図る。		平成26年度			0
事業の効果	防災対策の確立と防災意識の高揚。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	防災推進事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	災害対策基本法				
	6 暮らしの安全と安心を守る		南丹市地域防災計画				
	(2)防災体制						
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	災害時の応急対策と災害に対する備えが求められている。		平成23年度	予算現額			1,580
			平成24年度	災害時の生活必需品等を備蓄 防災パトロールの実施	災害時の緊急食料の備蓄を5ヶ年計画で計画的に更新していく。また市内の危険箇所について、防災関係機関により、相互に確認をし防災態勢を構築する。	1,600	
具体的な実施内容	災害時防災用備蓄品の購入と防災パトロールの実施。		平成25年度	災害時の生活必需品等を備蓄 防災パトロールの実施	災害時の緊急食料の備蓄を5ヶ年計画で計画的に更新していく。また市内の危険箇所について、防災関係機関により、相互に確認をし防災態勢を構築する。	1,600	
事業の目的	災害時において、生活必需品等を備蓄することによって被災者を保護する。		平成26年度	災害時の生活必需品等を備蓄 防災パトロールの実施	災害時の緊急食料の備蓄を5ヶ年計画で計画的に更新していく。また市内の危険箇所について、防災関係機関により、相互に確認をし防災態勢を構築する。	1,600	
事業の効果	災害時の応急対策を円滑にし、被災者の生命維持のための食料等の確保。						

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	消防施設等整備補助事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	消防法			
	6 暮らしの安全と安心を守る		南丹市消防団規則			
	(3)防災情報システムと防災設備		南丹市消防施設等整備補助金交付要綱			
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	消防防災設備等の地域の経費を軽減する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		10,600	
			平成24年度	各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を補助	地域の消防施設及び機械器具の整備拡充	10,600
			平成25年度	各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を補助	地域の消防施設及び機械器具の整備拡充	10,600
			平成26年度	各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を補助	地域の消防施設及び機械器具の整備拡充	10,600
具体的な実施内容	自主防災の推進を図るため、各地域の消防施設及び機械器具の整備拡充に要する経費の一部を南丹市消防施設等整備補助金交付要綱に基づき補助する。					
事業の目的	各地域の消防施設及び機械器具の整備・拡充を図り、自主防災活動を推進する。					
事業の効果	各地域の消防施設及び機械器具の整備・拡充を図り、自主防災活動の推進が図れる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	消防資機材・消防水利整備事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	消防組織法			
	6 暮らしの安全と安心を守る		消防施設強化促進法			
	(3)防災情報システムと防災設備		京都府地域防災力総合支援事業補助金要綱			
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	ポンプ自動車やポンプ積載車の更新及び消防水利の確保が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		33,970	
			平成24年度	小型動力消防ポンプ、ポンプ自動車、ポンプ積載車等の消防資機材を更新する。また、火災発生時における消防水利を確保するため、消火栓及び、耐震性貯水槽の増設、既設防火水槽の再整備を推進する。	消防資機材の整備により消防力が向上し、迅速かつ的確な消防活動が展開できる。水利不足地域の抜本的解消及び消防力の向上。	84,800
			平成25年度	小型動力消防ポンプ、ポンプ自動車、ポンプ積載車等の消防資機材を更新する。また、火災発生時における消防水利を確保するため、消火栓及び、耐震性貯水槽の増設、既設防火水槽の再整備を推進する。	消防資機材の整備により消防力が向上し、迅速かつ的確な消防活動が展開できる。水利不足地域の抜本的解消及び消防力の向上。	66,050
			平成26年度	小型動力消防ポンプ、ポンプ自動車、ポンプ積載車等の消防資機材を更新する。また、火災発生時における消防水利を確保するため、消火栓及び、耐震性貯水槽の増設、既設防火水槽の再整備を推進する。	消防資機材の整備により消防力が向上し、迅速かつ的確な消防活動が展開できる。水利不足地域の抜本的解消及び消防力の向上。	78,950
具体的な実施内容	地域防災体制を強化し、消防力の向上を目的に、小型動力消防ポンプ、ポンプ自動車、ポンプ積載車等の消防資機材について、活動期間が一定経過したものから更新する。					
事業の目的	消防水利を含め、消防資機材を整備することによって、地域防災体制が強化し消防力を向上させる。					
事業の効果	消防資機材の整備は、消防力の向上につながり、消防団の迅速な消防活動が展開できる。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	防災ハザードマップ作成事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	災害対策基本法			
	6 暮らしの安全と安心を守る		南丹市防災会議設置条例			
	(3)防災情報システムと防災設備		南丹市地域防災計画			
事業計画期間	平成 25 年度 ~ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民に対して、災害危険箇所や避難所等の情報提供が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		0	
			平成24年度		0	
			平成25年度	災害、水害、土砂災害、地震被害等の情報見直しと避難所の見直しなどを検討しハザードマップを再整備する。	ハザードマップ見直しにより、更に詳細な情報を市民に提供し、防災意識の更なる高揚が図れる。	8,000
			平成26年度			0
具体的な実施内容	南丹市内の地震災害、水害、土砂災害などを対象とした区域を地図上に明記し、避難行動時の活用、災害学習、防災情報の整理などの活用目的に応じて利用できるようマップを作成する。					
事業の目的	災害の危険度を地図上に表し、地域における災害に対する備えの強化、住民の災害時の避難や危険回避などの自主的な行動を支援する。					
事業の効果	地域の災害危険性を認識し、災害発生時には迅速な避難行動や災害応急対応が実施できる。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	防災行政無線整備事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	災害対策基本法				
	6 暮らしの安全と安心を守る		南丹市地域防災計画				
	(3)防災情報システムと防災設備		南丹市行政用無線局運用管理規程				
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 24 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	大規模災害により伝送・伝達路が寸断された場合に備え、無線による情報伝達手段の確保が求められている。		平成23年度	予算現額			8,009
			平成24年度	災害時の緊急情報などが市民へ迅速に伝達できる同報系防災行政無線を園部町地域に導入する。	園部町全域に対して災害時等における情報提供など、行政情報を迅速に伝達することができ、市民の安心安全を確保することができる。	430,000	
			平成25年度			0	
事業の目的	防災情報、災害時の情報及び一般行政情報等の伝達を迅速に行うため、デジタル防災行政無線施設を整備する。また、全国瞬時警報システム(J-ALERT)を防災行政無線に接続し、緊急地震速報や弾道ミサイル情報等の時間的余裕のない緊急情報を市民に瞬時に伝達する。		平成26年度			0	
事業の効果	時間的に余裕のない緊急地震速報等の緊急情報を瞬時に伝達し、市民の安全を確保する。						
	災害時等における緊急情報を瞬時に伝達することができ、市民の安心安全を確保することができる。						

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 総務課、企画政策部 交通対策室

(単位:千円)

事業名	防犯・暴力追放等取組支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	道路交通法施行規則			
	6 暮らしの安全と安心を守る		南丹市公衆防犯灯設置要綱			
	(5)防犯対策					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	南丹市・船井郡管内における防犯及び暴力の追放に係る様々な施策を、民警一体のもとに取り組み、安全で安心なまちをつくることが求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		4,167	
			平成24年度	防犯・暴力追放における各種団体の取り組みを支援 必要箇所への公衆防犯灯の新設	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	4,167
			平成25年度	防犯・暴力追放における各種団体の取り組みを支援 必要箇所への公衆防犯灯の新設	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	4,167
			平成26年度	防犯・暴力追放における各種団体の取り組みを支援 必要箇所への公衆防犯灯の新設	安全で安心して暮らせるまちづくりの推進	4,167
具体的な実施内容	公衆防犯灯の新設や、防犯・暴力の追放における各団体の取り組みを支援する。					
事業の目的	防犯・暴力追放への取り組みや、公衆防犯灯の設置により、犯罪を未然に防ぎ、安全で安心して暮らせるまちづくりが推進できる。					
事業の効果	公衆防犯灯の設置や、各団体を支援し活動を充実させることにより、市民意識の高揚が図れるとともに、住民の不安が解消できる。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	消費生活啓発事業		細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る		根拠法令等	消費者基本法		
	6 暮らしの安全と安心を守る			消費者安全法		
	(6)消費者保護					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度		年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	全国的に高齢者等社会的弱者をねらった悪質商法等の消費者被害は後をたたない。南丹市内においても被害相談があるのが現状。市民からの相談の多くが京都府の相談機関で対応されているのが現状であるが、南丹市の相談窓口を充実強化することにより、市民がより利用しやすい身近な相談機関となる必要がある。		平成23年度	予算現額		661
			平成24年度	専門相談員による消費者相談の実施 広報媒体等による啓発	被害の減少 相談窓口等対応能力の向上 消費者の知識の向上により被害の防止を図る	1,502
			平成25年度	専門相談員による消費者相談の実施 広報媒体等による啓発	被害の減少 相談窓口等対応能力の向上 消費者の知識の向上により被害の防止を図る	1,500
			平成26年度	専門相談員による消費者相談の実施 広報媒体等による啓発	被害の減少 相談窓口等対応能力の向上 消費者の知識の向上により被害の防止を図る	1,500
具体的な実施内容	消費者被害に対応するため、専門相談員を配置し消費者相談を実施する。 身近な相談場所とするため、本庁だけでなく各支所に相談窓口を置き対応する。担当職員の対応能力向上のため研修に参加する。 消費者被害を未然防止するため、チラシ等による啓発を行う。		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	消費者被害の未然防止、早期発見・早期救済を図る。					
事業の効果	専門相談員を配置した消費生活相談を実施することで、消費者被害の早期発見、早期救済が図れる。 各支所に相談窓口を置くことで、身近な相談窓口として相談しやすい環境をつくれる。 消費者被害の実態や対策等について啓発することで、未然防止につながる。					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 道路河川課

(単位:千円)

事業名	管理台帳整備費（道路台帳）	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	道路法			
	6 暮らしの安全と安心を守る					
	(7)交通安全					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	府道からの移管替え及び新設・改良工事等による新規・変更認定路線を、その都度補正する必要がある。また、旧町ごとに整備方法が異なっており統一化できていない状況である	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		33,000	
			平成24年度	道路台帳統一に伴う路線調書等の変更に係るシステム補正業務	路線調書等のシステム補正を行うことにより、現況と相違ない台帳が作成できる。	27,000
			平成25年度	新規路線及び変更路線の異動を台帳に反映させるため補正業務を行う。	新規・変更等に併せ、図面及び調書を最新の情報にすることができる。	1,500
			平成26年度	新規路線及び変更路線の異動を台帳に反映させるため補正業務を行う。	新規・変更等に併せ、図面及び調書を最新の情報にすることができる。	1,500
具体的な実施内容	道路台帳の統一化に向けたシステム構築を行い、現況道路台帳図面並びに調書等をシステムに反映させる。					
事業の目的	道路台帳を最新の情報に補正することにより、各種管理情報を地理情報にて運用し、事務の効率化及び情報の高度利用が図られる。					
事業の効果	道路を管理するうえで必須で、交付税関係にも影響を及ぼす業務であり、各種申請に対して迅速に対応できる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 交通対策室

(単位:千円)

事業名	交通安全推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	地方自治法第2条2項			
	6 暮らしの安全と安心を守る		南丹市交通指導員設置条例			
	(7)交通安全					
事業計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	安全・安心なまちづくりに向けて、道路等における交通安全の保持及び事故防止を図り、交通事故による死傷者をなくする取り組みが必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		2,450	
			平成24年度	小・中学生の通学時等における交通指導(毎月1日・15日)を行う。	交通安全意識を向上させることで、交通事故の防止につながる。	2,450
			平成25年度	小・中学生の通学時等における交通指導(毎月1日・15日)を行う。	交通安全意識を向上させることで、交通事故の防止につながる。	2,450
			平成26年度	小・中学生の通学時等における交通指導(毎月1日・15日)を行う。	交通安全意識を向上させることで、交通事故の防止につながる。	2,450
具体的な実施内容	小・中学生の通学時等における交通指導(毎月1日・15日)を行う。					
事業の目的	安全・安心な交通社会の確立を図る。					
事業の効果	交通安全意識を向上させることで、交通事故の防止につながる。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 道路河川課

(単位:千円)

事業名	除雪機械購入事業	細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第2章 自然・文化・人を活かした郷を創る	根拠法令等	道路法		
	6 暮らしの安全と安心を守る				
	(7)交通安全				
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	美山管内の除雪作業については、市有車輛6台と民間借上車輛5台の計11台で実施しているが、車輛不足により作業が遅延している。また、土木業者が事業縮小している中で、借上車輛の老朽化による維持管理経費が増大し負担となっている。	平成23年度 予算現額			18,500
		平成24年度	除雪ドーザ 車輛購入 1台【美山】	早期の除雪作業完了による、生活道路の安全確保	13,500
		平成25年度	除雪ドーザ 車輛購入 1台【美山】	早期の除雪作業完了による、生活道路の安全確保	13,500
		平成26年度	除雪ドーザ 車輛購入 1台【美山】	早期の除雪作業完了による、生活道路の安全確保	13,500
具体的な実施内容	積雪観測員(6箇所)の配置により、積雪深が概ね10cm以上の場合に、除雪計画で定められた路線について作業を実施する。雪寒地域における道路の通行確保のため、除雪ドーザ車両を計画的に購入する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	民間所有車両の老朽化により維持管理経費が増大し負担となっていることから、市有車輛を順次増強し、オペレータとして作業委託し、現存車輛と併せ早期の除雪対応を行う。				
事業の効果	除雪ドーザ車輛の増強により、生活道路の安全確保が早期に確保が可能となる。				

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 交通対策室

(単位:千円)

事業名	広域アクセス道推進事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等				
	1 高速移動の網を広げる					
	(1)広域アクセスの強化					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	京阪神都市部へのアクセスの向上及び時間短縮を図るとともに、日本海側市町村とのアクセス強化についても取り組みが必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		0	
			平成24年度	鉄道や道路の整備促進事業に係る要望活動等の実施	京都縦貫自動車道の早期完成 山陰本線(園部以北)複線化の早期実現	0
			平成25年度	鉄道や道路の整備促進事業に係る要望活動等の実施	京都縦貫自動車道の早期完成 山陰本線(園部以北)複線化の早期実現	0
			平成26年度	鉄道や道路の整備促進事業に係る要望活動等の実施	京都縦貫自動車道の早期完成 山陰本線(園部以北)複線化の早期実現	0
具体的な実施内容	鉄道及び道路の利便性向上、アクセス強化に向け、近隣及び関係市町村との広域連携により、国・府に対して要望活動等を実施する。					
事業の目的	鉄道や道路の整備促進事業による南丹市の発展に寄与する。					
事業の効果	京阪神都市及び日本海側市町村へのアクセスが向上する。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 交通対策室

(単位:千円)

事業名	J R山陰本線利用促進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等				
	2 鉄道をさらに便利にする					
	(1)JR山陰本線の複線化					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	山陰本線における利用者の増加及び園部駅以北の複線化に向けた取り組みが必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		5,300	
			平成24年度	JRの広報媒体を活用して、南丹市の観光PRを継続的に行う。	南丹市への入り込み客数が増加することで、観光振興とともに山陰本線の利便性向上が図れる。	5,300
			平成25年度	JRの広報媒体を活用して、南丹市の観光PRを継続的に行う。	南丹市への入り込み客数が増加することで、観光振興とともに山陰本線の利便性向上が図れる。	5,300
			平成26年度	JRの広報媒体を活用して、南丹市の観光PRを継続的に行う。	南丹市への入り込み客数が増加することで、観光振興とともに山陰本線の利便性向上が図れる。	5,300
具体的な実施内容	JRの広報媒体を活用して、南丹市の観光PRを継続的に行う。					
事業の目的	観光PRによって乗降客数の増加を図り、園部駅以北の複線化を目指す。					
事業の効果	南丹市への入り込み客数が増加することで、観光振興とともに山陰本線の利便性向上が図れる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 交通対策室、八木支所 産業建設課

(単位:千円)

事業名	駅周辺整備・管理維持事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	南丹市自転車等駐車条例			
	2 鉄道をさらに便利にする					
	(2)鉄道を活かしたまちづくり					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	駅利用者等の利便性を確保し、駅周辺の環境保全や自転車等の駐車秩序の確立を図るため、園部駅周辺都市施設や園部駅・八木駅の自転車等駐車を適切に管理する必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		21,305	
			平成24年度	園部駅周辺の都市施設等(西口広場・西口公衆便所・西口及び東口エレベーター・自由通路)の維持管理を行うとともに、駐輪場施設(園部駅西口自転車等駐車場・八木駅前駐輪場)の維持管理及び施設利用者の受付精算業務を行う。	駅利用者等の利便性が確保でき、駅周辺の環境保全や自転車等の駐車秩序の確立が図れる。	20,916
			平成25年度	園部駅周辺の都市施設等(西口広場・西口公衆便所・西口及び東口エレベーター・自由通路)の維持管理を行うとともに、駐輪場施設(園部駅西口自転車等駐車場・八木駅前駐輪場)の維持管理及び施設利用者の受付精算業務を行う。	駅利用者等の利便性が確保でき、駅周辺の環境保全や自転車等の駐車秩序の確立が図れる。	20,916
			平成26年度	園部駅周辺の都市施設等(西口広場・西口公衆便所・西口及び東口エレベーター・自由通路)の維持管理を行うとともに、駐輪場施設(園部駅西口自転車等駐車場・八木駅前駐輪場)の維持管理及び施設利用者の受付精算業務を行う。	駅利用者等の利便性が確保でき、駅周辺の環境保全や自転車等の駐車秩序の確立が図れる。	20,916
具体的な実施内容	園部駅周辺の都市施設等(西口広場・西口公衆便所・西口及び東口エレベーター・自由通路)の維持管理を行うとともに、駐輪場施設(園部駅西口自転車等駐車場・八木駅前駐輪場)の維持管理及び施設利用者の受付精算業務を行う。					
事業の目的	駅利用者等の利便性を確保し、駅周辺の環境保全や自転車等の駐車秩序の確立を図る。					
事業の効果	駅利用者等の利便性が確保でき、駅周辺の環境保全や自転車等の駐車秩序の確立が図れる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 道路河川課、企画政策部 交通対策

(単位:千円)

事業名	広域幹線道路整備促進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	道路法			
	3 安全で快適な主要道路でつなぐ					
	(1)広域幹線道路					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	国道は京都縦貫道と連携して近隣市町村を結ぶ広域幹線として市民生活を支えている重要な施設であり、常時良好な状態に保つ必要があるため、危険箇所や未整備区間の早期整備を促進する必要がある。	平成23年度 予算現額			622	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成24年度	国道の整備促進の要望 ・国道9号線 ・国道162号線 ・国道372号線 ・国道477号線	国や府に対して要望活動を継続し、予算確保と整備促進を図り、安全・安心で快適な生活環境基盤を整える。	622
			平成25年度	国道の整備促進の要望 ・国道9号線 ・国道162号線 ・国道372号線 ・国道477号線	国や府に対して要望活動を継続し、予算確保と整備促進を図り、安全・安心で快適な生活環境基盤を整える。	622
			平成26年度	国道の整備促進の要望 ・国道9号線 ・国道162号線 ・国道372号線 ・国道477号線	国や府に対して要望活動を継続し、予算確保と整備促進を図り、安全・安心で快適な生活環境基盤を整える。	622
具体的な実施内容	国道の危険箇所等未整備区間について早期整備による機能強化を図るため、関係市町で組織する整備促進協議会等により結束して整備促進を国・府に対し要請していく。					
事業の目的	地域生活の安心・安全を確保するための道路整備に必要な財源確保や自然災害時の緊急輸送等に対応できる道路の早期整備、道路環境改善対策を一層促進する。					
事業の効果	広域を結ぶ国道の道路整備や地域の交流・連携などを支える道路網整備の推進が図れる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 都市計画課

(単位:千円)

事業名	都市計画街路事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	都市計画法			
	3 安全で快適な主要道路でつなぐ					
	(2) 地域幹線道路					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	まちづくりを進めるうえで骨格となる街路事業を進めることが急務である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		329,078	
			平成24年度	事業用地の確保及び建物補償 道路築造 測量調査設計業務	用地買収 1式 道路築造 1式 実施設計業務 1式	315,000
			平成25年度	事業用地の確保及び建物補償 道路築造 用地測量業務	用地買収 1式 道路築造 1式 用地測量業務 1式	210,000
			平成26年度	事業用地の確保及び建物補償 道路築造	用地買収 1式 道路築造 1式	250,000
具体的な実施内容	市街地の活性化や利便性の機能向上を図るとともに、公共機関への接続道路として整備促進する。 ・上本町佛大線外1線 ・内環状線 ・八木環状線 ・美園栄町線					
事業の目的	中心市街地の再整備、新市街地を形成するうえで必要となる骨格道路整備、広域幹線道路へのアクセス道路として整備を行なう。					
事業の効果	交通環境の改善、市街地の活性化、交通渋滞の改善が図られる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 道路河川課

(単位:千円)

事業名	道路新設改良事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	道路法			
	3 安全で快適な主要道路でつなぐ					
	(2) 地域幹線道路					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	安全で快適な道路の整備は、暮らしの利便性の確保や過疎集落の維持等に関わる重要施策であり、過疎化防止や新たな街づくりに繋げる道路としての機能整備と合併に伴う市域の一体性を確立するための整備が必要である。	平成23年度 予算現額			384,169	
		平成24年度	○道路改良 13路線 ○舗装改良 2路線 ○自然災害防止 1路線	業効果の早期発現を図るため、早期完成を目指す。	439,900	
			平成25年度	○道路改良 10路線 ○舗装改良 3路線 ○橋梁改良 3橋梁 ○自然災害防止 1路線	業効果の早期発現を図るため、早期完成を目指す。	328,700
具体的な実施内容	府道及び幹線市道については市域の一体性を確保するため、利便性の向上と災害に強い道づくりを進める。また、その他の市道については生活道路としての利便性、安全性の確保に向けて、地域の実情に応じた整備を進める。 ・道路改良 16路線 ・舗装改良 6路線 ・橋梁改良 5橋梁 ・自然災害防止 1路線	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費		平成26年度	○道路改良 8路線 ○舗装改良 4路線 ○橋梁改良 5橋梁 ○自然災害防止 1路線	業効果の早期発現を図るため、早期完成を目指す。
			事業の目的		地域の実情に応じた市道・府道の整備改良に努め、生活道路の安全性、利便性の確保に向けた既設道路の整備を推進し、地域道路・広域道路等の整備を計画的に進める。	事業の効果

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 道路河川課

(単位:千円)

事業名	道路・橋梁維持管理事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	道路法			
	3 安全で快適な主要道路でつなぐ					
	(3)安全で快適な道づくり					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	近年、市管理道路の舗装面の老朽化・疲労亀裂が増加傾向である。橋梁点検も旧4町とも行われておらず、適正管理に支障をきたしている。また、除雪については、人員と機器の不足により作業が遅延している状況である。そういった中で、道路環境における地元要望も年々増加している。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		79,400	
			平成24年度	地元要望を踏まえながら、優先順位を決定し計画的に修繕を行う。また、道路環境に応じた適切な対応を講じる。	道路及び道路附属構造物の適切な維持管理を行うことで、安心・安全な道路網の構築が図れる。	97,400
			平成25年度	地元要望を踏まえながら、優先順位を決定し計画的に修繕を行う。また、道路環境に応じた適切な対応を講じる。	道路及び道路附属構造物の適切な維持管理を行うことで、安心・安全な道路網の構築が図れる。	97,400
			平成26年度	地元要望を踏まえながら、優先順位を決定し計画的に修繕を行う。また、道路環境に応じた適切な対応を講じる。	道路及び道路附属構造物の適切な維持管理を行うことで、安心・安全な道路網の構築が図れる。	82,400
具体的な実施内容	市管理道路の維持管理は、道路附属施設も含め緊急度・通行量等を考慮して、優先順位を検討し計画的に実施する。また、除雪については道路除雪計画に基づき、管内の幹線道路の除雪及び融雪剤散布を行う。					
事業の目的	道路及び附属施設の適切な維持管理を行うことで、安心・安全な道路交通網を構築する					
事業の効果	道路及び附属施設の適切な維持管理をすることにより、道路資産の長期的な維持並びに生活道路の安全確保が図られる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 交通対策室

(単位:千円)

事業名	バス運行事業	細事業名	スクールバス運行事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	道路運送法			
	4 誰もが安心な地域交通システムをつくる		南丹市スクールバス条例			
	(1)バス交通					
事業計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	小・中学校に通学する児童生徒の交通手段を確保並びに通学時に事故、犯罪、野生動物等から児童・生徒を守り安全を確保するためにバスを運行する必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		98,112	
			平成24年度	小・中学生の通学ためのスクールバス運行	利便性の向上 通学時の安全確保	98,112
			平成25年度	小・中学生の通学ためのスクールバス運行	利便性の向上 通学時の安全確保	102,616
			平成26年度	小・中学生の通学ためのスクールバス運行	利便性の向上 通学時の安全確保	98,112
具体的な実施内容	小・中学生の通学のためのバスを運行する。					
事業の目的	小・中学生の通学のためにバス運行を運行させる。					
事業の効果	通学のための交通手段確保ができる。 通学時の安全確保ができる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 交通対策室

(単位:千円)

事業名	バス運行事業	細事業名	市営バス運行事業	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	南丹市市営バス運行事業に関する条例				
	4 誰もが安心な地域交通システムをつくる						
	(1)バス交通						
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	地域住民の交通手段を確保するために、生活交通としてのバスを運行をする必要がある。		平成23年度	予算現額			35,298
			平成24年度	バス路線運行 京北線 美山園部線 川谷線 日吉ダム線	交通弱者の利便性の向上	35,562	
			平成25年度	バス路線運行 京北線 美山園部線 川谷線 日吉ダム線	交通弱者の利便性の向上	35,562	
			平成26年度	バス路線運行 京北線 美山園部線 川谷線 日吉ダム線	交通弱者の利便性の向上	35,562	
具体的な実施内容	路線バスを運行する。						
事業の目的	交通弱者に対しての交通手段を確保する。						
事業の効果	地域住民の交通手段が確保できる。 年間 53,853人の利用						

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 交通対策室

(単位:千円)

事業名	バス運行事業	細事業名	生活路線バス運行事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等				
	4 誰もが安心な地域交通システムをつくる					
	(1)バス交通					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	南丹市民の生活交通の維持確保を行うため、バス運行及び補助が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		67,580	
			平成24年度	南丹市民の生活交通確保のため運行補助等の実施。地域の実情に応じた適切なバス運行の計画及び路線等の検討を行う。デマンドタクシー(デマンドバス)事業の実証実験を実施する。	対前年度 利用者1%増 デマンド交通の利用による市内交通網の利便性の向上。	67,580
			平成25年度	南丹市民の生活交通確保のため運行補助等の実施。地域の実情に応じた適切なバス運行の計画及び路線等の検討を行う。デマンドバス実証実験の結果により新たな交通対策を確立する。	対前年度 利用者1%増 市内交通網の利便性の向上。	60,000
			平成26年度	南丹市民の生活交通確保のため運行補助等の実施。地域の実情に応じた適切なバス運行の計画及び路線等の検討を行う。	対前年度 利用者1%増 市内交通網の利便性の向上。	60,000
具体的な実施内容	生活交通確保のためバス運行の委託を行う。また、民間事業者のバス運行継続のため補助を行う。さらに、デマンドタクシー(デマンドバス)事業の実証実験を実施する。					
事業の目的	市民の生活交通確保を行う。					
事業の効果	事業実施により、市民の生活交通確保が図れる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 地域振興課

(単位:千円)

事業名	地域情報通信基盤整備事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	南丹市地域情報通信ネットワーク施設に関する条例			
	5 双方向の情報通信基盤をつくる					
	(1)情報基盤					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	平成20年4月より市内全域でサービスを提供。今後は、ハード整備完了後のソフト面での運用や、CATV、インターネットの加入促進を図る必要がある。また、23年度に調査設計を実施する園部地区の光ファイバー(FTTH)化について詳細検討が必要。	平成23年度 予算現額			37,863	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成24年度	園部地区光ファイバー(FTTH)化工事	幹線系伝送路敷設等、センター機器整備等	1,157,000
			平成25年度	園部地区光ファイバー(FTTH)化工事	引き込み系伝送路敷設等	1,157,000
			平成26年度	園部地区光ファイバー(FTTH)化工事	引き込み系伝送路敷設等、切替工事等	200,000
具体的な実施内容	全域の光ファイバーケーブル網の完成を基礎に、市民の豊かな暮らしを支える充実した公共情報サービスを実現していく。					
事業の目的	合併に伴い、旧園部町で実施してきたケーブルテレビを市内全域に拡張し、難視聴地域の解消と都市との情報格差をなくし、併せて行政情報の提供を始めとした行政サービスの充実を図るため実施する。					
事業の効果	難視聴地域の解消、都市との情報格差解消、行政情報の提供を始めとした行政サービスの充実が図れる。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 企画調整課

(単位:千円)

事業名	情報提供推進事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	南丹市地域情報通信ネットワーク施設に関する条例			
	5 双方向の情報通信基盤をつくる					
	(2)情報提供					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市内全域にCATVネットワークを構築し、一定ハード面での整備は進んできた。また、デジタル対応の機器整備も完了した。今後は、ケーブルテレビの自主放送等のソフト面での情報提供サービスの充実を図っていく必要がある。	平成23年度 予算現額			0	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成24年度	CATV自主制作番組及びホームページによる番組の動画配信の充実。地域情報化計画の策定及び見直し。	行政情報やコミュニティ情報を映像により迅速に市民に提供し、行政や地域への関心を高め、地域の活性化を目指す。	0
			平成25年度	CATV自主制作番組及びホームページによる番組の動画配信の充実。地域情報化計画の策定及び見直し。	行政情報やコミュニティ情報を映像により迅速に市民に提供し、行政や地域への関心を高め、地域の活性化を目指す。	0
			平成26年度	CATV自主制作番組及びホームページによる番組の動画配信の充実。地域情報化計画の策定及び見直し。	行政情報やコミュニティ情報を映像により迅速に市民に提供し、行政や地域への関心を高め、地域の活性化を目指す。	0
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・CATV自主制作番組及びホームページによる番組の動画配信を充実させる。</li> <li>・その他CATVネットワークを活用した情報提供サービスを行う。</li> <li>・地域情報化計画の策定及び見直しを行う。</li> </ul>					
事業の目的	市民への映像による情報提供の推進					
事業の効果	行政情報やコミュニティ情報を映像により迅速に市民に提供し、行政や地域への関心を高め、地域の活性化を図っていく。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 地域振興課

(単位:千円)

事業名	情報リテラシー推進事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等				
	5 双方向の情報通信基盤をつくる					
	(3)情報環境					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度					
現状の課題	市内全域にCATVネットワークを構築し、一定ハード面での整備は進み、高速のインターネット環境も整備できた。今後はこれらを使いこなしていく利用者を増加させていくためにもパソコン講習会等ソフト面で充実を図っていく。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
			平成23年度 予算現額			0
			平成24年度	パソコン講習会の実施等	パソコン講習修了者を、年20名以上とする。 CATVインターネットサービス利用者を増やしていく。	0
			平成25年度	パソコン講習会の実施等	パソコン講習修了者を、年20名以上とする。 CATVインターネットサービス利用者を増やしていく。	0
具体的な実施内容	パソコン講習会の実施等を行い、情報通信ネットワークの利活用を推進する。					
事業の目的	高度情報通信ネットワークを利用していただける利用者を増加させ、CATVネットワークへの加入者を増やしていく。					
事業の効果	市民が情報リテラシーを向上し、高度情報通信ネットワークでの様々なサービスを使いこなしていただける。					
		平成26年度	パソコン講習会の実施等	パソコン講習修了者を、年20名以上とする。 CATVインターネットサービス利用者を増やしていく。	0	

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 都市計画課

(単位:千円)

事業名	都市計画策定事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	生産緑地法・都市計画法・都市緑地法			
	6 にぎわいの市街地をつくる					
	(1)都市計画					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	都市計画のまちづくり方針を策定し実現するための重点施策を定める。		平成23年度 予算現額			699
			平成24年度	生産緑地地区の土地利用に係る都市計画を実施	都市計画区域内の土地利用及び緑地計画が明確となる。	500
			平成25年度	生産緑地地区の土地利用に係る都市計画を実施	都市計画区域内の土地利用及び緑地計画が明確となる。	500
			平成26年度	生産緑地地区の土地利用に係る都市計画を実施	都市計画区域内の土地利用及び緑地計画が明確となる。	500
具体的な実施内容	生産緑地地区の変更等、都市計画決定の変更に係る業務を進める。					
事業の目的	市街化区域内の円滑な土地利用による都市計画を実施する。					
事業の効果	良好な都市環境の形成を図る。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	経営改善普及事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	中小企業基本法			
	6 にぎわいの市街地をつくる		商工会法			
	(2)商業					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	中小商工業者からきめ細かい経営支援を求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		25,050	
			平成24年度	中小商工業者にきめ細かい経営支援を実施するため、商工会の経営改善普及事業活動を支援する	経営支援体制の整備 商工会組織率の向上	26,945
			平成25年度	中小商工業者にきめ細かい経営支援を実施するため、商工会の経営改善普及事業活動を支援する	経営支援体制の整備 商工会組織率の向上	26,945
			平成26年度	中小商工業者にきめ細かい経営支援を実施するため、商工会の経営改善普及事業活動を支援する	経営支援体制の整備 商工会組織率の向上	26,945
具体的な実施内容	商工会員である、地元小規模商工業者の経営の安定化と振興を図るため、商工会の行う経営改善普及活動に対して支援する。					
事業の目的	魅力ある商業の集積を促すため、商工会の活動を支援し、中小商工業者の経営改善を図る。					
事業の効果	高度で専門的な経営支援が受けられる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	商工振興助成事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等				
	6 にぎわいの市街地をつくる					
	(2)商業					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度					
現状の課題	郊外型大型店が増加した近隣市町に消費の流失が激しい。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
			平成23年度	予算現額		2,000
			平成24年度	商店街の現状を分析し、今後の振興策を図るための調査研究費に助成する。	年間商品販売額の増加	2,000
			平成25年度	店街の現状を分析し、今後の振興策を図るための調査研究費に助成する。	年間商品販売額の増加	2,000
具体的な実施内容	商店街の現状を詳細に分析し、今後の商店街の振興策を計画立案するため、商工会が行う研究事業に対し支援する。					
事業の目的	市内の商店街の活性化を図る。					
事業の効果	市経済の発展。		平成26年度	店街の現状を分析し、今後の振興策を図るための調査研究費に助成する。	年間商品販売額の増加	2,000

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	商店街活性化研究等事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	地域商店街活性化法			
	6 にぎわいの市街地をつくる					
	(2)商業					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	商店街が全国的に疲弊し、地域経済の存亡に関わる事態となっている中、「地域コミュニティの担い手」として商店街の変革が求められている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		2,500	
			平成24年度	多様な主体による商店街の活性化を支援する。	商店街の中で活躍する団体の育成・支援	2,500
			平成25年度	多様な主体による商店街の活性化を支援する。	商店街の中で活躍する団体の育成・支援	2,500
			平成26年度	多様な主体による商店街の活性化を支援する。	商店街の中で活躍する団体の育成・支援	2,500
具体的な実施内容	地域の魅力を発信する「商店街ならではの」取組を支援する					
事業の目的	地域の魅力を発信する「商店街ならではの」取組を支援する					
事業の効果	商店街の再生					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 商工観光課

(単位:千円)

事業名	中心市街地活性化事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	中心市街地活性化法			
	6 にぎわいの市街地をつくる					
	(2)商業					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市の経済回復、安定した商工業の振興だけでなく、市の経済、文化、歴史など都市機能の発展ためには、中心市街地の再生が必須であり、現在、衰退傾向にある当市にとっては急務の問題である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		5,000	
			平成24年度	中心市街地活性化事業補助金の実施 NPOとの協働事業の実施	多様な主体による事業展開	8,000
			平成25年度	中心市街地活性化事業補助金の実施 NPOとの協働事業の実施	多様な主体による事業展開	8,000
			平成26年度	中心市街地活性化事業補助金の実施 NPOとの協働事業の実施	多様な主体による事業展開	8,000
具体的な実施内容	都市計画のまちづくり事業と連携し中心市街地の再生に取り組む事で、都市機能と経済の拡大再生産し、にぎわいの市街地を実現する。					
事業の目的	中心市街地を持続的に発展させる。					
事業の効果	中心市街地の持続的発展により、市の都市機能が強化され、豊かな市民生活の実現に繋がる。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 都市計画課

(単位:千円)

事業名	浸水対策施設管理事業	細事業名		新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	下水道法				
	6 にぎわいの市街地をつくる						
	(3)地域の核となる市街地整備と定住促進						
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	土地区画整理事業によって築造された、治水対策の調整池に長年堆積した土砂を計画的に浚渫し、治水施設の適切な維持・管理を行う。		平成23年度	予算現額			21,250
			平成24年度	小山東町調整池の浚渫	施設の適切な管理。		20,000
			平成25年度	小山東町調整池の浚渫	施設の適切な管理。		20,000
			平成26年度	小山東町調整池の浚渫	施設の適切な管理。		20,000
具体的な実施内容	調整池の治水機能維持のために、長年堆積した土砂の浚渫を実施する。						
事業の目的	調整池の機能維持のため、計画的に浚渫を行う。						
事業の効果	浸水被害の軽減。						

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 都市計画課

(単位:千円)

事業名	土地区画整理事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	都市計画法			
	6 にぎわいの市街地をつくる		土地区画整理法			
	(3)地域の核となる市街地整備と定住促進					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	中心市街地の再整備を行なうとともに、新市街地の整備を行い、住環境の整備を行なうことにより定住化を促進し人口の増加に努めることが急務である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		159,550	
			平成24年度	建物等の補償交渉、移転、整地工事。 公共施設管理者負担金。 土地区画整理事業の事業認可取得、実施計画書作成業務。	区画整地の完了。 公共施設整備費 一式 土地区画整理事業の事業認可(組合設立認可)取得を目指す。	213,375
			平成25年度	区画地の確定測量。 公共施設管理者負担金。 土地評価、仮換地設計、換地割込み、区画整理実施設計業務を行う。	区画地の確定測量。 公共施設整備費 一式 仮換地指定を目指す。	200,700
			平成26年度	換地計画、換地処分。 公共施設管理者負担金。 土地区画整理事業の工事に着手する。	換地計画、換地処分。 公共施設整備費 一式。 幹線街路、駅前交通広場等の築造工事及び建物移転補償を実施。	234,750
具体的な実施内容	中心市街地の再整備を街路事業と一体的に進め、公益機能整備、既存商店街の集約等により中心市街地の再生に努める。また、JR駅周辺の新たな市街地整備推進により、雇用の創出、定住人口の増加を図る。 ・本町土地区画整理事業A=2.5ha ・内林町土地区画整理事業A=23.0ha ・吉富駅西土地区画整理事業A=22.8ha ・八木駅西土地区画整理事業A=10.5ha					
事業の目的	中心市街地の再整備により市街地の再生、JR駅周辺地区の新たな市街地整備により快適な住環境の創生及び定住促進を目的とする。					
事業の効果	密集市街地の防災効果、JR駅周辺整備による定住化により、中心市街地の活性化を支援するとともに人口増に寄与する。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：土木建築部 都市計画課、八木支所 産業建設課

(単位:千円)

事業名	都市計画公園事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第3章 人・物・情報を高度につなげる	根拠法令等	都市公園法			
	6 にぎわいの市街地をつくる					
	(4)身近な公園緑地					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	公園事業実施後(供用開始後)の維持管理業務として実施。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		13,830	
			平成24年度	都市公園等の施設、樹木、雑木草等の維持管理業務等を行う。	良好な都市環境の維持。	13,230
			平成25年度	都市公園等の施設、樹木、雑木草等の維持管理業務等を行う。	良好な都市環境の維持。	13,230
			平成26年度	都市公園等の施設、樹木、雑木草等の維持管理業務等を行う。	良好な都市環境の維持。	13,230
具体的な実施内容	都市計画における公園は、住民の屋外における休息や観賞、遊戯、運動その他レクリエーション用に供する住民の憩いの場である。施設管理、樹木管理、雑木草等の維持管理を行い都市環境の保全を総合的に推進する。					
事業の目的	都市公園等の施設、緑地等の適正な保全を総合的に推進する。					
事業の効果	良好な都市環境を維持する。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 市民課

(単位:千円)

事業名	児童老人会館管理運営事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市児童館条例			
	1 共に生きるまちづくりを進める					
	(1)人権啓発の推進					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民のニーズや動向を盛り込んだ事務事業や政策評価の体制整備が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		4,596	
			平成24年度	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	児童・老人会館活動をととして子どもたちと老人の心と体の育成を図る。	8,996
			平成25年度	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	児童・老人会館活動をととして子どもたちと老人の心と体の育成を図る。	13,596
			平成26年度	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。	児童・老人会館活動をととして子どもたちと老人の心と体の育成を図る。	4,596
具体的な実施内容	体育活動、文化活動、美化活動、集団活動、学習活動、習字教室、図書指導交流活動等を実施し、児童の知識の普及向上、健全な遊びの場所を提供、老人には、憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図るための館運営管理を行う。					
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健全な遊びの場所を提供する。</li> <li>・児童の知識の普及向上。</li> <li>・健全な遊びや行事をととし、情操を豊かにする。</li> <li>・老人には憩いの場を提供し、心身の健康増進と福祉の向上を図る。</li> </ul>					
事業の効果	児童・老人会館活動をととして子どもたちと老人の心と体の育成を図っている。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	障害者講座	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	社会教育法			
	1 共に生きるまちづくりを進める		京都市人権教育・啓発推進計画			
	(1)人権啓発の推進		南丹市人権教育・啓発推進計画			
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	障がい者の社会的見聞や知識を深めるために、実践的なことを中心に学習し、障害者の社会参加を促す。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		97	
			平成24年度	施設見学 制作活動 体験活動	障がい者が講座(社会教育活動)に参加することにより、人間関係のつながりを高め、学習意欲の向上につなげる。	97
			平成25年度	施設見学 制作活動 体験活動	障がい者が講座(社会教育活動)に参加することにより、人間関係のつながりを高め、学習意欲の向上につなげる。	97
			平成26年度	施設見学 制作活動 体験活動	障がい者が講座(社会教育活動)に参加することにより、人間関係のつながりを高め、学習意欲の向上につなげる。	97
具体的な実施内容	視覚・聴覚障がいのある方々の豊かな生活向上と社会参加の促進を図るため、様々な体験活動をとおして学習意欲の向上につなげる。					
事業の目的	障がい者の社会進出の促進 学習意欲の向上					
事業の効果	家に閉じこもりがちな障害者が講座に参加することにより、人間関係のつながりが出来るとともに、見聞を深める。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 市民課、教育委員会 社会教育課

(単位:千円)

事業名	人権教育・啓発事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律			
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市人権教育・啓発推進計画			
	(1)人権啓発の推進					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	家庭・学校・地域社会・企業など、あらゆる世代や場において、様々な人権問題についての教育や啓発が推進される必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		5,083	
			平成24年度	人権教育講座の実施 人権啓発推進委員対象講演会の実施 人権街頭啓発の実施 地域別研修の実施	3講座 6講演会	5,309
			平成25年度	人権教育講座の実施 人権啓発推進委員対象講演会の実施 人権街頭啓発の実施 地域別研修の実施	3講座 6講演会	4,561
			平成26年度	人権教育講座の実施 人権啓発推進委員対象講演会の実施 人権街頭啓発の実施 地域別研修の実施	3講座 6講演会	4,561
具体的な実施内容	同和問題をはじめあらゆる人権問題の理解と認識を高めるため、講演会の開催や街頭啓発などを実施する。					
事業の目的	市民一人ひとりの生命と人権を尊重し、差別を許さないまちづくりを推進する。					
事業の効果	市内に人権尊重の理念を普及させ、理解を深めるための啓発活動を推進し、市行政をはじめ、関係組織・団体との連携を強めて市全体の人権意識の高揚を図ることができる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 市民課

(単位:千円)

事業名	地域センター推進事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市文化センター条例		
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市文化センター条例施行規則		
	(1)人権啓発の推進				
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	市民のニーズや動向を盛り込んだ事務事業や政策評価の体制整備が必要。	平成23年度 予算現額			25,888
		平成 24 年度	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。	23,588
		平成 25 年度	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。	44,223
		平成 26 年度	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。	23,002
具体的な実施内容	地域センターを活動拠点として、住民相談、地域福祉事業を展開し、講座の開設及び文化祭や地域住民の交流事業を通じて、地域文化の向上や住民の相互理解を深めながら、同和問題をはじめとするあらゆる人権問題の啓発を推進する。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	地域及びその周辺地域の住民の社会的、経済的、文化的向上を図り、生活上の課題やさまざまな人権課題の解決に資するために講座の開設、就労相談等さまざまな相談事業や生活改善事業等を実施する。				
事業の効果	地域住民が久しく集うセンターとして、広く活用されている。				

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 市民課

(単位:千円)

事業名	男女共同参画推進事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	男女共同参画社会基本法			
	1 共に生きるまちづくりを進める		京都府男女共同参画条例			
	(2)男女共同参画社会の推進					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	男女共同参画に関する啓発や学習機会の充実が不十分である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		5,089	
			平成24年度	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図るとともに、月2回女性相談事業を開催する。	女性の登用率の向上 30% フォーラムの参加者数 350人	5,983
			平成25年度	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図るとともに、月2回女性相談事業を開催する。	女性の登用率の向上。 30% フォーラムの参加者数 350人	5,113
			平成26年度	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図るとともに、月2回女性相談事業を開催する。	女性の登用率の向上。 30% フォーラムの参加者数 350人	5,113
具体的な実施内容	男女が共に平等な存在として尊重され、一人ひとりの能力や個性が発揮することが出来る男女共同参画社会実現のため、「男女共同参画行動計画」の策定や女性のネットワークづくりの拡充、またフォーラムの開催、園部女性の館の活用など啓発、推進を図る。また、新規事業として女性相談事業を行い、多様な女性の悩みや相談に対応することとした。					
事業の目的	一人でも多くの市民が、男女共同参画の意義を理解し、家庭や職場、地域活動等に活かす。					
事業の効果	男女が、共に支え合い、誰もが住みよいまちづくりの実現。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 高齢福祉課

(単位:千円)

事業名	高齢者虐待防止事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律			
	1 共に生きるまちづくりを進める					
	(3)虐待事象への対応					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	高齢者の虐待が深刻な状況下にある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		223	
			平成24年度	虐待の未然防止、早期発見・早期解決に向けた総合相談体制の充実と地域でのネットワークの充実を行なう。併せて「高齢者虐待防止ネットワーク会議」の充実と、弁護士等の法律家を含めた支援体制の強化を行なう。	虐待の未然防止、早期発見・早期解決を行なうための地域ぐるみのネットワークの構築と、地域全体に認知症に対する正しい理解の促進を行なう。また、「高齢者虐待防止ネットワーク会議」での勉強会を行なう。	223
			平成25年度	虐待の未然防止、早期発見・早期解決に向けた総合相談体制の充実と地域でのネットワークの充実を行なう。併せて「高齢者虐待防止ネットワーク会議」の充実と、弁護士等の法律家を含めた支援体制の強化を行なう。	虐待の未然防止、早期発見・早期解決を行なうための地域ぐるみのネットワークの構築と、地域全体に認知症に対する正しい理解の促進を行なう。また、「高齢者虐待防止ネットワーク会議」での勉強会を行なう。	223
			平成26年度	虐待の未然防止、早期発見・早期解決に向けた総合相談体制の充実と地域でのネットワークの充実を行なう。併せて「高齢者虐待防止ネットワーク会議」の充実と、弁護士等の法律家を含めた支援体制の強化を行なう。	虐待の未然防止、早期発見・早期解決を行なうための地域ぐるみのネットワークの構築と、地域全体に認知症に対する正しい理解の促進を行なう。また、「高齢者虐待防止ネットワーク会議」での勉強会を行なう。	223
具体的な実施内容	高齢者虐待防止ネットワーク委員を委嘱し、ネットワークを構築する。高齢者の支援策の協議等の実施で支援体制の強化を図る。 高齢者の虐待が深刻な状況下であり、支援体制の強化を進める。					
事業の目的	総合的な虐待防止体制の強化。					
事業の効果	虐待の早期発見・早期対応ができるように、地域ぐるみのネットワークの充実を図れる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	児童家庭相談事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	1 共に生きるまちづくりを進める					
	(3)虐待事象への対応					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	子育てに不安感、負担感を感じる親の増加 経済的、精神的に養育力に欠ける親の増加	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		9,841	
			平成24年度	児童家庭相談員の配置 子育て相談(2箇所)の運営	相談による育児不安の解消、関係機関との連携。 不安が深刻化する前の「広場」の利用を促し、地域コミュニティの活性化を図る。(常時来所人数5組以上)	9,841
			平成25年度	児童家庭相談員の配置 子育て相談(2箇所)の運営	相談による育児不安の解消、関係機関との連携。 不安が深刻化する前の「広場」の利用を促し、地域コミュニティの活性化を図る。(常時来所人数5組以上)	9,841
			平成26年度	児童家庭相談員の配置 子育て相談(2箇所)の運営	相談による育児不安の解消、関係機関との連携。 不安が深刻化する前の「広場」の利用を促し、地域コミュニティの活性化を図る。(常時来所人数5組以上)	9,841
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童家庭相談員の配置</li> <li>・親子が気軽につどい、相談できる居場所「広場」の開設</li> <li>・来所者の相談に応じ、内容によっては適切な機関につなげる。</li> <li>・育児講座等を企画</li> <li>・民間委託として実施</li> </ul>					
事業の目的	育児不安を解消するなど、児童虐待を未然に防止し、児童のすこやかな成長を図る。 子育て環境の向上、地域コミュニティの活性化を図る。					
事業の効果	地域子育て力の向上 児童の健全な育成に寄与					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 子育て支援課

(単位:千円)

事業名	要保護児童対策事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	児童福祉法			
	1 共に生きるまちづくりを進める		南丹市要保護児童対策地域協議会設置要綱			
	(3)虐待事象への対応					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	家庭の養育力低下等、児童虐待のリスク要因が増す中、虐待の未然防止や早期発見に努める必要と、要保護児童への適切な支援が必要である。	平成23年度 予算現額			489	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成24年度	要保護児童対策地域協議会の運営 (代表者会議、実務者会議、個別支援会議の開催。情報の共有、援助方針の決定等。)	児童虐待の未然予防と早期発見 適切な保護支援 地域子育て力の育成	489
			平成25年度	要保護児童対策地域協議会の運営 (代表者会議、実務者会議、個別支援会議の開催。情報の共有、援助方針の決定等。)	児童虐待の未然予防と早期発見 適切な保護支援 地域子育て力の育成	489
			平成26年度	要保護児童対策地域協議会の運営 (代表者会議、実務者会議、個別支援会議の開催。情報の共有、援助方針の決定等。)	児童虐待の未然予防と早期発見 適切な保護支援 地域子育て力の育成	489
具体的な実施内容	児童虐待をはじめ要保護児童への支援対応を図るため関係機関で組織する要保護児童対策地域協議会を運営(代表者会議、実務者会議、個別支援会議の開催。情報の共有、援助方針の決定)。					
事業の目的	児童虐待の未然予防、早期発見、適切な保護支援を図り、児童の健全な育ちを支援する。					
事業の効果	児童虐待の未然防止 児童福祉の推進、児童の養育の保障					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	自治振興組織推進事業	細事業名		新継区分	継続事業
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等			
	2 住民自治の地域づくりを進める				
	(1) 地域との協働の推進				
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	過疎化・高齢化が進むとともに、地域間のつながりが無くなっている今日、地域と行政が一体となり地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりや人材の育成をめざすための自治振興組織が設立されたが、経験やノウハウを持つ行政の支援が必要である。	平成23年度 予算現額			7,500
		平成24年度	自治振興組織が行う活動に対し補助金を交付し、取り組みを支援する。	自治振興組織の活動に対する補助金 (地域と行政が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす自治振興会の活動運営に対し補助する)	7,500
		平成25年度	自治振興組織が行う活動に対し補助金を交付し、取り組みを支援する。	自治振興組織の活動に対する補助金 (地域と行政が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす自治振興会の活動運営に対し補助する)	7,500
		平成26年度	自治振興組織が行う活動に対し補助金を交付し、取り組みを支援する。	自治振興組織の活動に対する補助金 (地域と行政が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし、個性ある地域づくりや人材の育成をめざす自治振興会の活動運営に対し補助する)	7,500
具体的な実施内容	南丹市の自治振興組織が行う活動への支援	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	地域振興				
事業の効果	地域振興の中心的組織として、市と連携した業務推進が図れる。				

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：八木支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	自治振興会館整備事業	細事業名		新継区分	新規事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市公の施設の管理に関する条例			
	2 住民自治の地域づくりを進める					
	(2)地域づくり					
事業計画期間	平成 25 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	現在、八木支所管内には5つの自治振興会館があり、そのうち東地区及び神吉地区の建物については、老朽化が著しく建替えが必要な状況となっている。特に神吉地区自治振興会館は、臨時避難所に指定されているが、土砂災害に伴うH20年度現地調査で特別警戒区域に入ったため、早急な施設整備等が必要となっている。		平成23年度 予算現額			0
			平成24年度			0
			平成25年度	神吉地区自治振興会館 調査設計委託 一式	神吉地区自治振興会館の建替えに向けての実施設計書の作成。	5,000
			平成26年度	神吉区自治振興会館 既存建物除却工事 一式、 建物 建設工事 一式、 監理委託 一式 東地区自治振興会館 調査設計委託 一式	・前年度調査設計に基づき、神吉地区自治振興会館整備工事の実施。 ・東地区自治振興会館の建替えに向けての実施設計書の作成。	36,000
具体的な実施内容	老朽化した自治振興会館の整備を行う。					
事業の目的	安心安全に活用できる施設として活用できるよう建替える。					
事業の効果	地域市民・各種団体のコミュニティ活動の拠点、また、市民のまちづくりへの参加と協働の推進をするための拠点施設となる。また、災害時の避難所としての役割も果たすことができる。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 地域振興課

(単位:千円)

事業名	自治振興補助事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市自治振興補助金交付要綱			
	2 住民自治の地域づくりを進める					
	(2)地域づくり					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	行政区が所有・管理する集会所や公園等の活動拠点施設の整備や改修を行うにはまとまった費用を要するが、厳しい区の財政事情もあり市として適切な支援を行う必要がある。		平成23年度 予算現額			11,500
			平成24年度	集会所の新築や改築事業、公園等の新設や改築、公園等の新設や改良事業などのふるさとづくり事業等に対して補助金を交付する。	地域自治の振興、地域コミュニティの活性化	11,200
			平成25年度	集会所の新築や改築事業、公園等の新設や改築、公園等の新設や改良事業などのふるさとづくり事業等に対して補助金を交付する。	地域自治の振興、地域コミュニティの活性化	11,200
			平成26年度	集会所の新築や改築事業、公園等の新設や改築、公園等の新設や改良事業などのふるさとづくり事業等に対して補助金を交付する。	地域自治の振興、地域コミュニティの活性化	11,200
具体的な実施内容	行政区が主体となつて行う事業(集会所の新築や改築、公園等の新設や改良等)に対し、事業費の2分の1を限度として補助金を交付することで、集落の活性化と自主的な活動を支援する。					
事業の目的	地域社会の健全な発展やコミュニティ形成推進の支援を図る。					
事業の効果	自治振興や地域コミュニティ推進の拠点となる集会所や公園等の整備を円滑に推進することができる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 地域振興課

(単位:千円)

事業名	集落活性化支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	2 住民自治の地域づくりを進める					
	(2)地域づくり					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	高齢化・過疎化の進行が著しい集落では、集落維持・再生活動が困難となっている。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		1,992	
			平成24年度	集落維持・再生に繋がる支援を行う	集落維持・再生活動の活性化	14,500
			平成25年度	集落維持・再生に繋がる支援を行う	集落維持・再生活動の活性化	14,500
			平成26年度	集落維持・再生に繋がる支援を行う	集落維持・再生活動の活性化	14,500
具体的な実施内容	少子高齢化が著しく進み集落の維持・再生が困難な集落を支援するため、集落支援員を設置し集落維持・再生に繋がる活動を展開する。 国や府の支援策も活用しながら、市として一体感のある施策で地域実態に即した集落維持活動を支援。					
事業の目的	高齢化、過疎化が進む集落の維持・再生活動の支援					
事業の効果	集落の明るい展望を持った活動が展開できる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 企画調整課

(単位:千円)

事業名	総合振興計画策定事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	地方自治法			
	2 住民自治の地域づくりを進める		南丹市総合振興計画審議会条例			
	(2) 地域づくり					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 24 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	南丹市発足とともに策定した南丹市総合振興計画は前期計画(20～24)の終期が近づき、前期計画の評価や社会情勢の変化を踏まえた平成25年からの後期計画の策定が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		1,248	
			平成24年度	総合振興計画審議会を開催し、市民意見を十分反映した後期計画の策定を行う。 策定した計画の公表を行う。	審議会の開催(5回) パブリックコメントの実施 後期計画冊子の作成	2,748
			平成25年度			0
			平成26年度			0
具体的な実施内容	南丹市の10年後を展望した南丹市総合振興計画基本構想の達成のため、前期基本計画の中間見直しのうえに立ち、審議会の協議やより多くの市民意見を取り入れながら、後期基本計画を策定する。					
事業の目的	南丹市総合振興計画「基本計画」の後期計画を策定する。					
事業の効果	市民とともに前期5ヵ年の集約を行うなかで、後期基本計画を明らかにすることで、市民の絆や郷土への誇りを高め、多彩な地域資源を活かしたまちづくりを推進する。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 地域振興課

(単位:千円)

事業名	パートナーシップ推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市市民参加と協働の推進に関する条例			
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる					
	(1) 協働と市民参画の仕組みづくり					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	南丹市市民参加と協働の推進に関する条例に基づき、市民が主体的に行政運営に関わることのできる仕組みづくりなど、具体的な取り組みが求められる。		平成23年度 予算現額			197
			平成24年度	市民参加と協働の推進に関する条例を周知し、まちづくりのために自ら行動する意識の醸成を促す。 また、大学等との連携により、一層の発展をめざす方向性を探るための意見交換や学習のための機会をつくる。	学習や情報共有のための取り組みに参加する人の増加をめざす。	137
			平成25年度	市民参加と協働の推進に関する条例を周知し、まちづくりのために自ら行動する意識の醸成を促す。 また、大学等との連携により、一層の発展をめざす方向性を探るための意見交換や学習のための機会をつくる。	学習や情報共有のための取り組みに参加する人の増加をめざす。	137
			平成26年度	市民参加と協働の推進に関する条例を周知し、まちづくりのために自ら行動する意識の醸成を促す。 また、大学等との連携により、一層の発展をめざす方向性を探るための意見交換や学習のための機会をつくる。	学習や情報共有のための取り組みに参加する人の増加をめざす。	137
具体的な実施内容	南丹市市民参加と協働の推進に関する条例に基づき、参加や協働の方針を明記する実施計画の策定を行い、市民に情報提供する。 また、市民参加や協働の適切な推進のため、条例に基づく第三者機関を設置し、市民とともに作るまちの仕組みを定着させて自立した活力ある地域づくりを推進する。					
事業の目的	行政運営に市民が参画する土壌を構築する。					
事業の効果	「自らのまちづくりは自らの手で行う」という意識を市民が持つ。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 地域振興課

(単位:千円)

事業名	審議会等市民参画推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる					
	(2)政策決定や計画段階での協働					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	開かれた市政の推進、市民と協働で進める市政の運営が求められ、政策の決定や計画段階での市民の参画を積極的に進める必要がある。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		0	
			平成24年度	各種審議会や委員会等に市民の参画を推進するため、検討を行う。さらに各種委員の募集状況や開催状況の公表を推進する。	方針決定の場への参画市民の拡大を目指す。	0
			平成25年度	各種審議会や委員会等に市民の参画を推進するため、検討を行う。さらに各種委員の募集状況や開催状況の公表を推進する。	方針決定の場への参画市民の拡大を目指す。	0
			平成26年度	各種審議会や委員会等に市民の参画を推進するため、検討を行う。さらに各種委員の募集状況や開催状況の公表を推進する。	方針決定の場への参画市民の拡大を目指す。	0
具体的な実施内容	行政の各種計画の樹立や管理運営に関し、市民が参画する仕組みづくりを検討する。					
事業の目的	市政に参画する市民を増やす。					
事業の効果	まちづくりに対する市民の主体性の向上。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 地域振興課

(単位:千円)

事業名	まちづくり活動支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる					
	(3)実施段階での協働					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	身近な課題解決のために、市民ができることを市民自身が取組む土台づくりが必要である。また、今後のまちづくりを支える多様な担い手の掘り起こし、育成が必要である。		平成23年度 予算現額			4,000
			平成24年度	まちづくり活動支援交付金により市民提案の公益的活動への支援を行う。公共を担う地域振興組織等の掘り起こしとそれに対する支援交付金制度の拡充を検討し、モデル的に導入する。	協働事業の拡充と定着を目指し、まちづくり事業を担う市民の増加を図るための仕組みをつくる。	10,000
			平成25年度	まちづくり活動支援交付金により市民提案の公益的活動への支援を行う。公共を担う地域振興組織等の確立とそれに対する支援交付金制度の拡充を検討し、モデル的に導入する。	協働事業の拡充と定着を目指し、まちづくり事業を担う市民の増加を図るための仕組みを充実させる。	10,000
			平成26年度	まちづくり活動支援交付金により市民提案の公益的活動への支援を行う。公共を担う地域振興組織等に対する支援交付金制度の充実を検討、全地域に導入する。	協働事業の拡充と定着を目指し、市民団体や地域振興組織等の自主性・継続性をよりいっそう高める。	20,000
具体的な実施内容	「南丹市市民提案型まちづくり活動支援交付金」により、主体的な市民活動への支援を行い、地域課題の解消や魅力あるまちづくりの推進など、市民が持つ様々な能力を発揮し、積極的に公共の担い手として活動できる仕組みをつくる。					
事業の目的	市民の手による元気な地域づくりの展開を目指すとともに、地域の課題等の解決を図る。					
事業の効果	まちづくりに積極的に参画する市民を増やし、自らの地域を自らの手で築く意識の高揚と、新たな市民活動が創出される。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 企画調整課

(単位:千円)

事業名	広聴活動事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる					
	(4)より多くの市民参画					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度					
現状の課題	市民ニーズを認識し行政サービスの向上を図る。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
			平成23年度	予算現額		0
			平成24年度	市政懇談会の開催。出前講座の開催。南丹市政へのご意見箱の設置。	市民の市政への理解が深まるとともに、市民ニーズを認識し行政サービスの向上を図る。	0
			平成25年度	市政懇談会の開催。出前講座の開催。南丹市政へのご意見箱の設置。	市民の市政への理解が深まるとともに、市民ニーズを認識し行政サービスの向上を図る。	0
具体的な実施内容	市政懇談会の開催。出前講座の開催。南丹市政へのご意見箱の設置。					
事業の目的	市政懇談会では市幹部が市政の課題を説明し、市民の声を聞く。出前講座では市民団体の活動に役立てるため団体の集まりに市職員が講師として出向く。					
事業の効果	市政に対する意見や提言を広く聞くことができ、市民ニーズに応じた市政運営ができる。		平成26年度	市政懇談会の開催。出前講座の開催。南丹市政へのご意見箱の設置。	市民の市政への理解が深まるとともに、市民ニーズを認識し行政サービスの向上を図る。	0

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 地域振興課

(単位:千円)

事業名	達人バンク推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	3 多様な担い手のパートナーシップを育てる					
	(5)南丹市達人バンク(仮称)の設置					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	多彩なアイデア、豊富な知識や優れた技能をもつ市民が地域に多く存在するが、それらを発揮して活躍できる仕組みができていない。		平成23年度 予算現額			25
具体的な実施内容	市域に存在する多様な人材を掘り起こし、求める市民に情報を提供できる仕組みづくりを行うとともに、優れた技能等を持った市民が活躍できる場をつくる。		平成24年度	達人バンク制度の運用と地域への周知。	達人バンクへの登録者の増加 達人を活用した地域活動の増加	25
			平成25年度	達人バンク制度の運用と地域への周知。	達人バンクへの登録者の増加 達人を活用した地域活動の増加	25
事業の目的	地域と人を結ぶ仕組みを構築する。		平成26年度	達人バンク制度の運用と地域への周知。	達人バンクへの登録者の増加 達人を活用した地域活動の増加	25
事業の効果	市民のキャリアやスキルを活かせるまちづくりの推進。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	産官学公連携協議会推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	4 大学等と連携し、ともにまちをつくる					
	(1)連携のための仕組みづくり					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	異業種のノウハウを結集して、地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりを進める必要がある。	平成23年度 予算現額			500	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成24年度	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくため、各分野の代表者が集まり協議会を立ち上げたが、その活動を支援するとともに、市民協働のまちづくり事業を委託する。	活動の推進により、まちづくりへの色々な提言してもらえる。	500
			平成25年度	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくため、各分野の代表者が集まり協議会を立ち上げたが、その活動を支援するとともに、市民協働のまちづくり事業を委託する。	活動の推進により、まちづくりへの色々な提言してもらえる。	500
			平成26年度	南丹市(美山町)のまちづくりを推進していくため、各分野の代表者が集まり協議会を立ち上げたが、その活動を支援するとともに、市民協働のまちづくり事業を委託する。	活動の推進により、まちづくりへの色々な提言してもらえる。	500
具体的な実施内容	産官学公連携協議会及び4プロジェクトが行う事業への補助。					
事業の目的	市民だけでなく、異業種間の意見を聞き、地域発展の仕組みづくりを考える場とする。					
事業の効果	各層での思いをまとめ、地域振興に寄与する。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	佛教大学連携事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	4 大学等と連携し、ともにまちをつくる					
	(2)ともに育む「教育のまち南丹市」					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	学生等の交流が少なく、ともに新しいまちづくりの構想を考える機会が少ない。		平成23年度 予算現額			150
			平成24年度	フォーラムの開催 学生の受け入れ	都市住民(学生)との交流により、 新たな発想が出てくる	150
			平成25年度	フォーラムの開催 学生の受け入れ	都市住民(学生)との交流により、 新たな発想が出てくる	150
			平成26年度	フォーラムの開催 学生の受け入れ	都市住民(学生)との交流により、 新たな発想が出てくる	150
具体的な実施内容	南丹市と協定している佛教大学との連携により、まちづくりを考えるフォーラムの開催や、大学生の受け入れを行う。					
事業の目的	都市住民(学生)との交流により、新たなまちづくりを考える機会を作る。					
事業の効果	都市住民(学生)との交流により、新たな発想が出てくる。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	新規就農支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法			
	5 未来を担う人づくりを進める					
	(2)産業を担う人材育成のための支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	農業をめぐる環境は従事者の高齢化、兼業化の進行とこれに伴う担い手の減少が顕在化している。そのため新規就農希望者の受入は必要であるが、受け入れる体制(空き家、農地、指導者等)が一体的に準備できていない。	平成23年度 予算現額			4,400	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成24年度	新規就農研修 償還助成件数10件	新規就農から農業者への育成支援を行うことにより、地域担い手を確保し、地域農業の活性化を図る。	5,600
			平成25年度	新規就農研修 償還助成件数9件	新規就農から農業者への育成支援を行うことにより、地域担い手を確保し、地域農業の活性化を図る。	5,240
			平成26年度	新規就農研修 償還助成件数9件	新規就農から農業者への育成支援を行うことにより、地域担い手を確保し、地域農業の活性化を図る。	5,240
具体的な実施内容	研修を必要とする新規就農志望者で、その研修に要する経費の一部を支援する。また、研修後引き続き5年以上市内において営農する者に研修資金償還がある場合、償還金の一部を助成する。					
事業の目的	農業の担い手が不足しているため、意欲のある新規就農者を育成する。					
事業の効果	新規就農者の育成により地域農業の活性化を図る。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	担い手養成実践農場整備事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	農業経営基盤強化促進法			
	5 未来を担う人づくりを進める					
	(2)産業を担う人材育成のための支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 25 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	農村の過疎化、農家のサラリーマン化により農業の担い手不足が進んでいる。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		1,800	
			平成24年度	研修者が研修を行うハウス、農業機械等の整備に係る費用へ支援をおこなう。また、研修者が研修集落内での活動の円滑化を支援していただく「担い手づくり後見人」の活動について謝礼をおこなう。	新たな農業者の確保により農地の保全と地域の活性化につながる。	600
			平成25年度	研修者が研修を行うハウス、農業機械等の整備に係る費用へ支援をおこなう。また、研修者が研修集落内での活動の円滑化を支援していただく「担い手づくり後見人」の活動について謝礼をおこなう。	新たな農業者の確保により農地の保全と地域の活性化につながる。	150
			平成26年度			0
具体的な実施内容	新規就農希望者を対し、ソフト面とハード面との両方の観点から、技術習得から就農までを一貫して支援する実践的な研修の場として「実践農場」を整備を支援することにより、現在の懸案事項である担い手不足、耕作放棄地の増加の解消を図る。					
事業の目的	新規就農希望者の研修地の整備を行うことにより、新規就農希望者の技術の向上と地域への定着化を推進する。					
事業の効果	新規就農希望者を支援することにより、担い手の育成・確保が期待できる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：農林商工部 農政課

(単位:千円)

事業名	農業生産法人育成事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	農業経営基盤強化促進法		
	5 未来を担う人づくりを進める		食料・農業・農村基本法		
	(2)産業を担う人材育成のための支援				
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	農家の高齢化、サラリーマン化等により、農業の担い手が不足しており、京都の特産品である黒大豆・小豆等の栽培面積が減少しているなど、生産者の確保が懸念される。	平成23年度 予算現額			1,000
		平成24年度	集落営農組織、農業法人が組織の法人化に向けた研修会の参加、生産性の向上のための新技術導入に係る費用等に対し助成を行う。	黒大豆・小豆の生産の安定化と新たな担い手の確保により農地の保全と地域の活性化につながる。	500
		平成25年度	集落営農組織、農業法人が組織の法人化に向けた研修会の参加、生産性の向上のための新技術導入に係る費用等に対し助成を行う。	黒大豆・小豆の生産の安定化と新たな担い手の確保により農地の保全と地域の活性化につながる。	500
		平成26年度	集落営農組織、農業法人が組織の法人化に向けた研修会の参加、生産性の向上のための新技術導入に係る費用等に対し助成を行う。	黒大豆・小豆の生産の安定化と新たな担い手の確保により農地の保全と地域の活性化につながる。	500
具体的な実施内容	新たな担い手となり得る集落営農組織や農業法人が地域の農地を集積し、機械化等により生産の効率化を図ることにより、将来にわたって安心して生産を継続できる体制を確立するため、集落営農組織の法人化に向けた研修会への参加費用、生産性の向上のための新技術等の導入に係る費用等に対し支援を行う。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	集落営農組織の法人化、農業法人の経営の多角化等に向けた活動を支援し、農地の耕作者の確保と、育成を図る。				
事業の効果	特産品である黒大豆・小豆の生産の安定化とともに新たな担い手の確保が期待できる。				

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：美山支所 地域総務課

(単位:千円)

事業名	まちづくり活性化支援事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	5 未来を担う人づくりを進める					
	(3) 地域とまちを担う人材育成のための支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民や地域が一体となり、自らの地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりや人材の育成をめざす活動をおこなっていくことがむずかしい。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		219	
			平成24年度	南丹市美山町のまちづくりを推進していくための、核となる活動組織への事業実施の補助金	活動の推進により、まちづくりへの色々な方向性を提言をしてもらえる。	219
			平成25年度	南丹市美山町のまちづくりを推進していくための、核となる活動組織への事業実施の補助金	活動の推進により、まちづくりへの色々な方向性を提言をしてもらえる。	219
			平成26年度	南丹市美山町のまちづくりを推進していくための、核となる活動組織への事業実施の補助金	活動の推進により、まちづくりへの色々な方向性を提言をしてもらえる。	219
具体的な実施内容	地域が一体となり、地域住民が自ら地域の課題を掘り起こし個性ある地域づくりや人材の育成をめざす組織の活動を支援する。					
事業の目的	市民が集い意見を交わす中で、地域発展の仕組みづくりを考える土台作りを目指す。					
事業の効果	まちづくり及び地域振興の発展に寄与する。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 地域振興課

(単位:千円)

事業名	国際交流事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	5 未来を担う人づくりを進める					
	(3) 地域とまちを担う人材育成のための支援					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	著しい国際化の中で、適切な国際感覚の定着は不十分で、外国人との友好的な関係を築くうえで、様々な体験等を通じた異文化理解の意識の高まりが必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		2,000	
			平成24年度	財)南丹市園部国際学園都市センターや南丹市国際交流協会との連携により、交流や支援、啓発のための事業を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談や情報提供のできる窓口設置</li> <li>・市民が気軽に参加できる国際交流に関する交流・体験・啓発の事業実施</li> <li>・主体的に活動する国際交流協会会員の増加</li> </ul>	2,000
			平成25年度	財)南丹市園部国際学園都市センターや南丹市国際交流協会との連携により、交流や支援、啓発のための事業を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談や情報提供のできる窓口設置</li> <li>・市民が気軽に参加できる国際交流に関する交流・体験・啓発の事業実施</li> <li>・主体的に活動する国際交流協会会員の増加</li> </ul>	2,000
			平成26年度	財)南丹市園部国際学園都市センターや南丹市国際交流協会との連携により、交流や支援、啓発のための事業を推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・相談や情報提供のできる窓口設置時間の増加</li> <li>・市民が気軽に参加できる国際交流に関する交流・体験・啓発の事業実施</li> <li>・主体的に活動する国際交流協会会員の増加</li> </ul>	2,000
具体的な実施内容	適切な国際感覚を養うため、市民等を対象とした各種交流事業を実施する。また、市民により組織された国際交流協会の活動を支援する。					
事業の目的	適切な国際感覚を身につけ、外国人との友好的で良好な関係を築く。					
事業の効果	国際感覚が身につくことで、国際社会に対応し、南丹市から世界に情報発信できる人材が育成できる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 企画調整課

(単位:千円)

事業名	広報広聴推進事業	細事業名	ホームページ運営事業	新継区分	継続事業		
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市広報広聴事務取扱規程				
	6 行財政改革を推進する						
	(1) 情報公開と電子自治体の構築						
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費		
現状の課題	利用者にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供を行う。	平成23年度 予算現額			63		
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成24年度	誰もが探しやすい、わかりやすい、詳しい情報が載っているホームページづくりに取り組む。CMSを導入し各課が直接、ホームページを更新する。	アクセス数:前年度比10%増	12,363	
				平成25年度	誰もが探しやすい、わかりやすい、詳しい情報が載っているホームページづくりに取り組む。CMSを導入し各課が直接、ホームページを更新する。	アクセス数:前年度比8%増	1,243
					平成26年度	誰もが探しやすい、わかりやすい、詳しい情報が載っているホームページづくりに取り組む。CMSを導入し各課が直接、ホームページを更新する。	アクセス数:前年度比5%増
具体的な実施内容	情報をリアルタイムで全国に発信できる手段であり、常に最新の状態を掲載している。誰もが探しやすい、わかりやすい、詳しい情報が載っているホームページを目指している。						
事業の目的	現在の市のまちづくりの方向や方針、生活に役立つ公益性のある情報の提供、制度の詳しい説明、観光情報などを発信する。						
事業の効果	時間や場所に関係なく、各家庭で必要とする情報を入力できる。そのため市政への理解が深まり、市民のニーズに応じた市政を運営することが可能である。						

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 企画調整課

(単位:千円)

事業名	広報広聴推進事業	細事業名	広報充実事業	新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市広報広聴事務取扱規程			
	6 行財政改革を推進する					
	(1) 情報公開と電子自治体の構築					
事業計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供を行う。	平成23年度 予算現額			6,025	
		各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成24年度	「広報なんたん」(隔月刊、年6回発行)については、特集記事を中心に記事を充実し、「お知らせなんたん」(月2回、年24回発行)については行事等即時的記事を中心に広報の充実を行う。(各13,000部)	広報アンケートを実施し、市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供に努め、よ多くの市民に現状を知ってもらう。	6,329
			平成25年度	「広報なんたん」(隔月刊、年6回発行)については、特集記事を中心に記事を充実し、「お知らせなんたん」(月2回、年24回発行)については行事等即時的記事を中心に広報の充実を行う。(各13,000部)	市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供に努め、よ多くの市民に現状を知ってもらう。	6,323
			平成26年度	「広報なんたん」(隔月刊、年6回発行)については、特集記事を中心に記事を充実し、「お知らせなんたん」(月2回、年24回発行)については行事等即時的記事を中心に広報の充実を行う。(各13,000部)	広報アンケートを実施し、市民にとってわかりやすく、利用しやすい行政情報の提供に努め、よ多くの市民に現状を知ってもらう。	6,323
具体的な実施内容	「広報なんたん」(隔月刊、年6回発行)及び「お知らせなんたん」(月2回、年24回発行)各13,000部を市内各戸に配布し、市民へ行政情報の提供を行う。					
事業の目的	現在の市のまちづくりの方向や方針について、市民の誰にもわかりやすい説明を行う。生活に役立つ公益性のある情報の提供や行政情報を集約し、的確に伝える。					
事業の効果	市政への理解が深まる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 地域振興課

(単位:千円)

事業名	電子自治体構築事業	細事業名		新継区分	新規事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	6 行財政改革を推進する					
	(1)情報公開と電子自治体の構築					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 25 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	経年劣化による故障リスクの増大や技術革新の早い情報システムの更新に向けた検討が必要である。		平成23年度	予算現額		0
			平成24年度	サーバー及び端末の更新	基幹業務系サーバーの一部更新 個別業務系サーバーの一部更新 端末の更新	337,220
具体的な実施内容	経年劣化による故障リスクの増大や技術革新の早い情報システムの更新に対応するため、ソフト及びハードについて適切な時期に更新を行う。		平成25年度	サーバー及びネットワーク機器の更新	基幹業務系サーバーの一部更新 個別業務系サーバーの一部更新 ネットワークスイッチ等の更新	83,385
事業の目的	南丹市の保有する情報資産を保護し、行政情報システムを継続的かつ効率的に運用することを目的とする。		平成26年度			0
事業の効果	市民の個人情報及び市政に関する重要情報を保護し、システムの継続的かつ効率的な運用により、安定した行政サービスの提供と市民の信頼の確保ができる。					

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 財務課

(単位:千円)

事業名	活性化推進基金積立金	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	6 行財政改革を推進する					
	(2)効率的な行財政運営					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	財政状況が厳しい中、今後の南丹市民の連携の強化及び均衡ある地域振興を図る事業の財源確保のため。		平成23年度 予算現額			400,600
			平成24年度	旧合併特例事業債を活用した基金の積立及び基金条例に基づく運用利子の積立	充当財源の旧合併特例事業債の償還の終了した額しか取り崩して活用できないため、効果は直ぐには出ない。	401,200
			平成25年度	旧合併特例事業債を活用した基金の積立及び基金条例に基づく運用利子の積立	充当財源の旧合併特例事業債の償還の終了した額しか取り崩して活用できないため、効果は直ぐには出ない。	401,800
			平成26年度	旧合併特例事業債を活用した基金の積立及び基金条例に基づく運用利子の積立	充当財源の旧合併特例事業債の償還の終了した額しか取り崩して活用できないため、効果は直ぐには出ない。	402,400
具体的な実施内容	新市建設計画の財政計画で位置づけられた「合併市振興基金」を上限額24億円まで積み立てる。平成22年度から平成27年度の6年度間で4億円ずつ積み立てる。(4億円×6年度)					
事業の目的	地域住民の連携の強化又は合併市区域内の地域振興等の財源確保のための基金					
事業の効果	充当財源の旧合併特例事業債の償還の終了した額しか取り崩して活用できないため、効果は直ぐには出ない。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 地域振興課

(単位:千円)

事業名	行政改革推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	6 行財政改革を推進する					
	(2)効率的な行財政運営					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	公益法人等が合併前のままであり、多額の市費を投入しながら存在している。		平成23年度 予算現額			5,259
			平成24年度	公益法人等改革モニタリング	公益法人等改革モニタリング	3,000
			平成25年度	公益法人等改革モニタリング	公益法人等改革モニタリング	3,000
			平成26年度	公益法人等改革モニタリング	公益法人等改革モニタリング	3,000
具体的な実施内容	公益法人等改革の方向性を導く。					
事業の目的	効率的で効果的な行財政運営を確立するとともに、まちづくりに有効的な事業を展開する。					
事業の効果	総合振興計画に基づいた中で、市民等のニーズを的確に捉えた事業の展開が効率よく推進できる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 企画調整課

(単位:千円)

事業名	行政評価推進事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	6 行財政改革を推進する					
	(2)効率的な行財政運営					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	行政評価を次年度予算編成へ反映させるなど一定の成果はあるが、評価の過程における議論や予算枠配分後の各部局における事業の取捨選択など評価の成果が十分活かされているとはいえない。		平成23年度 予算現額			966
			平成24年度	行政評価 市民意識調査	外部評価 5回 内部事業評価 400事業以上 市民意識調査 1回	693
			平成25年度	行政評価 市民意識調査	外部評価 5回 内部事業評価 400事業以上 市民意識調査 1回	693
			平成26年度	行政評価 市民意識調査	外部評価 5回 内部事業評価 400事業以上 市民意識調査 1回	693
具体的な実施内容	事業評価、施策評価の過程において、施策目標の達成に向けた議論ができ、効率的で効果的な事業展開を進める。					
事業の目的	効率的で効果的な行財政運営を確立するとともに、まちづくりに有効的な事業を展開する。					
事業の効果	総合振興計画に基づいた中で、市民等のニーズを的確に捉えた事業の展開が効率よく推進できる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：市民福祉部 市民課

(単位:千円)

事業名	諸証明発行サービス事業	細事業名	新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律		
	6 行財政改革を推進する				
	(2)効率的な行財政運営				
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費
現状の課題	過疎化が進んでいるなか、住民の利便性につなげるサービスが求められる。	平成23年度 予算現額			759
		平成24年度	引き続き証明書交付事務を実施していくが、取扱い郵便局や証明書交付事務以外の委託事務も検討していく。	さらに広報し、取扱い件数を1ヶ月120件、年間1,440件とする。	759
		平成25年度	引き続き証明書交付事務を実施していくが、取扱い郵便局や証明書交付事務以外の委託事務も検討していく。	さらに広報し、取扱い件数を1ヶ月120件、年間1,440件とする。	759
		平成26年度	引き続き証明書交付事務を実施していくが、取扱い郵便局や証明書交付事務以外の委託事務も検討していく。	さらに広報し、取扱い件数を1ヶ月120件、年間1,440件とする。	759
具体的な実施内容	住民票の写し等の証明書交付事務を市内6ヶ所の郵便局において取り扱う。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費			
事業の目的	過疎地域における住民サービスの向上を目指す。				
事業の効果	身近な郵便局で証明書が交付できるため、高齢者や交通弱者の利便性が向上する。				

## 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 財務課

(単位:千円)

事業名	平成台販売促進事業	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	市有地等処分の媒介に関する実施要領			
	6 行財政改革を推進する		市有地等販売促進事業実施要領			
	(2)効率的な行財政運営					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	早期に平成台の分譲地の販売を完了し、住宅地の完成を目指す必要がある。	平成23年度 予算現額			12,521	
		平成24年度	①ハウスメーカーと販売代理協定による販売 ②宅建業者への媒介制度による販売促進 ③販売広告及びイベントの実施	早期に分譲地の販売が促進され、税外収入の確保と、定住者の増加による税収等が見込める。	12,288	
			平成25年度	①ハウスメーカーと販売代理協定による販売 ②宅建業者への媒介制度による販売促進 ③販売広告及びイベントの実施	早期に分譲地の販売が促進され、税外収入の確保と、定住者の増加による税収等が見込める。	12,288
				平成26年度	①ハウスメーカーと販売代理協定による販売 ②宅建業者への媒介制度による販売促進 ③販売広告及びイベントの実施	早期に分譲地の販売が促進され、税外収入の確保と、定住者の増加による税収等が見込める。
具体的な実施内容	平成台の分譲地の早期販売完了を目指し、不動産業者やハウスメーカー等との販売協力を得て販売促進を図る。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費				
事業の目的	平成台の分譲地の早期完売し、住宅地の完成を目指す。					
事業の効果	早期に分譲地の販売が促進され、税外収入の確保と、定住者の増加による税収等が見込める。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 財務課

(単位:千円)

事業名	未利用財産の適正管理及び処分	細事業名	新継区分	継続事業		
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	南丹市公有財産規則			
	6 行財政改革を推進する		南丹市市有土地の処分に関する規則			
	(2)効率的な行財政運営		南丹市公有財産等の処分等に関する検討委員会要綱			
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	市有地等の中には有効活用されず、単に市の財産として保有している土地等にも管理経費が必要となるため、早期にこれら財産の活用方針や処分方針の検討が必要である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		18,293	
			平成24年度	①草刈業務の委託 ②未利用土地の早期処分 ③住建業者に媒体を利用した市有地の早期処分 ④公有財産等の処分等に関する検討委員会の開催	①未利用土地の維持管理が図れる ②市有地の処分により、維持管理費が削減され、税外収入の確保及び債務の減少につながる	4,878
			平成25年度	①草刈業務の委託 ②未利用土地の早期処分 ③住建業者に媒体を利用した市有地の早期処分 ④公有財産等の処分等に関する検討委員会の開催	①未利用土地の維持管理が図れる ②市有地の処分により、維持管理費が削減され、税外収入の確保及び債務の減少につながる	4,878
			平成26年度	①草刈業務の委託 ②未利用土地の早期処分 ③住建業者に媒体を利用した市有地の早期処分 ④公有財産等の処分等に関する検討委員会の開催	①未利用土地の維持管理が図れる ②市有地の処分により、維持管理費が削減され、税外収入の確保及び債務の減少につながる	4,878
具体的な実施内容	未利用土地の適正な管理を行うとともに、管理にかかる費用の削減と税外収入を確保するため、早期にこれらの処分ができる体制づくりを行い、順次財産処分を実施する。					
事業の目的	①未利用土地の維持管理を図る。 ②未利用土地の早期処分により、管理経費の削減とともに税外収入の確保を図る。					
事業の効果	①未利用土地の維持管理を図れる。 ②未利用土地の早期処分により、管理経費の削減とともに税外収入の確保や債務の減少につながる。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：企画政策部 企画調整課

(単位:千円)

事業名	職員研修事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等	地方公務員法（第38条 研修）			
	6 行財政改革を推進する		南丹市職員服務規程（第8条 研修）			
	(3)行政サービスと職員の資質向上					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 26 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	職員の勤務能率の発揮及び増進を図るため、研修が必要。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		979	
			平成24年度	・南丹市主催研修の実施（講師派遣委託料） ・職場外研修への派遣（研修旅費、研修参加負担金）	課題発見能力、政策立案能力、対人関係能力、各種実務能力等、行政運営に貢献できる能力、資質の向上	1,350
			平成25年度	・南丹市主催研修の実施（講師派遣委託料） ・職場外研修への派遣（研修旅費、研修参加負担金）	課題発見能力、政策立案能力、対人関係能力、各種実務能力等、行政運営に貢献できる能力、資質の向上	1,350
			平成26年度	・南丹市主催研修の実施（講師派遣委託料） ・職場外研修への派遣（研修旅費、研修参加負担金）	課題発見能力、政策立案能力、対人関係能力、各種実務能力等、行政運営に貢献できる能力、資質の向上	1,350
具体的な実施内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・様々なテーマ設定による、独自の庁内研修(全体及び階層別)の企画、実践。</li> <li>・職場外研修への職員の積極的な派遣。</li> </ul>					
事業の目的	市民の信頼に応えることのできる人材づくりを目指し、職員の意識改革、能力向上と職場の活性化を図る。					
事業の効果	職員の資質向上と良好な職場環境の構築。					

# 個 別 事 業 計 画 書

所管部署：総務部 総務課

(単位:千円)

事業名	庁舎整備検討事業	細事業名		新継区分	継続事業	
総合振興計画 の位置づけ	第4章 共に担うまちづくりの仕組みを築く	根拠法令等				
	6 行財政改革を推進する					
	(4)施設配置の見直しと庁舎の整備					
事業計画期間	平成 24 年度 ～ 平成 24 年度	年度	当該年度における事業の実施内容	当該年度に目指す成果・効果	事業費	
現状の課題	現庁舎は建築後30年余りが経過し耐震性に問題があり、大地震の災害時の復旧・復興の拠点として機能できない。狭隘であり機構集中、行政需要の拡大に伴い窓口が分散化し行政サービス上、業務上も非効率である。	各計画年度ごとの事業概要と目標・事業費	平成23年度 予算現額		9,000	
			平成24年度	・(仮)市役所本庁舎整備検討委員会での検討結果に基づき、整備の方向を見い出す。	庁舎整備の基本方針を策定する。	1,000
			平成25年度			0
			平成26年度			0
具体的な実施内容	庁舎の耐震診断を実施するとともに、(仮)市役所本庁舎整備検討委員会を設置し、庁舎の整備方針・整備方法等を検討する。					
事業の目的	南丹市の防災拠点としての位置づけをしながら、窓口等の市民サービスの向上と情報化、省エネ化に対応する市役所本庁舎の整備計画の策定を目指す。					
事業の効果	市民にとって利用しやすい市役所の実現と災害時の初動環境が確保される。					